

令和4年12月 1日開会

令和4年12月19日閉会

# 令和4年第4回(12月)定例会

川根本町議会

## 令和4年第4回（12月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号（12月1日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期決定	7
○議案第52号～議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
○議案第54号～議案第57号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
○議案第58号の上程、説明	10
○議案第59号の上程、説明	11
○議案第60号～議案第61号の上程、説明	11
○議案第62号の上程、説明	12
○議案第63号の上程、説明	12
○議案第64号の上程、説明	13
○議案第65号の上程、説明	13
○議案第66号の上程、説明	14
○議案第67号の上程、説明	15
○議案第68号の上程、説明	15
○議案第69号の上程、説明	16
○議案第70号の上程、説明	16
○散 会	17

### 第 2 号（12月9日）

○開 議	21
○議事日程の報告	21
○諸般の報告	21
○議案第58号の質疑、討論、採決	21
○議案第59号の質疑、討論、採決	24

○議案第60号の質疑、討論、採決	25
○議案第61号の質疑、討論、採決	28
○議案第62号の質疑、討論、採決	29
○議案第63号の質疑、討論、採決	30
○議案第64号の質疑、討論、採決	33
○議案第65号の質疑、討論、採決	34
○議案第66号の質疑、討論、採決	40
○議案第67号の質疑、討論、採決	40
○議案第68号の質疑、討論、採決	41
○議案第69号の質疑、討論、採決	42
○議案第70号の質疑、討論、採決	43
○日程の追加	44
○議案第71号の上程、説明	44
○散 会	45

### 第 3 号 (12月19日)

○開 議	49
○議事日程の報告	49
○諸般の報告	49
○一般質問	49
佐々木 直 也 君	50
中 澤 莊 也 君	59
澤 西 省 司 君	70
石 山 貴美夫 君	81
野 口 直 次 君	99
大 竹 勝 子 君	115
○議案第52号及び議案第53号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	126
○議案第54号～議案第57号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	129
○議案第71号の質疑、討論、採決	134
○発議第3号の上程、採決	137
○請願第1号及び請願第2号の委員会付託	138
○特別委員の選任	138
○閉 会	139

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	佐々木	直也	君
2番	中野	浩和	君
3番	藤田	至	君
4番	澤西	省司	君
5番	石山	貴美夫	君
6番	大竹	勝子	君
7番	野口	直次	君
8番	中野	暉	君
9番	中澤	莊也	君
10番	中田	隆幸	君
11番	中原	緑	君
12番	杉山	広充	君

不応招議員（なし）

## 令和4年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和4年12月1日(木) 午前9時開会

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 4 議案第53号 川根本町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第54号 川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第55号 川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第56号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第57号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第58号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第59号 川根本町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第60号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第61号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第62号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町奥大井もりのくに)
- 日程第15 議案第64号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第16 議案第65号 令和4年度川根本町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第17 議案第66号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第67号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第68号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第20 議案第69号 令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第70号 令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也 君	2番	中野 浩和 君
3番	藤田 至 君	4番	澤西 省司 君
5番	石山 貴美夫 君	6番	大竹 勝子 君
7番	野口 直次 君	8番	中野 暉 君
9番	中澤 莊也 君	10番	中田 隆幸 君
11番	中原 緑 君	12番	杉山 広充 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺田 靖邦 君	副町長	秋元 伸哉 君
教育長	山下 斉 君	総務課長	山田 貴之 君
企画課長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	坂下 誠 君
税務住民課長	竹野 克彦 君	くらし環境課長	梶山 正幸 君
健康福祉課長	森下 育昭 君	高齢者福祉課長	海老名 重徳 君
農林課長	鈴木 浩之 君	建設課長	風間 一章 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	教育総務課長	平松 敏浩 君
社会教育課長	大村 泰子 君	会計管理者兼 会計課長	北原 徳博 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 澤口 誠一郎

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和4年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（杉山広充君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。  
11月25日、町長から第4回定例会を招集告示した旨、通知がありました。  
本定例会は、議案19件が町長から提出されております。  
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（杉山広充君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。  
○町長（藺田靖邦君） 皆さん、改めまして、おはようございます。  
12月定例会初日ということで、お集まりいただきまして、ありがとうございます。  
町長就任1年、12月の定例会から始まって1年たちました。この1年、様々なことがあって、私にとってはいろいろな意味で修行の1年であったかなと、そんな思いの中でおります。

そんな中で、昨日、モロッコで徳山の鹿ん舞、ヒーヤイ、皆さんも新聞で御存じかと思うんですけども、登録されました。いつも私思うんですけど、やはり伝統を伝えてつなげていくという文化というのは、そこにいる人たちもなかなか大変な事として、この前の赤石太鼓のときも私申し上げたんですけど、長く続けるということはなかなか容易なことではない。さらにこれからもそうだと思うんですけども、たまたま徳山の鹿ん舞に関しましては、私、中学校の頃バスケットボール部として、先輩たちが徳山の人が多かった。いつも練習の前に鹿ん舞と言ってこう、そういった運動がバスケット部にあるんですけども、なかなかきついハードな最初の体操として、とにかくあの頃も牡鹿になるのは誰だ、そういった思いの中で友人たちもいろいろ競い合っていたことを思っています。なかなか牡鹿というのは、この年になると私も牡鹿はできないと思って、一歩歩けば駄目になっちゃうと思うんですけど。これから維持していくことも大変なこととして、こうした伝統文化、そういったものがこの町にあるということは、それをいかに持続させていくかということ、誉れだと私も思っていますので、今回こうした登録を受けたことに対して、エコパークもそうですけども、いろいろな意味合いの中でこれからそういった伝統も守っていかなければならないと思っています。

一つ、今年100歳で亡くなった佐藤翁がいるんですけど、奥泉に。私、御教授いつも願ってしまして、そのときに赤石太鼓の話、そのときもお話しさせていただいたんですけど、挨拶で。「菌田君、伝統というのはどういうものか」ということをいつも佐藤さんはお話ししていただいて、私も本当に御教授いただきながら伝えてつなげていくこと、私たちはいつまでもこんな現役でいられない、伝えてつなげていくことをどうするかということをしかりと私自身も肝に据えて、これから先の川根本町、若い方たち、伝統を大事にしながらやっていきたい、そんな思いであります。

いずれにしましても、全てにおいて今本当に後継者というか、そういった方たちがどう伝えていってくれるかということが、これから先の町の残り方とかそういった意味になるのではないかと思っています。いずれにしましても、皆さんもそういった伝統文化、こういうことになりましたから、伝えてつなげていただければと思っております。

本日の議会、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（杉山広充君） これで行政報告を終わります。



### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉山広充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、佐々木直也君、2番、中野浩和君を指名いたします。



---

◇

◎日程第2 会期決定

○議長（杉山広充君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの19日間に決定いたしました。

---

◇

◎日程第3 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

◎日程第4 議案第53号 川根本町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、日程第4、議案第53号、川根本町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、また、議案第53号、川根本町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、一括して提案理由を説明いたします。

議案第52号は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるに当たり、川根本町定年等に関する条例、川根本町職員の給与に関する条例等の関係する条例について所要の整備をするため、関係する条例の一部改正7本、廃止とする条例1本についてまとめ、整備条例として制定し、一括して御審議いただくものです。

議案第53号は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるに当たり、今回新たに地方公務員法の規定にあります高齢職員の多様な働き方を確保するためのものです。本人が希望した場合に、定年前5年間を取得可能期間とする高齢者部分休業制度を導入するものであり、高齢者部分休業の承認、部分休業取得中の給与の減額の取扱い等について定めるものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第52号及び議案第53号について総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議案となっております議案第52号及び議案第53号については、第1常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号及び議案第53号については、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。



◎日程第5 議案第54号 川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

◎日程第6 議案第55号 川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例について

◎日程第7 議案第56号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

◎日程第8 議案第57号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第54号、川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、日程第6、議案第55号、川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第56号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第57号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、以上、4議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第54号、川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第55号、川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例につい

て、議案第56号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、議案第57号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、関連するものであるので一括してご説明をさせていただきます。

総務大臣通知「公営企業会計の適用の更なる推進について」により、平成31年度から令和5年度までを「拡大集中取組期間」とし、簡易水道事業においても3万人未満の市区町村も、令和6年度から公営企業会計へ移行することが必要とされました。

これを受け、本町におきましては、公営企業会計への移行準備を令和2年度から本年度まで3年間行っております。そして、令和5年度から公営企業会計へ移行するに当たり、地方公営企業法の規定に基づき、条例を制定する必要があることから、今回、条例を制定するものであります。

続けて、議案第55号、川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例、議案第56号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例、議案第57号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。

前述の各条例は、議案第54号、川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、各条例において関連部分を改正するものであります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第54号から議案第57号まで総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議案となっております議案第54号から議案第57号については、11人の委員で構成する簡易水道事業会計特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号から議案第57号については、11人の委員で構成する簡易水道事業会計特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました簡易水道事業会計特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、簡易水道事業会計特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定いたしました。

特別委員会の正副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。本日の定例会散会後に議場で簡易水道事業会計特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。



◎日程第9 議案第58号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例  
について

○議長(杉山広充君) 日程第9、議案第58号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第58号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、概要を説明いたします。

現在の役場組織体制は、平成29年4月から執行し、現在、教育委員会を含めて13課2局、25課内室の構成となっており、本年度末で6年が経過することになります。

この間、多様化する行政課題や行政需要への対応に努めてまいりました。しかし、現行の組織体制の中において、行政課題への対応及び行政事務の執行に、効率性に欠ける部分が出てまいりました。それが結果としまして、住民サービスの向上や事務効率化に支障が生じていると考えております。

また、今後、移住・定住政策の推進と、行政サービスのデジタル化をさらに推し進めていく方針を踏まえて、今回の組織改編案を編成させていただいたところです。

施行日は、令和5年4月1日であります。

今回の組織の見直し方針としては、第二次川根本町総合計画後期計画を着実に遂行できる体制の構築を目指し、行政サービスを低下することなく、事務処理体制を効率的にすること、指揮命令系統を改め、責任の所在を明確とすることです。

今後、取り組むべき行政課題に的確に対応するため、今回、課設置条例の一部を改正する条例を提案するものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第10 議案第59号 川根本町職員定数条例の一部を改正する  
条例について**

○議長（杉山広充君） 日程第10、議案第59号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、議案第59号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、同条例第2条において規定する職員の定数について、同条第1項第4号に規定する教育委員会の事務部局の職員と第5号で規定する同委員会の所管に属する教育機関の職員の区分を、教育委員会の事務部局及び教育機関の職員に改め第4号として、同号で規定する定数については、令和5年4月からの町内小学校の再編により、小学校数が2校減となることに伴い、職員の数を2名減とし、26名とするものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第11 議案第60号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例  
について**

**◎日程第12 議案第61号 川根本町職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例について**

○議長（杉山広充君） 日程第11、議案第60号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第12、議案第61号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 一括説明とさせていただきます。議案第60号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第61号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、関連しておりますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、令和4年8月、民間給与との格差を埋めるため、職員の初任給及び若年層の給料表の引上げと、民間の特別給の支給状況を踏まえて、特別給の年間支給月数を0.1月分、引き上げる勧告を行ったところであります。

町としましては、公務員の労働基準権の制約を受け、その代償措置の根幹をなす人事院勧告を尊重し、国の基準に従いまして改正をさせていただくものです。

議案第60号においては、特別職の職員で常勤のもの、議案第61号において、町職員の特別給の年間支給月数をそれぞれ0.1月分引き上げる改正を行い、年間4.40月分とする改正を行うものであります。

また、あわせて、議案第61号では、再任用職員の特別給について、年間支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を2.3月分とする改正と、さらに、一般行政職給料表及び医療職給料表について、民間給与との格差を埋めるために、主に若年層の給料月額の改正を行うものであります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第62号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第13、議案第62号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第62号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

今回の改正は、マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録に関する証明等を、コンビニエンスストアなどに設置された多機能端末機を使って交付する際の手数料の減額に関して定めるものです。

マイナンバーカードの取得の推進、コンビニ交付の拡充、加えて自治体DX化及び窓口業務の効率化を進めていくため、この条例に所要の改正を行うものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町奥大井もりのくに)

○議長（杉山広充君） 日程第14、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのくに）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について、概要を御説明いたします。

「川根本町奥大井もりのくに」につきましては、今回、新たに令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間、指定管理者制度により管理運営を行うに当たり、2社から申請書の提出がありました。

11月16日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、審査を行った結果、西東石油株式会社、代表取締役社長、西村康正氏を指定管理者として選定いたしました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第64号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

○議長（杉山広充君） 日程第15、議案第64号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第64号、静岡県市町総合事務組合理約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡県市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の構成団体の変更は、太田川流域の4市町で構成されている太田川原野谷川治水水防組合が、令和5年3月31日をもって解散することに伴い、静岡県市町総合事務組合の構成団体が変更となるものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第65号 令和4年度川根本町一般会計補正予算（第10号）

○議長（杉山広充君） 日程第16、議案第65号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第65号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第10号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,610万円を追加し、総額を66億1,630万円としたいものです。

今回の補正は、令和4年台風15号により被災した町道・林道の災害復旧工事に係る調査測量設計費や、農地・農業用施設及び寸又峽夢のつり橋の応急復旧工事費の計上、国の補助事業を活用した産地パワーアップ事業補助金の計上、電気料等の高騰の影響による光熱水費の増額、人事院勧告等に基づく職員人件費の増額が主な内容となっており、財源は国県補助金、災害復旧事業債をはじめとする有利な起債を活用し、一般財源は全て繰越金で構成をしております。

また、第2表の債務負担行為の補正については、もりのくに施設指定管理業務について、令和8年度までに必要となる委託料の限度額となっております。

第3表の繰越明許費については、今年度計上した事業のうち、現時点で年度内に完了が困難である見通しの3事業について、繰越限度額を設定するものであります。

第4表の地方債補正については、歳入歳出予算に計上した過疎対策事業債、合併特例事業債、災害復旧事業債について、借入限度額を補正したいものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いをいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第66号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（杉山広充君） 日程第17、議案第66号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第66号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明します。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、総額を9億2,060万円としたいものです。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく職員人件費の増額と、特定健診に係る前年度の国県補助金の清算による返還金の計上で、財源は一般会計繰入金と繰越金で構成されております。



御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 議案第67号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第18、議案第67号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第67号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、総額を13億7,450万円としたいものです。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく職員人件費の増額計上で、財源は従前の負担割合に基づき計上しております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第19 議案第68号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（杉山広充君） 日程第19、議案第68号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第68号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、総額を2億2,390万円としたいものです。

今回の補正は、電気料金高騰を受けての光熱水費の増額計上で、財源は全て基金繰入金となっております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第20 議案第69号 令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（杉山広充君） 日程第20、議案第69号、令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第69号、令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、総額を1,360万円としたいものです。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく職員人件費の増額計上で、財源は全て一般会計繰入金で構成されております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第21 議案第70号 令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（杉山広充君） 日程第21、議案第70号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第70号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、総額を5,920万円としたいものです。

今回の補正は、遠隔診療の際に医師が使用する端末機（タブレット）とマイナンバーカードに対応するためのオンライン資格確認機器の購入経費の計上となっており、財源は全て一般会計繰入金で構成されております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、12月9日午前9時に開会し、委員会付託議案以外の議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

先ほども申し上げましたが、議員の皆さんはこの場で引き続き簡易水道事業会計特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行ってください。

委員会終了後に全員協議会を開会いたします。関係者は大会議室で待機をお願いいたします。

ありがとうございました。

以上です。

散会 午前 9時39分

## 令和4年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和4年12月9日(金)午前9時開議

#### 諸般の報告

- 日程第 1 議案第58号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第59号 川根本町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第60号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第61号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第62号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町奥大井もりのくに)
- 日程第 7 議案第64号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第 8 議案第65号 令和4年度川根本町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 9 議案第66号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第67号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第68号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第69号 令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第70号 令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 追加日程第1 議案第71号 令和4年度川根本町一般会計補正予算(第11号)

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也 君	2番	中野 浩和 君
3番	藤田 至 君	4番	澤西 省司 君
5番	石山 貴美夫 君	6番	大竹 勝子 君
7番	野口 直次 君	8番	中野 暉 君
9番	中澤 莊也 君	10番	中田 隆幸 君
11番	中原 緑 君	12番	杉山 広充 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺田 靖邦 君	副町長	秋元 伸哉 君
教育長	山下 斉 君	総務課長	山田 貴之 君
企画課長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	坂下 誠 君
税務住民課長	竹野 克彦 君	くらし環境課長	梶山 正幸 君
健康福祉課長	森下 育昭 君	高齢者福祉課長	海老名 重徳 君
農林課長	鈴木 浩之 君	建設課長	風間 一章 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	教育総務課長	平松 敏浩 君
社会教育課長	大村 泰子 君	会計管理者兼 会計課長	北原 徳博 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 澤口 誠一郎

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（杉山広充君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は12月1日と同様ですので、御了承願います。

---

◎諸般の報告

- 議長（杉山広充君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月1日、本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けました。続いて、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について、御協議いただきました。

12月2日には、第1常任委員会、簡易水道事業会計特別委員会が開催され、それぞれ付託議案の審査を行っていただきました。

また、監査委員から、お手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 議案第58号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例  
について

- 議長（杉山広充君） 日程第1、議案第58号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

- 6番（大竹勝子君） 複数の課にまたがる課題について、例えば移住定住などのどのような形で連携を図っていくのかを教えてください。

それから、行政機構全体を通じての情報共有が十分できていないのではないかという懸念にはどのように答えるのか教えてください。

それから、同一ないし同種の事務を複数の課で担う場合には、最終的に責任を負う部署並びに総合調整を図る役割を担う部署をどのように定めるのかをどうのお考えか教えてください。お願いします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、一つ目の複数の課にまたがる課題についてといった御質疑にお答えいたします。

御質疑のとおり、組織改編後におきましても複数の課にまたがる課題というものは発生いたします。御質疑にありました移住定住につきましては、まず、経営戦略課が移住者との窓口となり対応してまいります。移住されてからの生活に必要な手続についてワンストップの窓口となり、全ての手続、相談の対応を経営戦略課が庁内関係課と調整を行い各課との連携を図ってまいります。

二つ目の、行政機構全体を通じての情報共有の御質疑にお答えします。この問題は、今回の組織改編に直接関係するものではございませんが、情報共有は重要なことと認識をしておりますのでお答えしてまいります。

これまでも複数の課が関係する課題に対して、縦割りではなく課を横断する形でプロジェクトチームを編成して対応してまいりました。例えば重要課題でありますデジタル化ではデジタル推進リーダー会議、また、情報発信における広報戦略会議などであります。各課から委員を選出し、組織全体への浸透を図っているところであります。今後もこうした情報共有に努めてまいります。

3番目の最終的な責任を負う部署、また、総合調整を図る役割といった御質疑にお答えします。

今回の組織改編では、責任の明確化を図ることが目的の一つであります。そのため、これまで責任の所在が曖昧だった部分の改編を行います。総合調整が必要な事業につきましては、これまでどおり総務課が対応し調整していきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 観光商工課の分掌事務の内（3）商工振興に関する事、（4）企業支援に関する事は産業振興課、旧農林課に移管された後、各受付は本庁になり、総合支所では受付ができなくなるのでしょうか。伺います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 今回の組織改編では、組織内の命令系統を一本化し効率的な事務の執行を目的としており、現在、総合支所内に設置している支所管理局を廃止し、各課の直属の命令系統、また、責任の所在を明らかにするというものであります。

しかし、書類の提出窓口を総合支所内で閉鎖するというものではございません。

ただし、商工業振興、企業支援に関する御相談といったものは、本庁舎までお越しいただきたいと考えております。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） では、支所のどこが商工関連の受付を担当するのですか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） そういった総合的な書類の受付につきましては、総務課の直属のものとしまして、総合支所内に設置してまいります。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） このいただきました資料の中では、総合支所の窓口は税務住民課の位置づけですが、商工関連についても対応、受付ということで理解してよろしいですね。町民の方が理解できるかなというところがありましたけれども。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） お示しした組織のものにつきましては、確かに税務住民課のほうで窓口対応というようなことでお示ししました。これにつきましては、現在の窓口業務であります住民票の交付ですか、そういったものの対応ということを想定して記載しておりましたので、今後4月までにしっかりとした住民の皆様へのお知らせをしまいたいと思います。

○議長（杉山広充君） 中原緑君の質疑が3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第58号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◇

◎日程第2 議案第59号 川根本町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第2、議案第59号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 提案されている議案を文字どおりに読むと、学校再編は結局のところ子供たちに行き届いた教育を受けさせるための人員配置を削減することが目的だったのではないかと思えるのですが、違いますか。伺います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、決してそうした目的ではないことを述べさせていただきます。今回の定数条例の内容につきましては、提案理由でも説明しましたとおり、教育委員会に関連する区分や定数についての一部改正であります。これは統合し廃校となる2小学校の様々な業務を行っていただいている職員を削減するとともに、業務が多様化する中で、教育機関である出先機関を含め、柔軟に業務分担を行うためにこの区分を改めるというものであります。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 日本共産党の大竹勝子です。ただいま議題となっております議案第59号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてに対して、反対の立場から討論を行います。

本案は現在町内に六つある小中学校を最終的には二つの義務教育学校に再編する計画の一環として、来年度から旧中川根側の3小学校を1校に集約するのに伴って廃校となる二つの小学校に配置されていた町職員の定数を2名削減とするものです。確かに学校数が削減されればそこに配置される職員も削減されるのが当然のことかもしれませんが、町の正規職員は2名削減でも恐らくは会計年度任用職員を削減する考えではないでしょうか。

さらに重大なのは、県から派遣されている教諭などについては半分以下になるのではないかと思います。既に、学校再編のための工事に係る設計変更のための補正予算案や町立学校設置条例の一部改正案が審議された際にも指摘したところですが、ユネスコやOECDなど複数の国際機関が日本における教育環境は高度に競争的であり、どの子にも行き届いた教育

を行う上で改善が求められる、あるいは、学級定員があまりにも多く、教員の過重負担となっているといった趣旨の指摘や勧告を繰り返しています。

その中で当町の学級定員に限れば十分このような勧告に応える状況で、せっかく少人数学級が実現されているものを、たとえ一部の町民から統廃合を求める声が強く上がっていたからと言って、それをアンケートも取らず委員会の結論だけで、これまで町が言い続けた「教師はまちの財産」と説明してきた方針を捨てて、3小学校を一つにするということで、クラスの生徒数が増えてどのような大変さがあるかも分からないときに、機械的に教師を支える町職員を減らすことは納得できません。

結局のところ、教育に携わる人的資源の配置を大幅に圧縮し、それに伴って教育につき込む予算も削減することが目的だったのではと思われても仕方のないことです。教育関係の雇用を減らすことは地域の経済や活力などにも大きなマイナスになるのは火を見るよりも明らかです。本議案が示す職員定数の削減は認められないことを明らかにして、本案に対する私の反対討論とします。

以上。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 本条例の一部を改正する条例については、賛成の立場として討論いたします。

国、県の学校設置の規定に沿ったもので、本条例は、条例内の第4項と第5項を合わせた区分を改めているところも柔軟な対応が考えられるので、本条例の改正については適正とし、賛成といたします。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第59号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第60号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第60号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 特別職の期末手当は現在幾らで、引上げは幾らになるのか伺います。特別職分の手当増額と一般職員分の手当とのバランスが取れていないのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、一つ目の特別職の期末手当の関係にお答えします。

今回の一部改正では特別職の期末手当の年間支給率を0.1月分引き上げるという改正でありまして、これによりまして、年額で5万円から7万円の引上げとなります。

続けて二つ目の関係です。バランスの関係の御質疑ですが、一般職員についても特別職と同様に年間の支給率を0.1月分引き上げるという一部改正でございますので、バランスは取れているものと考えております。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 町民感情としては、上げる必要がないのではないかとということも考えられるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 全て人事院勧告の基において、また夏に下げるといふ、これはずっと変わらないことでして、町民の皆さんが高い安い、いろいろな思いがあろうとも思うんですけども、私のことを特別職だから言わせてもらいますけれども、報酬だけでやっているわけではない、自分の思いというのは、高い安いかと言えば、どっちかと言われればどっちにしようと思うくらいのこと、基本どうあるべきかを考えながら、この報酬をいただいて仕事をすることだけですので、その辺だけ御理解いただきたい。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 日本共産党の大竹勝子です。ただいま議題となっております議案第60号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてに対して、反対の立場から討論を行います。

本条例は、正副町長並びに教育長の期末手当を年間0.1か月分増額するというものです。

提案理由の中で、町長は国の人事院勧告に準じて当町においても同様の改定を行うと説明

していますが、人事院勧告は決して一般の労働者の2倍以上ある首長の報酬の引上げを考えて示したのではないはずで、むしろやるべきことは、現場で苦勞されている職員の給与を、せめて物価高騰に合わせて1割以上の引上げをするべきだと私は考えます。

現在、我が国は90年代初頭のバブル崩壊以降、経済の長い停滞が続いており、こんなことになっている最も重要な要因としては、働く者の給与をはじめとする待遇があまりにも低く抑えられたまま、GDPの半数以上を占める個人消費が伸びないという事情があるというのが、学者をはじめ企業の経営者も含めて大半の識者が共通して指摘しているところです。

この意味において、今年の人事院勧告は期末手当の0.1か月というあまりにも不十分なものと言わなければなりません。それなのに、本案による常勤の特別職に関する期末手当の改正で増えるのは三役で17万9,000円なのに対して、一般職員に係る勤勉手当の増加額は226人で186万8,000円という、一人当たり1万円にも満たない金額です。その上、若い職員や会計年度任用職員など、ただでさえ低い給与の職員では5,000円あるかも分からない、僅かな引上げしかありません。

今やらなければならないことは、このような職員の待遇を思い切って改善することは緊急を要するところと言わなければなりません。人事院が引上げを勧告したからといって、もともと給与が高い常勤特別職の期末手当の増額を図る必要性がないことは明らかだと考えます。

以上の理由から本案について、現時点において残念ながら賛成することはできないということを申し上げ、私の反対討論といたします。

以上。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、中田隆幸君。

○10番（中田隆幸君） 私は、この案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

それこそ、今回のこの災害においても、この特別職の方々是非常に大変な思いをしております。そういった人の上に立つ立場として非常に精神的にも大変な思いをしておる方々ですので、私はこういうこのぐらゐの給料を上げるというのは、職員もこの後の議案にもありますが、上がってきますので、私は賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第60号、川根本町特別職の職員で常勤のものゐの給料等に関する条例の一

部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第61号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第61号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 若手職員の給与水準を上げたということですが、十分だと考えておられますか。

この改定による職員の生活改善と町、地域の経済への波及効果をどのように見積もっておられるのかを伺います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、若手職員の給与水準の引上げに関する質疑にお答えします。

職員の給与改定につきましては、これまでも人事院勧告に基づき改定を行ってまいりました。若年層の職員給与についても、今回の勧告では、民間給与における初任給の動向などを踏まえ引き上げております。決して十分とは言えないかもしれませんが、民間との格差は縮小したと考えております。

続きまして、この改定による波及効果といった御質疑にお答えします。

今回の改正は人事院勧告に基づくものでありまして、民間給与との格差是背を図ることが目的であります。これによりまして、少しでも職員の生活が充実し、また、仕事に対するモチベーションの向上につながればと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第62号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する  
条例について

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第62号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 手数料の引下げによる減収の穴埋めはどのようになされるのか伺います。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） ただいまの御質疑に対してお答えをいたします。

今回の改正によります減収分は、それほど過大なものにならないと考えています。

なお、マイナンバーカードの普及が進むことで、自治体が進めるデジタル化に関連した住民サービスの経費が増えることも考えられるとし、地域デジタル化の財政需要を拡充する中で、普通交付税算定の指標の一つとして、カードの交付率を用いる方向で検討するとの見解が総務省から示されており、今後その動向を注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 北部地域にはコンビニがなく南部の方と不平等を感じるんですけども、コンビニで使えない分、窓口での利用はできれば同じ料金にすることは可能かどうか伺います。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） ただいまの御質疑は、窓口手数料もこのコンビニ交付の手数料と同額にすることができないかという御質疑だと思いますけれども、今回コンビニ交付で申請者自身が端末機を操作して証明書類の交付を受ける分についてを減額するというような内容でございます。それに伴う窓口での人件費、あるいはその他の証明等にかかる経費等が削減されることから、コンビニ交付を減額することは妥当かと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第62号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第6 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町奥大井もりのくに）

○議長（杉山広充君） 日程第6、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのくに）を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのくに）について質疑いたします。

一つ目が、説明資料2ページ目、7項目、担当課の意見のところに「温泉施設の漏水状況は改善する必要があると考えているため、その部分を改善し、アイデアあふれるサービスの提供を得ることで収益増加を目指していくこととしたい」とあります。上記中の漏水状況の改善費用は誰が負担するのか、改善費用のおおよその見積額を伺います。

二つ目、説明資料同じく2ページ、7の「これまでにない民間企業のノウハウを活用した新たなプログラムの提供を得ることで収益黒字化を目指し、指定管理料の見直しを強く推進していきたい」、「西東石油のノウハウを活用した新たなプログラムの提供を得る」と置き換えた場合、そのプログラムの内容と実施時期はいつか伺います。

三つ目、指定管理者指定申請書27ページ「もりのくにコンセプト創り×ブランディング」で提案しているプランの改装費用やサウナ設置費用は、指定管理者負担でしょうか。

4番目、指定管理者指定申請書ページ24中「人件費の見直しと無駄な経費削減」とはどのような無駄があったのか、経費削減はどこを削減することで達成できると考えますか。

以上、四つの質問をさせていただきました。お願いいたします。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） それでは、ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

まず、漏水の改善費用の御質疑でございます。漏水の改善費用でございますが、改善につきましては町の予算で実施をいたします。改善費用につきましては、令和5年度当初予算で計上し、お示しさせていただきます。

次に、プログラムの内容と実施時期の御質疑でございます。

プログラムの内容は、もりのいずみ、食事・売店、もりのコテージにおいて、もう一度来たくなるコンセプト創りとブランディングづくりを掲げたプログラムでございます。実施時期につきましては4年間の中で実施をしていくわけでございますが、初年度におきましては、ホームページの開設、食事のリニューアル、サウナ事業などを実施し、運営状況を見ながら計画プランを進めていく予定でございます。

次に、改善費用の負担の御質問でございます。指定管理者が計画している事業等は基本指定管理者で負担するものでございますが、事業計画内容、実施につきましては双方協議の上、決めていきます。

次に、経費削減の御質問でございますが、広告宣伝費、衛生清掃費、消耗品費等グループ会社への委託や仕入れにより経費削減に努めていく計画でございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 一つ目のところの漏水の件なのですけれども、おおよそで漏水について状況を詳しく説明していただくことはできますでしょうか。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 漏水の修理につきましては、漏水を防ぐ防水の工事を予定しております。費用につきましては、現時点でお示しできる額の把握はまだしておりませんので、先ほど申し上げましたとおり、当初予算に計上させていただいて、お示しをさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 2番、3番、4番とあるのですけれども、それをまとめて質疑させていただきます。2番目のところは、内装や店内の改装準備期間というのがあると思うのですけれども、令和5年からスタートしたときに、そういったものもあると思いますし、あともう一つ計画が実施されているのか、常に確認というのはいつの時点であるのかということですね。

そして3番目にいきまして、4年間の支出計画というものを見せていただいたのですけれども、事業費（装飾費）、それから修繕費が全体的に少ないのですけれども、これは別会計で



くくられているもの、要するに4番目のところは改装費用やサウナ設置費用というのが、その中には入っていないということなんですよね。

そして4番目は、無駄というところと経費削減というところなんですけれども、そこについてはグループ企業でということなんですけれども、4年間で川根本町に利益を還元できるようにいたしますという文がありまして、メッセージがありまして、とてもありがたいと思うのですが、利益が還元できないときの町の対応というのはどういう考えでいらっしゃるのか、そこの辺も伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） まず、最初の御質疑でございます。計画の中で5年度改装費とかそういう費用でございますが、やはり今回の計画につきましては、4年間の計画で計画をしております。初年度につきましては、やはり先ほども申し上げたとおり準備事業、それからホームページの開設、食事のリニューアル、それから前回御説明のときにサウナ事業ということでありましたサウナは、もう既に購入しているという説明もあったかと思えます。そのような中でできる事業から進めていくということでございます。あくまでもこれは4年間の計画でございますので、自分たちで計画をする中で、町と協議をしながら進めていくということでございます。

それから、二つ目の御質疑でございます。支出の計画費ということでございますが、改装費とか例えばそういう事業ですけれども、説明の中でもう一つクラウドファンディングというのが説明があったと思えます。資金についてはそういうのも活用したいということで、支出の計画の中には計上はありません。

それから、3点目の御質疑でございます。4年間利益を黒字化をして還元するという計画で現在はいます。やはり今回の申請者は、接岨峡の温泉会館も既に実施をしているわけですが、とにかく地元への貢献、それから施設を自分たちのノウハウを活用して、とにかく黒字化を出したいということで計画はしております。その実施状況については町も確認はいたしますけれども、その辺の状況を見ながら町といたしましても運営状況を見ながら確認はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 中原緑君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 中原議員と関連はしているのですけれども、もりのくにの指定管理料だけ1,000万円になっているんですけれども、その根拠を伺います。

それから、時の栖が指定管理のときにはイルミネーション点灯など多額のお金を使って自前でイベントをやってくれていたようですけれども、西東石油でも自腹を切ってくれているのか伺います。

計画によれば、数年後には経営の黒字化を図るとしてはいますが、利益が還元されるように

なったら、全額とは言わないまでも指定管理料を段階的に減らす考えはないか伺います。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

最初に指定管理料の御質疑でございますが、指定管理料は施設の形態によって異なっております。今回のもりのくにつきましては、温泉や食事施設また宿泊施設を有しており、施設規模も他指定管理施設とは異なるため、現在の指定管理料を設定しております。

二つ目の御質疑でございますが、イベント等の費用負担でございますが、指定管理者が計画するイベント等につきましては、指定管理者の負担で実施を行います。

次の、指定管理料を段階的に減らす考えはないかという御質疑でございます。指定管理料につきましては、今回、申請者から新たなプログラムを実施する中で、今後の拡大事業による収益増加を反映する形で計画を提案されております。そのような中で町といたしましては、現在の指定管理料ありきではなく、指定管理期間中の黒字額を考慮して、双方協議の上、見直しも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのく）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第64号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について

て

○議長（杉山広充君） 日程第7、議案第64号、静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 参考までに、脱退する一部事務組合が解散する理由を説明していただきたいです。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 同組合は太田川流域の3市1町で構成する団体であります。同組合の解散については、近年におけます情報通信技術の普及により情報伝達が容易になったということ、また構成の市町におきまして防災体制の強化や連携が図られ、それぞれの市町が水防の責任を果たすことが可能になったということを知っております。それが要因であります。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第64号、静岡県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。



**◎日程第8 議案第65号 令和4年度川根本町一般会計補正予算（第10号）**

○議長（杉山広充君） 日程第8、議案第65号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 1点目に、夢のつり橋を除くと、災害復旧工事の経費は計上されてい

ないようですけれども、工事に着手する計画もしくは見通しはどのようになっていますか。

2点目に、沢などの堆積土砂の排除は急がないと、それほど大きな降雨ではなくても被害が出かねないのではないかと思います。どのように対処するおつもりですか。

3番目に、産地パワーアップ事業の碾茶工場機械補助に1億1,550万円となっていますが、既に元の崎平の元の加工場ですけれども機械は取り外されていて、もぬけの殻になっています。隣に大きな穴を掘っていました。元の加工所の返済は済んでいるのか、またどのような人たちがこれから運営していこうとしているのか伺います。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） それではまず、一つ目の御質疑にお答えいたします。

まず工事の関係ですが、町道や林道につきましては、今月中に災害査定を受け事業量と事業費が確定いたします。その後に予算を要求し、速やかに復旧に向けて事務を進めていきます。

次に、堆積土砂の関係でございます。まずは、応急復旧として堆積土砂の排除を行いました。その後につきましては堆積のたびにこの作業が必要になり、落ち着くまでには数年かかるとおられます。また、復旧工事が必要な箇所につきましては、土木事務所と農林事務所を含めて協議を進めており、予算が整い次第工事を発注していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 6款1項5目茶業推進対策費の18節に関する質疑であります。

産地パワーアップ事業につきましては、その旧崎平共同製茶組合の施設を利用するものでありまして、既に建物内部の機械類については処分がされております。建物の所有権移転などの手続は完了してございます。そして、静岡オーガニック抹茶株式会社に譲渡をされているということでございます。新しい碾茶加工所の運営主体はこの同社になる、そういう事業計画で進んでおります。

なお、今回の補助事業の対象とならない部分につきましては、同社の自己資金により準備作業が進められておりまして、事業承認、補助金の交付決定の後で当該補助事業に着手するというスケジュールで進んでおるところでございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 碾茶のもととなるお茶のことですけれども、無農薬でということでしたけれども、ここの崎平の地区の方々とか生産者の方はどのような方々が取り組んでくださるのか教えてください。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 現在のところ、事業計画におきましては、まず静岡オーガニック抹茶株式会社、そちらが農業法人になりますので、直営の農場からの入荷ということがまず計画で上がっております。で、生産能力まで様々な農業者と連携してやっていくということ

でありまして、それを有機茶で供給を受ける、そういった計画でございます。

なお、今、無農薬ということでお話がありましたけれども、無農薬と有機は異なりますので、有機という形での対応になります。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） そのお茶はどこから持ってくるのですか。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 碾茶工場の原料となる生葉ということでお答えをいたします。

今回の補助対象事業、予算に計上しているところにつきましては、現時点では徳山地区が中心になるのではないかとというふうに考えております。おおむね10ha程度の圃場から入荷がなされていくだろうということでございます。

○議長（杉山広充君） 大竹勝子君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 同じく議案第65号の19節、負担補助金及び交付金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金1億1,550万円について質疑いたします。

1番目、崎平地区に整備されている有機碾茶加工施設の事業支援に関して、町の方向性は、煎茶に加えて世界の農産物需要動向に対応した茶生産体制を拡大するとしています。お茶の生産計画は茶全体で煎茶、碾茶の割合の値と、推進体制を含めどう策定されているか伺います。

二つ目、なぜ有機碾茶加工施設の整備後に農業者アンケート、先進地視察を行うのか、その理由と目的を伺います。

3番目、当該事業が町の茶振興の手助けになると考えるか、またその根拠を伺います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） まず、当町の川根茶の生産量に関しては、現在のところ数量計画値を持ってございません。それぞれの生産者単位、その生産計画に基づいて生産を行っているというところであります。このことから、煎茶と碾茶の割合につきましては、それぞれの生産者の生産計画及び生産実績の積上げとなっているということでもあります。あくまでも結果ということになります。

今回の碾茶の部分、この部分の計画数量につきましては25tということでありまして、現在稼働中の二つの碾茶加工施設と合わせますと大体60tの生産能力になっていくと。これマックス60tということになっていきます。碾茶の場合は町内にある抹茶加工所に納品をされていくという明確なサプライチェーンがありまして、その需要先との供給計画に基づいて生産量を増加させていこうというところでございます。

続いて、私の説明の仕方の話もありまして、農業者アンケートとかあるいは先進地視察についても前回の説明のときにお話をさせていただきましたけれども、この点につきましては、

この補正予算に関係した今後の町の有機碾茶栽培に関する方向性を御説明をしたというところでもあります。

今後においては、国が示すみどりの食料システム戦略に対応して、町の農業者の有機碾茶に関する意向を確認する、それとともに国の方向性を理解して先進地の取組を掌握して、有機農業の知識を得た上で、それぞれの農業者が自身の取組を判断していくというふうに環境を整えていくと、そういった作業に取り組んでまいりますということでもあります。

また、この事業につきましては、これまで当町の茶農家の皆さんは高品質のお茶の栽培、製造、生産を継続をしております。銘茶川根茶の産地を築いて、その後、特にその維持、保全、こちらにも努力をしております。お茶の流通販売動向が変化をしていく中で、当町においては碾茶工場2工場、そしてその碾茶の2次加工施設である抹茶工場が稼働して、碾茶の生産体制が拡大してきているというところでもあります。

で、この動向は、世界の茶の流通販売、消費動向に対応して資本関係のあるサプライチェーンに裏づけられた流通が特徴となっております、この特徴で計画生産や茶価の安定が実現をしており、煎茶にはない価格の安定性と計画生産ができる状況にあるということでありまして、当町の茶業の振興に寄与すると考えております。

なお煎茶の生産と、この有機碾茶の生産につきましては、町内において競合するものではないかと、農業者が農業経営の中で選択をしていくものであります。伝統的な高品質の煎茶と、近年取組が拡大している有機碾茶が産地の中で両立すると、そういったことが当町の産業にとって利になる、そういうふうに考えて取り組んでいく次第であります。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 2回目の質疑になりますので、まとめて。一つ目のところでお返事いただいたのが、不明で実績の積上げの結果ということのようですけれども、そういう中でも予測はできるのではないかと、ある程度、予測じゃなくて実績ベースで昨年、またはその前の年、一昨年前ぐらいの割合というのはどれくらいだったのかというのを、今お答えいただけたらありがたいです。

そして、推進体制の主体が静岡オーガニック抹茶様ということなのですが、なぜ多くの地元の農家は推進体制に参画していないのでしょうかということですね。

二つ目は、二つ目の質疑に対してですけれども、現在は碾茶2工場、碾茶工場が2か所あって、1か所また今回追加されるということと、その上、抹茶工場もこの町では川根本町には存在していて、ある程度このエリアでは進んでいるのではないかと思いますので、アンケートも町の方向性をつくる前に実施するべきではなかったかと、そういったみどりの食料システムの関連の交付金もまた来年あるかと思うのですが、しっかりその意向調査というのを事前にしていくことでということが、なぜされなかったかということを知りたいこと。

3番目は、既に碾茶加工工場稼働して4年目のわらやまがありますけれども、茶振興の

成功事例として考えればいいのでしょうかということと、実際有機農法、有機抹茶には多くの肥料を必要とするため、収支はあまりよくないということも聞こえてきましたけれども、そのところはどのように考えていますか。

また、そして、今後また碾茶加工場を増設する計画があれば補助金を交付するというお考えなのか、その辺を伺いたいですね。はい、そこまでです。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 計画性のお話の御指摘がありました。それから、アンケートが遅いのではないかと御指摘、それから、わらやまは成功事例だったのかというこの3点だと思いますけれども、実際に計画数値というのは、町全体での計画数値を示していくというのがなかなか難しいことでもありますので、経営体単位で考えているというのが実情であります。それぞれの経営体が、経営体というのは煎茶で言えば荒茶工場単位、加工場単位ということになりますけれども、その需要と供給というのは当町内だけで完結しているものでもございませんで、町外の農業者が町内で栽培をしている場合もございますし、どこに納品をしていくかといったところもその茶価、茶業情勢に左右されるところもございます。だからこそ、計画性を持っていくということが必要という御指摘だと思いますので、その点につきましては、今後お茶の振興を考えていく上で数値を積み上げていくことになろうかというふうに思います。

また、アンケートにつきましては、町の対応が若干遅いという御指摘でございます。で、今回の予算と言いますか事業計画につきましては、生産者側から要望を受け、生産者側がそれぞれの生産者あるいは自分の供給先、そういったところと協議をして、こういうふうな計画をしていこう、それを町と県と国が事業承認の手続をしていくという、その経営体単位の判断で考えております。一方で、町全体としましては、少し遅れましたけれども、令和4年5月に示された国のみどりの食料システム戦略、そういったものに呼応する形で今後の農業生産の在り方、これはお茶だけではありませんで、その他の作物も含めまして有機農業にどういうふうに取り組んでいくか、これを考えるための基礎的な調査ということになります。

また、わらやまにつきましては、それが成功かどうかということ、それが好事例かということでもありますけれども、この点につきましても今後の茶業情勢というのは恐らく目まぐるしく変化をしていきます。ですので、これを成功事例として導いていくためには、わらやまの組合、それからそれをその加工品である碾茶を抹茶として加工するSOMA、そしてその先の販売を担当する事業者、そういった方々の努力、そういったことが必要だということで、まだ始まって短い時間です。ここで成功かそうではないかというような判断は、まだできないのではないかなというふうに考えます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） ただいまの三つ目に対しての質問ですけれども、煎茶と碾茶両方、両輪、両立していくという町のお考えということなのですけれども、頑張っていくという

ころでデメリットは何かと聞くというのはちょっと愚問かもしれませんが、こんなところが心配だよというところ、こういうところを強化していかなければいけないよというようなことがありましたら、そういう予測される場所がありましたら、専門的に御見解があるようですので、伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 中原議員のおっしゃっております御質問につきましては、今回補正予算に計上している内容は、静岡オーガニック抹茶株式会社に対する補助金であります。それで、先ほどからの御質問につきましては、今後の展開におきますアンケートでありますとか先進地視察、そちらの内容となっておりますので、そちらの議論につきましては別の機会とすることでしていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（杉山広充君） 中原緑君の質疑が既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第65号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は10時30分。10時30分に再開をいたします。

では、休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



---

◇

◎日程第9 議案第66号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別  
会計補正予算（第3号）

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第66号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 国とか県への返還金が少なからず計上されていますが、この要因をどのように考えているのか伺います。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） ただいまの御質疑にお答えをいたします。

今回の補正による返還金は、いずれも事業の実績報告をした後に要因が判明したことになるものです。制度上、次年度の対応も求められることもあることから、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第66号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第10 議案第67号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会  
計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第10、議案第67号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第67号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



**◎日程第11 議案第68号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）**

○議長（杉山広充君） 日程第11、議案第68号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 台風15号による災害の本格復旧のための費用はどう見ても考えても含まれていないようですが、これについて現時点での状況と今後の見通しはどうなっているのか伺います。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今回の補正の概要につきましては、提案理由でも申しましたように、電気料金の高騰に伴います追加補正という形で光熱費の増額を今回補正でさせていただきますところがございます。

今、御質問のありました災害に伴う費用につきましては、議員御承知のとおり今回の補正内容には含まれてございません。台風15号によります災害復旧に係ります費用につきまして

は、11月7日第5回臨時会におきまして承認された川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）により計上させていただいたところでございます。また、現時点におきましては、災害を受けた施設全てが復旧したわけではございませんので、それぞれの施設に対応した水源地の確保など、改めて検討しながら計画的な対応が必要であり、令和5年度当初予算において災害復旧に係ります経費の一部を計画的に計上して対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第68号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。



**◎日程第12 議案第69号 令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（杉山広充君） 日程第12、議案第69号、令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第69号、令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第70号 令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(杉山広充君) 日程第13、議案第70号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 電子認証システムの導入について利用が見込まれる被保険者は何人くらいおられますか。

2点目に、システム導入によって被保険者にとってどのような便益の増加が期待できるのか、具体的に説明をお願いします。

○議長(杉山広充君) 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長(森下育昭君) それでは、大竹議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の被保険者数の質疑でございます。令和3年度において、いやしの里診療所における延べ患者数が6,624人となります。その中でマイナンバーカードをどれだけの方が取得されているのかが分かりませんので、現時点においては把握できておりません。

2点目の便益の増加についての御質疑です。まず、就職、転職、引っ越しをしても変わらずに健康保険証として利用可能であるということです。また、自分の特定の健診、それから薬の状況、医療費の情報が確認できることとなります。さらに、同意をすれば、医師や薬局との間で情報を共有することができますので、わざわざ病院経由で情報を引き継いでもらう必要がございません。迅速かつ正確な診断につながることとなります。

以上です。

○議長(杉山広充君) ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第70号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。



#### ◎日程の追加

○議長(杉山広充君) お諮りします。

ただいま町長から議案1件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。



#### ◎追加日程第1 議案第71号 令和4年度川根本町一般会計補正予算

(第11号)

○議長(杉山広充君) 追加日程第1、議案第71号、令和4年度川根本町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第71号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第11号）の概要について御説明させていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ640万円を追加し、総額を66億2,270万円としたいものです。

現在、先般の台風15号により被災した大井川鐵道本線については、12月16日から金谷駅から家山駅間が部分開通される予定です。ただし、家山駅から千頭駅間については引き続き代行バスの運行により対応するとのことです。町としては、住民生活に欠かすことのできない交通手段を確保するため、代行バスの運行経費の一部を助成するものであります。財源は全て過疎債、ソフト事業で構成しております。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



### ◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は12月19日午前9時に開会し、一般質問を行います。また、第1常任委員会、簡易水道事業会計特別委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決並びに本日上程された議案の質疑、討論、採決等を行います。

本日はこれで散会といたします。

散会 午前10時43分

## 令和4年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和4年12月19日(月)午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 3 議案第53号 川根本町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第54号 川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第55号 川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第56号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第57号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第71号 令和4年度川根本町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 9 発議第 3号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 請願第 1号 補聴器購入への補助制度の創設を求める請願
- 日程第11 請願第 2号 中川根第一小学校の全施設を町民が広く利用できる場所にすることを求める請願

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也 君	2番	中野 浩和 君
3番	藤田 至 君	4番	澤西 省司 君
5番	石山 貴美夫 君	6番	大竹 勝子 君
7番	野口 直次 君	8番	中野 暉 君
9番	中澤 莊也 君	10番	中田 隆幸 君
11番	中原 緑 君	12番	杉山 広充 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺田 靖邦 君	副町長	秋元 伸哉 君
教育長	山下 斉 君	総務課長	山田 貴之 君
企画課長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	坂下 誠 君
税務住民課長	竹野 克彦 君	くらし環境課長	梶山 正幸 君
健康福祉課長	森下 育昭 君	高齢者福祉課長	海老名 重徳 君
農林課長	鈴木 浩之 君	建設課長	風間 一章 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	教育総務課長	平松 敏浩 君
社会教育課長	大村 泰子 君	会計管理者兼 会計課長	北原 徳博 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 澤口 誠一郎



開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は12月9日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月9日本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けました。

続いて、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議いただきました。

また、議会広報委員会の皆様には、議会だより速報版の作成を行っていただきました。

12月12日には議会運営委員会を開催し、請願の取扱いについて御協議をいただきました。

また、監査委員から、お手元に配付のとおり、財政援助団体監査結果について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

なお、本日は、川根本町議会傍聴規則第6条第2項ただし書の規定により、小学生以下の傍聴を許可いたしますので、御了承ください。



◎日程第1 一般質問

○議長（杉山広充君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、佐々木直也君、中澤莊也君、澤西省司君、石山貴美夫君、野口直次君、大竹勝子君であります。

順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申合せにより一問一答方式で行います。質問の制限時間は30分です。的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

1番、佐々木直也君、発言を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） おはようございます。1番、佐々木直也です。本日も通告に基づき質問をさせていただきたいと思います。よろしくようお願いいたします。

今日は大きく二つについて質問させていただきます。その中で細かいことをたくさんちょっと聞かせていただきたいと思います。

一つ目、教育大綱の中にある「子育てしてみたくなるまちづくり」ということについて質問させていただきます。

川根本町教育大綱の中に大きなテーマとして、学校教育ビジョン、社会教育ビジョン、三つ目に子育てしてみたくなるまちづくりというふうに三つ大きくカテゴライズされているわけなんですけども、その学校教育ビジョン、社会教育ビジョンについては、前回、前々回の一般質問で質問させていただいた中で理解しましたし、また、希望を持って今後も行政の方々がやっていくことについて見させていただこうと思っているところであるんですけども、今回、この三つ目の「子育てしてみたくなるまちづくり」という言葉の中でいろいろ質問させていただきます。

まず、「子育てしてみたくなるまちづくり」というこの言い回しがなかなか奥深いというか、「してみたくなるまちづくり」というのはすごい面白い言い方だなと思って、僕はとても好きだなと思ったんですけども、その中で一つ目が、学校再編で小・中学校、今後義務教育学校になる見込みですけども、そのビジョンについては理解をいたしました。さらに保育園、幼稚園などの幼児教育の部分と、高校を包括した町独自の子育てビジョンをどのように描いているのか、また、その描いているものの現状について伺います。

二つ目、子育て支援施設、放課後児童クラブについて、町として特色のある取組をしているのでしょうか、伺います。

三つ目、川根高校魅力化コーディネーターがもうすぐ満期となります。それで、来年度の求人をもう既に行っているんですが、町として現在の高校魅力化コーディネーターの実績等を踏まえて、今後どのようなことを期待しているかを伺います。

大きく二つ目、町内の子供の遊び場について質問させていただきます。

町内には子供を安心して遊ばせられる場所、かつ子供が楽しめる場所があまりないように思います。これは町内の子育て世代にとっても大きな悩みではあるんですが、観光客目線でも大きな問題であるように思います。町の豊かな川や山などの自然を生かしたシンボリックな公園があれば、町民の愛着や観光の方の思い出につながり、喜んでいただけたらと思うのですが、町長はどうお考えでしょうか、伺います。

以上で演壇からの質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（杉山広充君） ただいまの佐々木直也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、

藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、おはようございます。一般質問、最終日ということで。北陸、日本海のほうは寒波に襲われているそうです。今日から寒い日が続くようですが、お体気をつけて頑張っていたきたいと思います。

それでは、佐々木議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、質問事項1の1で、保育園、幼稚園と高校を包括した町独自の子育てビジョンをどのように描いているかという御質問にお答えさせていただきます。

私は、日頃から教育はまちづくりであると以前から申し上げております。町独自の子育てビジョンについては、少人数の川根本町だからこそできる教育を進めていきます。まずは、学校再編に向けて、小・中学校において個別最適な学びと協働的な学びを進め、子供たちの可能性を引き出す教育を進めていきたい。以前から申し上げていることです。

今後は、さらに就学前の保育園や幼稚園、川根高校とも教育ビジョンを共有しながら、就学前から18歳まで、一人一人を大切にしたい川根本町だから実現可能な夢のある教育を進めるよう関係機関に指示しています。

1の2、次に、子育て支援施設と放課後児童クラブについてお答えをさせていただきます。

子育て支援施設では、施設の保育士が乳幼児の家庭を訪問することで、出産を終えたばかりの母親の不安解消に努めています。また、毎月発行するお便りを自宅に届けるなど、最低でも月に1回は母子の様子を確認し、必要な支援につなげる取組を行っております。これは、当町が小さな町であっても、2か所の子育て支援施設を設置していることで行えるものと考えています。

放課後児童クラブは、町内に2か所、本川根児童クラブと中川根児童クラブがあります。その運営をNPO法人かわね来風に委託しており、地元で取れる野菜などの手作りのおやつをつくったり、支援員と児童と一緒に調理することもあると聞いております。学校では、キャンプや調理実習等でしか行うことがない異学年の児童と一緒に調理を行うといった体験をしています。特に中川根児童クラブにおいては、3小学校の児童が利用するクラブで、学区を超えた異学年の児童と知り合う機会であることも特徴の一つです。

次に、三つ目です。川根高校魅力化コーディネーターについてお答えします。

川根高校魅力化コーディネーターは、川根高校の教育活動について発信し、多くの小・中学生や町民の皆様が川根高校に魅力を感じ、興味を持っていただける活動を期待しております。

具体的な取組としては、まずは、川根本町をホームグラウンドとした教科授業、総合探究、地生学といった授業の中で川根高校生に地域を知っていただく。その上で、小・中学生との交流や、地域の方と一緒に活動する機会を増やしていただき、地域の行事や伝統文化継承の事業に参加するなど、世代交流を図っていただく。そうした取組が今まで以上に地域の方から愛され、魅力ある学校として、一人でも多くの生徒が川根高を目指すような情報発信に期

待するものであります。

質問事項2番ですけれども、子供の遊び場に関する御質問にお答えします。

令和元年度に策定した第2期川根本町子ども・子育て支援事業計画では、子供の遊ぶ機会の充実を、また総合計画後期計画においても、「子供たちが安心して遊べるような遊び場・遊び方の提供」を掲げております。この施策の一環として、本年度、「かわねほんちょう遊び場マップ」を作成しています。子育て中の御家族に向け、外に出て遊ぶことの大切さ、町内には安心して安全な公園や広場がたくさんあること、そして、そこでの楽しい遊び方などを広く伝えていきたいと考えています。

また、遊び場マップはスマートフォンでも見られるようにし、観光客など本町を訪れる多くの方に情報を提供し、川根本町での過ごし方の参考にして楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

詳細については、担当課長から答弁いたします。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、佐々木議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在、町で遊具等の保守点検を行っている遊び場が、下泉児童遊園地、奥泉のいずみ遊園地、瀬平屋外遊技場、三津間屋外遊技場の4か所あります。また、町内の保育園や子育て支援施設の園庭や遊具等を休日などに開放もしております。そして、各地区には遊具が設置されているような広場などもあります。

本年策定をしました総合計画後期計画の審議会においても、子供の遊び場の情報が少ないとの御意見もいただきました。先ほど町長が答弁をしました「かわねほんちょう遊び場マップ」で、本町の自然を生かした公園広場等を紹介し、住民の方をはじめ、本町を訪れていただいた観光客の方にも楽しんでいただければと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。

一つ目の保育園、幼稚園、高校を包括した部分の教育大綱の話なんですけれども、まず、教育大綱が出ていますけれども、もちろんホームページにも載ってますけれども、これの発行元はどここの部署か教えてください。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 教育委員会となります。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。

教育委員会ということなんですけれども、これは総合教育会議の中で教育大綱というのが恐らく話し合われていることだと思うんですけれども、課を超えてといいますか、今のところ保育園、幼稚園を管轄している健康福祉課というのは、総合教育会議の中に入っていない

かと思えます。なので、今後包括して全体を通して川根本町の魅力として教育をやっていくという中で、この総合教育会議という中に健康福祉課も入っていただいて、保育園だったりとか、あとは放課後児童クラブだったり、子育て支援施設という部分でも、町の教育というのはこういうふうにやっていきたくて、子供はこういうふうに育ててほしいんだということ、研修だったりとか、保育士さんだったり、その施設を運営している業者さんの中で働いている方々にも、子供たちがこういうふうになってほしいんだよというのを共有していただく中で、町の方向性というのが、教育の方向性というのが働いているみんなで共有できればなと思うので、健康福祉課にもその総合教育会議に入っていただくというのはいいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 子育て、教育全て各課連携の中で私は指示しているところですけども、いろいろな部門の中であって、やはり健康福祉課も健康の面を考えたり、いろんな先のことを考えてくれたり、今後の参考にしながら、また各課連携の中でどうあるか努めていきたいと思っています。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。

ぜひ全体で一つということで、通して乳幼児から高校まで子供たちがずっと育っていくという町になるに当たって、やはり幼児教育、保育園、もちろん今でも皆さんすごく伸び伸び育つような環境をつくるために、保育士さんだったりとか幼稚園の先生方、よくやっていらっしゃるのをお話を聞いて分かってはいるんですけども、町の方針というのを色を統一していただきたいなと思います。

次に、高校の魅力化コーディネーターの話なんですけども、そもそも「川根高校の魅力化」という言葉なんですけども、今いろいろ説明を聞いた中で、魅力化というもののベクトルが地域にとってなのか、高校生にとってなのか、それとも川根留学生として呼ぶために魅力があるような教育のカリキュラムをつくるということなのか、それが魅力化という言葉が結構抽象的なので、町が求める一番大きな「魅力化」の言葉のベクトルを教えてください。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 大きなベクトルということで、私が議員時代、たしか1期目の後半でしたか、あの頃はやはり川根高校の魅力化というか、まちづくり、その設定の中において、第1常任委員会で隠岐島前高校へ行ってきました。当時行ってくれたメンバーもおるんですけども、その島前高校というのは、やはり町と一体となった教育、そういった教育をやっていました。私自身もその頃考えたのは、町の魅力、当然まちづくりから川根高校は始まったところもありますので、そのときからいろんなことを考え、この魅力化コーディネーターも、前の教育長もそれを狙ったところで、それが今まで来ているということで、地域もそうだし、この町から発信していく川根高校。いわゆるこの前、県の教育長ともちょっとお

話ししたんですけれども、町長、これからというのは、学校というのはどんどん減っていくという、統合して。それにはやっぱり町の魅力化もつけて、川根高校に子供さん呼ばなきゃという、そういった意味の中で留学制度というものがありますので、議員おっしゃられるとおり、全てがベクトルだと。その中に置いておいて、どうやって川根高をこれから存続させながら、地域の皆さんともコミュニティー取りながら進めていくか。そこはやはり大事に心がけながら、幼稚園、保育園、そして義務教育学校、川根高校、全てにつなげて教育というものをしっかりと捉えてやっていきたい、そんなふうに思っています。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。

今、町長おっしゃった島根県海士町の高校のことなんですけども、ここはまさにこの町のいいお手本になるなと思うのは、本当に保育園、幼少期から高校までの一貫した教育というものをすごく意識してやっていたらいい。その中で地域とつながることによって町全体が活性化していく。子供たちと老若男女みんながすごく一体となってやっていくというのが、やはり1本の線が通っているからということだと思うんですけども、例えば高校生が小学生に対して名産品であるイカのさばき方を教えてあげるとか、何かそういう交流があったりとかするわけなんですけども、人口が2,200人の中で何と移住者が1割くらいいるということで、物すごい効果が出ているらしいんですね。

その海士町で働いている方にお話を伺うと、14年かかったと言っていました。最初の構想をこういうふうにしたらいんじゃないかということをやって、14年間かかったというふうにおっしゃっていたんですね。これというのは、本当にずっとそれこそ学校で働く先生、高校で働く先生だったり、行政の方々というのはどんどん入れ替わったりとか、世代が替わっていくのに、14年同じことをやり続けた結果、移住者が今の時点で1割。どこか忘れてしまったんですけど、何かインターネットの検索の企業ランキングみたいなもので海士町というのが名立たる大企業の検索に並んで入るぐらい、もうそこに行ってみたいという方が非常に多いという今、状況らしいですね。だから、すごく今この町がやろうとしていることは時代にも合っていると思いますし、今後1000年続くということをやっているこの町にとっても、粘り強く同じことを言い続けてやっていくという姿勢は、人がついてくる、移住を希望する方が増えるということだと思いますので、ぜひ教育について一貫したポリシーを持って、大きな青写真を描いて、それに向かってやっていただければと思います。

高校魅力化コーディネーターの募集要項の中に業務内容というのがあります。大きく四つですね。川根高校に対する町支援事業の推進、川根留学生の自立支援サポート、地域交流実施に向けた支援、川根高校魅力化事業の推進サポートということであるんですけども、これ、前回お一人目だった、今もうすぐ満期になる方の募集の業務内容と変更した部分というのはあるのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 基本的には変わっておりません。継続しております。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） では、今後、今やっぺらっしやるコーディネーターの方がずっとやっぺらきた実績を引き継いで次の方にもお願いするというイメージでよろしいでしょうか。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） ぜひ今まで3年間やっぺらいただいたものを引き継ぎながら継続していくという方法で検討をしております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 今やっぺらっしやる方、3年間の中でいろんな企画を立ち上げて、川根高校生がそれぞれ地元の方々、地域の方々と交流している様子というのはSNS等によく拝見させていただいていますし、地域の方々も川根高校生に何かやっぺらもらいたいよという声とかよく上がってくるので、地生学だったり、そういうイベントに参加する、行事に参加するという、その働きについてはとても効果的だなと思いますので、その部分については川根高校の色としてちょっと出ているのかなというところではあるんですけども、一方で、川根留学生、寮にたくさん入ってますけども、休みの日なんか行く場所がなくて、外に出ないということがあつたりとかするのは現状としてあるわけなんです。業務内容の二つ目の自立支援サポートの中に、寮の訪問や学校の相談室を活用して、よりよい寮生活を送るために自治能力の育成と、それを発揮できる寮生活の醸成への支援、それを「寮ミーティング」と言っているみたいなんですけれども、これがあるんですけども、この寮ミーティングというのは何回かやっぺらしているんでしょうか。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 今年また報告会があるんですが、昨年2月7日に報告会をしていただいております。その際にも寮ミーティングの活動内容とかを報告させていただいておりますし、今年も何回か寮の皆さんを集めて、寮ミーティングというような形で、地域の方を交えて活動しているという状況は報告を受けております。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 川根高校の魅力化コーディネーターの中の仕事の一つとして、この寮ミーティングというのがうたつてあるわけなんですけども、非常に寮生、親元を離れて自分たちの力で生活をしているという高校生にとって、誰と、どんな大人と接するかというのが非常に重要なことだと思いますので、新しくいっぺらる川根魅力化コーディネーターの方には魅力的な方を探っぺらいただいて、その背中を見せるというか、よく話をさせていただいて、大人になるって面白いなとか、こういう職業もあるんだなとか、そういうのを見せていただけるような方をぜひ採用していただいて、この寮ミーティング、重要なことだと思いますので、そこの部分、力を入れていただければなと思います。

以上でこの川根魅力化コーディネーターについての質問は終わります。

次に、公園の質問をさせていただきます。

今説明ありました遊び場マップ等の話というのは、もちろん令和2年の3月、中原議員が僕と同じような質問を一般質問でした中で、その中でできた話だとは思うんですけども、結局というか、この町の子育て世代の人というのは、遊ぶのにやっぱり町の外に出てしまうんですね。これは本当に僕も実際のところそうになってしまうんですけども、今日質問させていただいた、子供を安心して遊ばせられる場所、かつ子供が楽しめる場所という言い方をさせていただいているんですけども、子供、「遊んでおいで」と言って、手放しにしたいんですね。なので、例えば大きなアスレチックがあるとか、誰か見てくれる人がいて何か遊ぶ場所があるとか、何か世の中、日本の中でもそういう子育てのいろんな企画というのはあるんですけども、大きく二つ僕のいろいろ見る中ではあって、アスレチックみたいな巨大な構造物があって子供を遊ばせておくという公園の在り方と、あとは原っぱ大学とか、プレイパークとか何かそういう遊び場として子供が自分の責任でもって、例えば泥だらけになるとか、水遊びをすとか、木登りをすとか、たき火をしてみるとか、そういうような遊べる場所としてNPOが入ったりとかして子供を遊ばせておけるという、二つのパターンがありまして、町はとても自然が豊かなんですが、川を利用したりとか、山を利用した公園というものがほとんどないわけですね。手放しで大人が行って遊べるということがほとんどないので、結局のところは町の外に出て行って遊ばせる場所に連れて行って、「遊んでおいで」というふうにしているのが現状なわけなんですけども、それをすぐつくるというのはなかなかもちろん難しい話だと僕も承知しています。

掛川に22世紀の丘公園というのがあるんですけども、ここのコンセプトが、ゆっくり、じっくり、手作りの森を育てる。100年かけて美しい森、樹木の公園を楽しみながらつくり、つくりながら楽しみたいということで、アスレチックとか、例えば食堂みたいのもあるんですけども、100年かけてやっていきますよというコンセプトなんです。これ、すごく僕すてきだなと思って、この町、1000年先も残っている町ということを行っているわけなので、長い目で見て、ここの公園はこうなったらいいなという大きなビジョンがある中で、徐々につくっていくというのもありなんじゃないかなと僕、思いまして、このまねじゃないですけども、本当に自然が豊かなので、川だったり山だったりを利用して、ゆっくりゆっくり毎年ちょっとずつ育てていく公園という方向性もありなんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） いい御提案だと思います。また、私も22世紀の公園、孫を連れていったとき、いろいろ知っています。また、ただ、今までのずっと続きが、私の小さい頃は、本当に泥んこで山の中を走り回ったりいろいろできたんですけど、今はなかなかいろんな犯罪があったり、いろんなことをニュースで言うものだから、子供たちを手放しで親御さんが出さ



れない。そういったこともあって、含めて、こういう小さな町でも何があるか分からないこともある。危険はいつもそばにあるものですから、なかなかアスレチックとかなんて、ウッドハウスが前にあった。私も中原議員も子供を連れていたり、昔はいろいろしていた施設はあったんだけど、やはりそういったことの中において、しっかり管理する者がいないと、ああいうところも危険があるものですから、例えば三島のスカイウォーク、あの周辺というのはそういった施設をつくってお客さんと呼んでいるわけでしょう。

だから、子供たちにも本当に今、佐々木議員が言われるように、1000年かけてというなら、どこか場所を設定して、それはやればいいことなんだけれども、どうしても今施設って場所が我々のところは限られてくるから、そこの中においてどう施設を運用していくかという、そういった問題点もあろうかと思うんですけども。御質問にあったことはそれぞれにいろんな意味で私も思っているところもありますので、今後いろんなことを関係課に話をしながら、できることからまた進めていきたいと思っております。

取りあえずは今回つくったマップ、これは前、本当に中原議員も以前質問したことの中において、いろんなことがあって、いろんな遊び場、観光の皆さんも来て遊んでもらう。そういったことの中で、小さなことだけでも、それも一歩だから、そういうことを進めながら、また考えてまいりたいと思っております。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。

僕の言う中と、今町長がおっしゃった中で、やはり子供たちが遊ぶということ、小さい公園あるのは僕も分かってはいるんですけども、結局1日とか半日そこで一緒に遊びたいなとなったときに、どうしても時間が潰せないというのか、過ごせないことが現状なんですね。なので、そういうのってもちろん町民にとってもなかなか悩みの種でもあり同時に、観光に行くきっかけというのか、僕もどこかに遊びに行くときとかも、子供がまだ小さいので、子供をどこで遊ばせようかなと考えたときに、なかなかこの町には遊び場がない。その遊び場マップというので探せばあるのかもしれないんですけど、やはり長時間遊ぶということが現実として難しいのはあるので、何か本当、1日とか半日過ごすということは、観光客が来るのと、観光客はやはり御飯なども食べますから、御飯を食べたりするという部分でも非常にもったいないなところなんですね。結局僕らも外に出かけると、やっぱり外で御飯を食べるわけです。町内で遊べれば町内で御飯は食べるわけなんですけれども、そういうこともあるので、観光にも非常につながることで、長い目で見た公園というのをつくるのもありだと思いますし、それは行政、町の予算でつくっていくのもありだと思いますし、また、国交省がやっているPark-PFIという制度がありまして、これは公園に施設を設置して、運営する民間事業者を公募により選定するということなので、初期投資でちょっと建物を建てたりというのはあるかもしれないんですけども、公園の管理を含めた民間の業者というものを公募するというのも、やはりといいますか結構増えてきているみたいなので、

これでやり方を探るといふのも一ついいのかなと思います。

先日、12月1日からマザーポート移住という、全国に先駆けて始まったひとり親家庭の移住支援というのがあると思うんですけども、仕事と住む場所については、こちらで情報発信します、心配なくていいよということをやっていると思うんですけども。ひとり親の家庭が来て、仕事と家が困るのは確かにそうなんですけども、その先で、話す人がいないとかコミュニティーになじめないということといふのも結構大きな問題。そこで心が折れて、結局中途半端な感じになってしまうんですかね。何か都会から、都会ってそういう意味ではある意味気楽な部分があって、田舎に移住してきて、コミュニティーに何か形の上では入っていて、参加はするんですけどもやっぱりなじめなくて疲れちゃう。やっぱり東京のほうが楽だったなといふふうになってしまうと非常にもったいないので、その部分をケアするのでももちろん子育て支援施設に行ってみればいいよとか、そういう話もあるんですけども、もっとナチュラルに井戸端会議的に、公園に遊びに行くと誰かがいて、子育ての悩みとかを何かナチュラルに相談できる雰囲気といふのもとても大事なことだなと思いますので、そういう意味でもマザーポート移住という移住推進プロジェクトといふのを全国に先駆けてやっている中で、そういう部分もケアしていただくためにも、人が集まりやすいような公園といふものを整備していただけると、より一層こういうものが魅力的に映るのかなと思いますので、本当、ひとり親家庭の心のケアの部分まで含めても、こういうものって本当に、ひとり親じゃなくても意外と色々な交流をすることが苦手な親御さんといふのもいらっしゃいますから、人が集まるような場所といふものをつくっていただくためにも公園をお願いしたいなと改めて思います。

それで、この公園については、それこそちょっと最近議会などでも話題に上がってますけども、学校の跡地といふものを利用したものでいいのかなといふふうに思いますので、その辺も検討していただければなと思います。

先ほど町長の答弁の中にあつた子育て支援施設のお便りだったりとか、その確認をすることによってちょっと安心をするといふのはとてもいいことだなといふのを、すみません、さっき言い忘れたので一応追加をさせていただきます。教育のことも、やっぱり公園のことも全部つながっていることだと思いますので、ぜひ全体的な大きな流れといふものをどこに視線を置くのかといふところもあるんですけども、ぜひ今後も町長には町の色として社会教育と学校教育とこういった子育ての関連のことといふのは、色を持ってやっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

質問は以上です。ありがとうございます。

○議長（杉山広充君） これで佐々木直也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は9時50分といたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時50分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、中澤莊也君、発言を許します。9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） おはようございます。9番、中澤莊也です。

一般質問通告書に従って質問を行います。

質問事項は、災害時における避難行動要支援者等への支援、文化財、民俗芸能の保存継承と活用についてであります。

最初に、災害時における避難行動要支援者等への支援について4点の質問を行います。

近年の大規模化、多様化する災害において、高齢者や障害者などの避難行動要支援者が災害の犠牲者になる事例が多く見られます。高齢化率が50%を超え、後期高齢化率は県下で唯一30%を超えている我が町にあって、災害時において他者の支援がなければ避難が困難で、かつ家族等による支援が得られない高齢者等の避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備は、町における喫緊の課題として捉え、以下の点について質問を行います。

1点目は、高齢者や障害者等に避難指示等の情報を的確かつ迅速に伝えるための方策について伺います。

2点目は、災害時において他者の支援の必要な災害時避難行動要支援者に対する避難誘導体制について伺います。

3点目は、今回の台風15号により道路の決壊や土砂の流出等により交通が遮断され、通院での透析治療をされている方々は大変な御苦勞をされたと聞いております。今回は幸いなことに、午後には通行が可能になり、無事透析治療を受けることができましたようですが、生命の危険にも関わる事案であり、早急な対応が必要と考え、災害時における通院透析者への支援を今後どのように行っていく考えかを伺います。

4点目は、国のガイドラインや災害救助法の改正による災害時要援護者リストの作成が市町村に義務づけられました。それにより、当町においても平成22年3月に川根本町災害時要援護者避難支援計画が作成されました。この計画の中には避難行動要支援者の個別計画の作成についても明記されております。この要支援者避難計画は、川根本町地域防災計画の中にも反映され、災害時における町の取り組む最重点課題の一つとして取り上げられています。計画は単なる机上の空論であってはならないと思います。実際の災害において、いかにこの計画が生かされ、実行されたのかを十分に検証し、より実効性のあるものとする必要があると感じます。今回の台風15号において、災害時要援護者避難支援計画、個別計画はどのような形で実行されたのかを伺います。

次に、文化財、民俗芸能の保存継承、活用ということで2点の質問を行います。

皆さんも御存じのとおり、徳山の盆踊と有東木の盆踊を含む24都道府県、41件の民俗芸能、

風流踊が11月30日、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。この吉報を受け、町長も町の誇り、伝統文化を受け継ぐ上で登録決定は大きな後押しとなるとコメントされております。少子・超高齢化の流れの中で、伝承者の高齢化や担い手不足が民俗芸能を保存継承していく上で大きな課題となっています。地域の宝であり、誇りであり、地域コミュニティの核である民俗芸能の保存継承に今こそ全町的に取り組むべきと考え、ユネスコ無形文化遺産に風流踊として登録された徳山の盆踊や、県指定無形民俗文化財の田代神楽、梅津神楽を保存継承していくために町はどのような方策を講じようとしているのか伺います。

2点目は、町には遮光器土偶の出土で知られている上長尾遺跡をはじめとした縄文時代の遺跡や旧石器時代のヌタブラ遺跡等があります。その遺跡からは多くの出土品が発掘されていますが、これまであまり活用もされることもなく、決まった保管場所もない状況にあります。このままでは貴重な出土品が散逸してしまうおそれがあります。また、個人所有の古文書なども、所有者の変更等により失われてしまう可能性が高くなっています。

このような状況を鑑み、縄文遺跡等からの出土品の保管場所の設置や、当町にとって歴史的資料としての価値の高いと考えられる古文書の保存活用方法を検討しなければならないと考え、町の上長尾遺跡等からの出土品や、歴史的資料としての価値の高いと考えられる個人所有等の古文書の保存活用に、どのように取り組んでいく考えであるかを伺います。

行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待いたしまして、私の最初の質問といたします。

○議長（杉山広充君） ただいまの中澤荘也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、中澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、質問事項1番目の1点目、高齢者や障害者等に対する避難情報の伝達については、令和3年6月に改定した「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づいて対応しています。かわねフォンによるIP告知放送、町ホームページ、テレビのLアラートなどを活用しており、今年から町の公式LINEが加わりました。

2点目です。災害時要配慮者についてお答えします。

災害時要配慮者は、川根本町地域防災計画の要配慮者支援計画に基づき、民生委員・児童委員の皆様に御協力いただき、要配慮者の同意を得て収集した情報を毎年更新し、各地区の自主防災会長に提供しております。提供する際には、地域の防災委員や担当の民生委員・児童委員を交えて、避難支援者の確保や支援の方法について協議していただくようお願いし、災害発生時にスムーズな支援が可能になるようお願いしています。

今後は、これまで以上に要配慮者への的確な情報伝達、避難誘導體制などについて検討し、対応してまいります。

3点目の通院が必要な人工透析患者に関する御質問にお答えします。

現在、町内には腎臓機能障害のある方が18名いらっしゃいます。そのうち5名の方が要支援者として各自主防災会に情報提供を行っていますが、これまでは個別の対応はできており

ませんでした。現在実施している町政懇談会でも、通院が必要な人工透析患者の方に対する支援について要望をいただいているところでもあります。このため、町としては、まずは対象となる方の情報を確認するため、個別に訪問して、移動手段、被災時の薬の有無など、災害時の対応について聞き取り、今後の支援方法等について検討し、対応してまいります。

次に、4点目、今回の台風15号における町災害時要支援者避難支援計画がどのように実行されたかについてお答えします。

この計画による情報の提供については、今後、自主防災会会長や民生委員・児童委員を通じ精査して、今後の有効活用について検討してまいります。

質問事項二つ目の1点目です。民俗芸能についてお答えさせていただきます。

議員の皆様も御承知のことですが、11月30日、ユネスコ無形文化遺産に、全国で風流踊として継承されている24都府県、41団体が登録され、徳山の盆踊もその構成団体とされました。これまでの徳山古典芸能保存会の皆様の活動や様々な御努力に、この場を借りて改めて敬意を申し上げます。御質問にあります、町内に伝承されている無形文化財への支援については、後ほど担当課長から答弁いたします。

2点目の、上長尾遺跡をはじめとする町内の遺跡からの出土品や歴史文書などの整理及び活用についてお答えします。

まず、出土品につきましては、現在、整理、調査を進めており、令和5年度をめどに終了すると報告を受けています。活用につきましては、昨年12月に町内にある遺跡の中から上長尾遺跡、梅高にあります天王原遺跡、奥泉にあります下開土遺跡の展示会を文化会館で実施をしました。今後の保存と活用については、町内には縄文時代など古い出土品が確認されているものも多いことから、展示方法等、県関係課や専門家である調査員とも調整、協議し、検討してまいります。

また、歴史文書については、県で作成された文化財保存活用大綱に基づき、県文化財課と相談しながら、保存方法や活用方法について検討しています。

また、思い出しましたが、議員質問していただいたものですから、上長尾遺跡には私は思い出もあります。44年前、まだ私が学生時代、議員が職員時代にお世話になり、当時汗をかいたことを思い出しました。

以上です。

○議長（杉山広充君） 社会教育課長、大村泰子君。

○社会教育課長（大村泰子君） それでは、町内に伝承されている無形文化財への支援についてお答えさせていただきます。

昨年度、国・県指定の芸能を継承する保存会を対象に、伝承関係者が抱えている数々の問題解決に向け、現状の聞き取り調査や、様々な取組をされている講師を招き、伝統文化勉強会を開催し、相互の情報交換を行いました。これにより、今後の伝承に関しての後継者不足等の共通した課題を再認識するとともに、各保存会の置かれている状況と、異なる個々の課

題が多々あると感じたところです。町として貴重な伝統文化が後世に引き継がれるよう、それぞれの保存団体の実情を踏まえ、状況に即した対応を図るべく、国・県の協力と支援の下、連携し、伝統文化の継承に努めていきたいと思ひます。

また、文化財の持つ意味やよさが人々に伝わるよう、文化財に関する情報発信を進めるとともに、次代を担う子供たちの地域の伝統文化を愛する心を醸成していくための伝統芸能の学習の場を設けていくなど、学校と連携していきたく思ひます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） それでは、まず最初の質問の、避難行動要支援者に対する関係で再質問をさせていただきます。

情報の伝達の関係であります。私に課長のほうから頂いた、22年3月につくられた避難者の支援計画の中に情報伝達のイメージというものが載っていて、これとは若干変わっていると思ひますが、川根本町災害対策本部から一斉に伝達が防災行政無線等で入るということですが、今回の台風の場合、9時25分に多分警戒レベル3の避難指示、高齢者、障害者等に対するものが出ていると思うんですが、やはりかなりの外は激しい雨が降っていて、非常に聞きにくかったということがあったと思ひますし、直接の伝達方法として、広報車や消防団員が消防車を使って広報するという形にもなっておりますが、これについても2次災害の危険があつて、これはできなかったというふうに捉えております。テレビのほうではいろいろ短時間大雨情報等が流れていましたが、そのことについて、やはりなかなか理解できない部分、高齢者等の方にはそういう部分があつたと思ひし、なかなか伝わらない面があつたというふうに思ひます。その情報の伝達ということがやはり災害を未然に防ぐ第一になると思ひますが、その辺についても一度説明をお願いします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 議員がおっしゃられました9時25分ですか、そちらのほうの土砂災害警戒情報の発令の時点で、今回、高齢者避難情報の発令を判断いたしました。その当時、議員言われたとおり、激しい雨も降っておりまして、と同時に突然と申しますか、まずかわねフォンを使うということを決断いたしましたして実施したわけですが、ただ、事前に区長様にお知らせをしまして、今回の発令の情報と、それを事前にお伝えしました。それは避難所の開設等をお願いするに当たりまして、十分に事前に準備していただくことを配慮しまして、区長様へ全員連絡した後に、かわねフォンを使って、少し時間は遅れましたが発令したものであります。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員おっしゃるとおりに、情報の伝達の難しさというのは、あの状況の中で時間雨量、物すごいものがありましたので、我々としては、我々の情報の中で伝達方法をまず区長に御報告して、町政講談会でも言われるんですけども、あの雨の状態で出れ

るかということ。そういった意味も含めて、今後の対応の中で御高齢の方、要支援者、そういった意味の中で少しいろんなことのマニュアルの作り方も変えていかなければ。この後の皆さん、台風15号については御質問ありますので、この後また答えるところもあると、かぶってしまうかもしれませんが、この後の方が。いろんな意味でそういったマニュアルの体制の作り方も変えていかなければいけない。

ただ、今回は情報の中で、あれが精いっぱいのところだったんじゃないかなと。その中で、区の皆さんが考えていただく。誰もあんな雨の中、御高齢の方に来てくれとは、なかなか避難所へ、集会所のほうへ来いとは言うわけができない。そういった中で判断を区長さんに委ねたところもあるし、今後の消防団の体制、今日団長も来てますけど、傍聴のほうへ。いろんな意味で今回は手直しが必要だった。その意味で、これから先、職員のマニュアルも変えなければいけないところもあるし、地域に対するマニュアルも変えなければいけないところがかなりあると思う。これから先、線状降水帯がどこかで、この異常気象の中でまた私どものところに来るか来んか、それは分からんですけれども、その体制の中で作り直していく、その必要があろうかと思えます。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 今、町長の答弁の中で、山田課長ですか、申し訳ありません。事前に区長のほうへ連絡をしておいて、かわねフォンで避難指示の伝達をしたということでありませう。そして、町長の答弁の中で、区長に判断を委ねるということが出ておりましたが、なかなか難しい問題があつて、災害時においてやはり主体となるのは、災害対策本部が町の方針を区長に指示をするべきであるというふうに考えます。区長にいろいろな考え方があると思ひますし、災害において2次災害も発生する可能性もありますので、区長に判断を委ねるといふのは何か少し問題があるというふうに考えますが、その辺についてお考えを伺ひます。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 言葉の配慮が足らなかつたかもしれませんが、全権を区長に委ねるといふことではないです。それでも区のありよう、やりようといふのはやはり区が分かつていることも多いし、その中で、私のほうから委ねるといふことじゃない。言葉が少し悪かつたかもしれませんが、判断といふのは、やはり区の中のことが一番上分かつていることとすし、そういった意味合いからも、やはりこれから区長会等で連絡、連携をもつとしていかなければいけないことがあるものですから、そういった言葉の中でちょっとお許しいたきたいと思ひます。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 今回の災害は未曾有の災害であり、このような被害を受けたことは過去になかつたと思ひます。対応もなかなかすぐにはできなかつたといふのが実情だと思ひますが、やはり今後、今回の台風を検証しながら、マニュアルの見直しをぜひしていただきたいといふふうに思ひます。

避難行動で、各地区で高齢者とか急傾斜地にいる人たちについては、避難の過程において安全が確保できているかどうかという問合せがあったと思うんですが、実際、川根本町内で避難場所に避難された方が数名であったというふうに思います。ですので、要支援者という方たちが何人かいて、その人たちについては個別計画に基づいて避難指示をされていたと思うんですが、そういう人たちへの連絡は徹底されたのかどうか、その辺もう一度伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） ただいまの中澤議員の質問にお答えをさせていただきますが、特に今回の要支援者の個別計画に基づいて、町のほうから個別に対応するものではありません。こちらにつきましては、情報を各自主防災会のほうに提供いたしまして、日頃からその方々の避難についてどうするかというものをいろいろ区の中でも御相談をいただき、災害に備えていただくためのものとして対応しているところでございます。今回につきましては、それがどのように活用されたか、町長の答弁もありましたとおり、まだ検証できておりませんので、今後検証した上で有効活用等について検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） やはり計画を実効性あるものにするには、検証、見直しというものが非常に大切になってきます。今年のような線状降水帯が来年度以降も、災害は忘れた頃にやってくるのではなくて、災害は今年も来年も必ずやってくる、そういうような考え方でこれから災害対策に取り組んでいただければというふうに考えます。

2点目の再質問になりますが、透析患者の方たちが、昨日もちょっとその方とお話をされたんですが、よかったよ、午後からは交通が開通して、私も何とか行ってこれたということでありました。そのような場合で、広域的な災害が発生した場合は、なかなかドクターヘリというものも要請することはかなわないと思いますが、島田の透析センターから、こちらのほう、例えば川根本町が災害に遭って、島田のほうは大きな災害がなかったような場合なんですけど、ドクターヘリの要請をしていただいて、そういう患者さんたちを透析センターに運ぶという方法はできるのかどうか、その辺少し伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） ただいまの、透析をされている方々への支援についての御質問にお答えをさせていただきますが、町長の答弁でもありましたとおり、現在18名の方が腎臓機能障害のある方として把握をしております。そのうち5名の方が、先ほど言いましたとおり、要配慮者として自主防災会のほうに情報の提供をさせていただいております。具体的にその方々全員に例えば避難していただくのか、それも含めまして具体的な透析をされている方々の支援について、特に個別の対応はできておりませんでしたので、まずは情報把握をした上で、今後どのようにしたらいいかも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。



○9番（中澤莊也君） 個別に訪問をされて、その人たちが災害時において何を要望されるのか把握をしていただければというふうに考えます。

それで、今18人の方が通院で透析されている、5名の方が要配慮者という形で登録されているというお話であります。あとの人たちは、例えばこの要支援計画の中で、身体障害者手帳1、2級の方は要支援者に該当するという対象者になっておりますが、そういう人たちは町の情報に基づいて、積極的に要配慮者計画の中に組み込んでいく必要があるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） ただいまの質問にお答えをさせていただきますが、今回のその支援者の名簿につきましては、その対象の方が同意をしていただいた情報を各自主防災会のほうに提供をしているところでございます。その方が同意をされませんと情報の提供はできませんので、その辺も含めまして個別な対応が必要かなと考えております。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 確かに同意というか、個人情報保護の関係で同意は必要だと思いますが、やはり対象者名簿、対象者になっているという障害者手帳1、2級を持たれている通院の透析患者の方たちは、やはり災害時において非常に苦慮することがあるということが今回の災害ではっきりしたわけですので、そういう人たちには個別訪問の中でできるだけ支援者名簿に登録をされ、個別計画を策定していただきたいというふうに思います。その辺についてもう一度伺います。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 先ほども言いましたとおり、個別に対応させていただきたいと思っておりますので、その辺も含めまして今後検討させていただきます。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 災害支援計画がありますが、その中で、災害時において災害時の要支援者支援班、その中には支援窓口というのが設置されるわけですが、その支援班が今回の台風15号により、どのような役割を果たされたのか。窓口に対して避難行動要支援者等から相談があったのか、それに対してどのように対応されたのか伺います。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 今回の災害においては、特に支援班というものは設けることはできませんでしたが、具体的に例えば孤立をした集落等には保健師等が訪問したりとか、あとは避難された方々についても保健師等の訪問で健康のチェック等もさせていただいております。その辺も含めまして、どのようにしたらいいかというものを今後の検討課題かなと思っております。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） これは確認の意味でお伺いしますが、この台風15号により福祉避難所

として指定されていたあかいしの郷においても浸水があつて、非常に苦慮、入所者の人たちをその災害から守るために2階に上げられたということですが、やはり寝たきりの老人の人たちもいらっちゃって、なかなか難しかったというお話を職員の方から伺いました。この福祉避難所として指定されたあかいしの郷の情報というのは災害対策本部に入っていて、災害対策本部ではどのような指示をされたのか伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 申し訳ありません、高齢者福祉課ですけれども、あかいしのほうから報告を受けましたのは、雨漏りの報告は受けておりますが、浸水したというお話は承っておりません。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） これは私も事実関係を確かめたわけではなくて、職員として働いている方からお聞きしたものですから、そういう情報というのはやはり共有化されていく必要があるし、確かめる必要もあったというふうに考えます。雨漏りだけならよかったですと思いますが、かなり水が入ってきて、入所者の1階の人たちを2階に上げるために苦慮されたということですので、仮にここの福祉避難所に避難をさせる個別計画に基づいて必要があった場合、非常に大変なことになるというふうに思いますので、やはり先ほど言われたように情報の共有、今回の災害を受けての見直しというのを徹底的に行っていただきたいというふうに思います。要避難者の計画のことについては以上であります。

次に、文化財の関係で再質問をさせていただきたいと思います。

課長のほうからの答弁で、個々の古典芸能保存会、独自の問題があるというお話を伺いました。この中で行政側と古典芸能保存会が話し合われた内容について、分かる範囲で結構ですので、どんな問題を抱えているのか、町はどのような回答をされたのかを伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 社会教育課長、大村泰子君。

○社会教育課長（大村泰子君） それぞれの保存会の問題といたしまして一番大きな問題は、伝承について前向きでありますけれども、保存会のメンバーも高齢化してきており、町内だけでは、地区内だけでは継承していくことが難しくなっているという現状でございます。こちらにつきましては、地区の出身者等の働きかけや、担い手を外に求めるなど、SNSで呼びかけなどをして、新たな担い手掘り起こしも必要でないかとは思っております。

また、町として主な役割としまして情報発信をしていくことは大切だと思っております。

SNS、ホームページ等を活用しながら、幅広く情報発信をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） やはり個々の古典芸能保存会の状況というのは、最初に申し上げまし

たとおり、少子高齢化の流れの中で、担い手不足や伝承者の高齢化ということで、うちの徳山の盆踊だけでなく、全ての地区、全国的にそういう状況が生じておるのは事実であります。今、課長が答弁されたように、ユネスコの無形文化財に登録された徳山の盆踊に対して、町はやはり情報の発信をしていく必要がある、そういうことがあると思いますが、その情報発信についてどのような形のものを考え、今、SNSとかということではありますが、やはり何らかの機会を捉えて、徳山の盆踊がユネスコの無形文化遺産に登録されたということで、何らかのイベントというんですか、そういうPRをする場を設けていく考えはおありなのか伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 先ほど課長も申したんですけれども、やはり学校とつなげる、この連携も大事なんじゃないかなと思ってます。やはり次世代をつなぐ子供たちの地域、伝統文化を愛すること。私が冒頭、議員の質問の中で上長尾遺跡のことを思い出したという、そういったところをなぜ思い出すかという、あのときに議員と一緒に汗をかいた、遺跡で。そういったことを思い出すんで、子供たちが。だからそういったことを結びつけて、何か私も徳山へしょっちゅう行って、お盆のたびに、子供ら連れて。やっぱり子供たちも愛着があるよね、鹿ん舞とか、そういったもの。それで我々も、どこかで話をしたことがあるかと思うんだけど、自分は中学校でバスケット部で鹿ん舞の体操というのをやった。徳山のお兄さんが先輩でいたものだから、そこから始まったまずウオーミングアップの運動なんだけど、そういった思い入れもあるものですから、どこかでそういったものをつなぐ子供たちに教えいく。これからコミュニティー、教育長もいろいろ考えていると思うけれども、そういったことの中において、全体を絡めてやっていかないと、なかなか後継者がいないということは、もう私らの頃もだんだんそういう頃になっていたから、本当に今大変だと思う。つなげていく人たちがすごく頑張ってもらい、町としてもいろんな応援の仕方をこれから話合いの中でしていかなければいけない。ユネスコ無形文化遺産になったということは、やはり続けなければいけないということもあるものですから、その辺は学校関係者も含めて、いろんな話合いの中でこれから先努めていければいいと思ってます。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 今、町長が答弁されましたように、まちづくりの一環、子供たちに伝統文化の大切さというのを教えるということで、これから始まるコミュニティー・スクールですか、その中でも検討していただきたいし、総合学習というのがまだ多分あると思いますけど、そういう中でも積極的に民俗芸能の大切さ、伝統文化の大切さというものを学ぶ場をぜひ教育委員会のほうでもつくっていただきたいというふうに思います。

それで、文化財の関係で、文化遺産ということで上長尾遺跡からの出土品等の保管場所ということですが、現在、私が認識しているところでは、ほとんどの遺跡から出た遺物は本川根中学の2階に保存されているのではないかというふうに思いますが、そして、現在そこで

調査をされていて、令和5年に一応その調査等が終わるといふことの答弁がございました。やはり今までかけたその成果というものを何らかの形、冊子にするのか、講演会形式にするのか、何らかの形でやはり出していく必要があるというふうに思いますが、その辺について考え方を伺います。

○議長（杉山広充君） 社会教育課長、大村泰子君。

○社会教育課長（大村泰子君） ただいまの中澤議員の質問についてお答えさせていただきます。

先ほども町長の答弁の中で申し上げましたが、整理については令和5年度で終了する予定でございます。その後、報告書の作成をしてもらうように考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） はい、分かりました。ぜひそういう形にして成果を出していただければ、いろいろな遺跡の関係性というものが分かってくるかというふうに考えます。

本川根中学校が令和5年に統廃合で本小のほうへ移るわけですが、その場合の保管場所というのはどこかお考えなんでしょうか。島田市の市長さんは、統廃合する相賀小学校を埋蔵文化財センターにするということをお答えされていますが、その辺の考えを含めて伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 社会教育課長、大村泰子君。

○社会教育課長（大村泰子君） 保管場所についてですが、今現在、本川根中学校の3階で保管をしている状況でございます。廃校の利活用の検討も今からしていくこととなりますので、その保管場所についてはこれから検討していくことになるかと思っております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） やはり何千年も前、旧石器時代と言えば、もう何万年も前の遺物であります。その時代からこの川根本町には人が住んでいた、そういう痕跡なんですよね。ですから、そういう遺物が散逸しないような措置をぜひ講じていていただきたい。これから立ち上がる学校の施設等の検討委員会の中でも、ぜひ審議をしていただきたいというふうに考えます。

それと、これは1点提案でございますが、上長尾遺跡から出た遮光器土偶があるわけです。東京の国立博物館の片隅に多分あるのかなというふうに思いますし、町制20周年のとき、多分里帰りをして現物を見た覚えがあって、土偶はまだ朱が鮮やかだったんですよね。だから、そういう遺物、それはいろんな経緯があって、上長尾遺跡から発掘されたものであります。国のほうのものになって、このとき多分町は財政的なことがあって売ってしまったのではないかというふうに、そういう一文を見たような覚えがあります。ですので、川根本町でその遮光器土偶を管理するというのは非常に難しいものですから、静岡県の博物館へ、もしそう

いうものが持ってこれるとしたら、もっと身近なもので感じる事ができるし、子供たちがそこへ行って見て感動することもできるというふうに思いますが、そのような考え方について教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 社会教育課長、大村泰子君。

○社会教育課長（大村泰子君） 土偶につきましては、現在、国立博物館のほうで保管されていると思います。そちらのほうにも確認をしていないため、これから静岡県の方に持ってくることが確認できませんので、改めて確認をしてお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） ぜひそのような試みもしていただければ大変ありがたいと思います。国宝級のものでありますので、もし近くにあれば非常に素晴らしいことではないかというふうに思います。

最後になりますが、歴史文書、特に古文書であります。私たちのところには、本川根にも町史の資料編、通史編というものができておりますし、中川根町においても、太田二郎先生がつくられた中川根町の町史資料編があります。その中で川根地区、ここの地区、徳山の徳山城址であります。南北朝時代、1300年時代に出ている文書が京都大学のほうにも保管されていることで、その文書の写しが出ておりますが、そういう文書が文政の茶一件とか、そういうような文書を保存されている方があるわけです。それは町にとって非常に貴重な歴史的資料でありますので、そういうものが、所有者が亡くなったり所有者が変更になったりすることによって全国的にも散逸してしまうということが出てきておりますので、何らかの保存を検討していただければというふうに考えます。その辺のことについて考え方を伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員、文書とか、そういったものにかなりお詳しい。いろんな意味でまた先生の意見も聞きながら、これから先保存のこともしっかりとやっていかなければいけない。先ほど本川根中学のところに保存してあるよ、そういったものじゃなくて、やはりしっかりしたものを、先人が歩んできたそういったことの大切さというのは私は重々承知しておりますので、そういったことも含めて、今後のありよう、保存の仕方、これも取り組んでいきたいなと思ってます。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 文化の香りが漂う町、誰でも安心・安全で住める、お茶と温泉に彩られた町、川根本町、全国のむらづくりの中にも入っておりますし、そういう形で川根本町がこれから豊かになっていくには、やはり文化的なそういう要素も大変必要になってくると思います。町長が最後に答えられたように、今後そういう文書等についての保存方法について積極的に御検討いただければというふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（杉山広充君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は10時50分といたします。

休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、澤西省司君、発言を許します。4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 改めて、おはようございます。4番、澤西省司。通告に沿って一般質問をさせていただきます。

台風15号は、激甚災害の指定を受ける規模の災害であったため、町民は豪雨災害を身近なこととして関心が高まっております。特に南部地区での断水においては、多くが1週間以内でしたが、水道水のありがたみを十分思い知ることができました。災害は起こり得るものですから、仕方ないのですが、全ての町民は、多くのことを予測して災害に備える必要があると思います。

災害を見据えた簡易水道については、台風15号の影響で水道事業全体を見直すいい機会になると感じます。水源地、取水施設からの導水管の安全管理、水道施設全般、簡易水道の連携や統合など、経営戦略の改革が町の水道事業の将来につながるため、重要な判断を行政当局に対し、期待を寄せるところであります。

大きな項目の中の一つ目の項目として、高郷簡易水道の取水口は、集中豪雨などで度々壊れるが、現状と今後の復旧について伺う。

二つ目の項目として、他地区の簡易水道と横のつながりのない単独簡易水道では、今後、災害対応策が必要ではないか伺う。

三つ目の項目として、上長尾簡易水道の水源地からの導水管が道路崩壊により再度危険な状態になっているが、復旧について伺う。

四つ目の項目として、中川根中学校プール横のポンプ設備での地下水利用は、今後、災害時の補助的役割を果たせないか伺う。

高郷地区は、地下水利用に適した場所であり、今後の対策として、くみ上げ式ポンプ設備の設置について伺う。

二つ目の大きな項目として、災害を見据えた公共施設の周辺環境の見直しと対策についてであります。

一つ目として、台風15号での影響で冠水した中川根中学校体育館と教員駐車場の現状と今

後の対応について伺います。

二つ目として、長尾川の左岸沿いの町道長松線だが、昨年より役場横の第一砂防堰堤を起点に1 km以内の範囲において6か所で通行止めの崩落が発生している。そこにある公共施設、水道設備などを今後どのように守っていくのか伺う、であります。この被害のありようは、上長尾地区にとってのアキレス腱になってしまったと私は見ていますが、町長はこの事態をどのようにお感じになっているか伺います。

川根本町役場本庁舎は、台風15号の災害対策の拠点となった。しかし、庁舎の裏山は土砂災害特別区域に指定されており、今後も災害対策の重要拠点であり続けるための対策を伺う。

以上で、演壇からの発言を終了いたします。

○議長（杉山広充君） ただいまの澤西省司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） ちょっと空調の設備がいまいちということで、カイロを渡したようですけど、温まってください。

それでは、質問事項一つ目の1番、高郷簡易水道についてお答えをさせていただきます。

まず、今回の台風15号による被害は、水道施設においても今まで経験したことのない被害を受けました。現時点においては、仮復旧により全給水区域で給水ができています。これをまずお伝えをいたします。今後は、完全復旧に向けて計画的に進めていきたいと考えています。

高郷区については、上長尾浄水場から高郷配水池へ送水し、各戸へ給水している状況です。今後は、高郷水源地の取水部の復旧に向けて、年度内完成に向けて進めていきます。

二つ目の単独簡易水道における災害対策についてお答えします。

単独簡易水道については、隣接する簡易水道との統合や被災しにくい新たな水源の確保などが考えられます。それぞれの事業費を比較しながら検討していきたいと思っております。

三つ目の再度、危険な状態となっている上長尾浄水場への導水管についてお答えします。

先日、災害査定が終わりました。まずは応急復旧という形で対応し、町道長松線の災害復旧工事に合わせて本復旧を実施していきます。

四つ目の中川根中学校プール用地下水については、以前、水質検査を実施しております。その結果、水道水としては不適合の結果が出ていることから、災害時に補助的とはいえ、飲料水としての利用は難しいと考えています。

五つ目のくみ上げ式ポンプ設備の設置についてお答えします。

設置については、先ほどもお答えした被災しにくい水源地の確保につながります。町としても以前から井戸による安定した水源の確保を検討した経緯があり、役場周辺でも水質調査を実施しました。その結果は、肥料成分の検出など、水道水としては不適合の結果が出ております。今後は、高郷地区に限らず、安定した水源確保に向け、関係法令等も調査し、検討してまいりたいと思います。

質問事項二つ目のまず1番目です。台風15号の影響による冠水についてお答えします。

台風15号により、中川根中学校体育館の近くまで水があふれ、職員駐車場にも水が入ったことは承知しております。

今後の対応としましては、まずは既設排水路の現状について調査するとともに、以前から高郷地区の方に協力をお願いしております長尾川へ直接排水するための水門の切替えにより、対応したいと考えています。

二つ目の町道長松線への対策についてお答えします。

議員の御指摘のとおり、大雨等による崩土がほぼ同じ区間で発生しています。また、今回の台風15号災害では、路肩決壊も発生しました。この路肩決壊の原因は、河川の急激な増水による路肩構造物基礎部分への洗掘と考えています。

今後、道路施設を守るためには、路肩構造物を守るための新たな構造物の構築や河道の線形変更などが必要と考えています。河川管理者である島田土木事務所とも協議、検討し、災害に強い道路整備の構築に努めていきたいと考えております。

三つ目の災害発生時に拠点となる役場庁舎についてお答えをさせていただきます。

私もこの質問は、以前、議員時代にさせていただいたわけですが、最近の災害については、異常気象の影響から、これまで想定していない箇所での被害が発生しています。本庁舎から西側、開発センターの裏山にかけては、土砂災害特別警戒区域となっています。災害対策の拠点となる役場庁舎でありますので、防災対策について早急に検討を始めます。

また、役場本庁舎や周辺のインフラ、ライフラインなどの被害が甚大となり、業務復旧が難しいとされる場合には、川根本町業務継続計画に基づき、災害対策本部の指示により、総合支所庁舎を代替拠点とすることとしています。災害拠点である本庁舎の防災対策に努めるとともに、被災状況により柔軟に対応してまいります。

本庁舎裏山土砂災害特別警戒区域に関する具体的な取組については、担当課長から説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） それでは、澤西議員の御質問にお答えいたします。

まず、現地を調査し、関係部署で検討を始めます。対策工事が必要と判断すれば、現在指定されています保安林の指定解除が必要となります。工法の決定を含め、島田土木事務所や農林事務所とも協議しながら、必要な方策を講じてまいります。

以上です。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） すみません、1点だけ、文字の修正をお願いしたいと思います。

澤西議員からいただきました今回、高郷簡易水道ということで、答弁のほうも高郷簡易水



道という形で答弁させていただいたんですけど、正式名称が「中部簡易水道高郷浄水場」になりますので、すみません、修正のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 高郷簡易水道が中部簡易水道であったと御指摘をしていただきまして、誠にありがとうございます。私もふだんから高郷簡易水道と上長尾簡易水道とそれぞれに呼んでいたものですから、一体として中部簡易水道ということで、今回、私も再確認をさせていただいたところであります。ありがとうございます。

では、再質問に移りたいと思います。

先ほど町長から年度内復旧ということでお話をいただきました、中部簡易水道の中の高郷簡易水道の取水口の話ですけども。この高郷簡易水道の取水口は2018年7月の西日本豪雨、それから2020年7月の町内警戒レベル3、2021年7月の大雨洪水注意報、そして2022年9月の台風15号などの大雨により、破損を繰り返しております。その都度、工夫をして復旧されていることは知っていますが、ここ3年連続ですので、さらなる取水口の強化を求めたい。その点についてはいかがですか。

○議長（杉山広充君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） それでは、澤西議員の質問についてお答えさせていただきます。

高郷浄水場の関連の取水部でございます。こちらにつきましては、ここ5年ぐらいの大雨以前につきましては、大雨が降っても落水だけで、被害が全くなかった水源でございました。今、議員言われましたように、ここ数年の大雨によりまして、やはり取水部より上流の河川、それから山林の形態が大きく関わってきており、それが今回の災害等にもたらしている一つの要因ではないかと考えられます。また、取水部につきましても、今後、落石や増水によります倒木と、そういうものの対応につきまして、取水部に安全対策を講じるような形での対応を今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 取水口のさらなる安全対策、土砂と流木等が多いところでありまして、そのように対策をしていただければありがたいと思います。

それでは、二つ目の項目についての再質問となります。

今回の台風15号では、南部地区の簡易水道に災害が集中しております。幸い他地区の簡易水道と連携が取れていた地区では早期の仮復旧となり、住民生活に大きな影響を受けずに済んだことは、日頃の水道事業に対して感謝するべきところであります。

しかしながら、水川簡易水道は単独簡易水道のため、断水も1週間に及んだ。高郷簡易水道というか、高郷浄水場ですけれども、水川簡易水道は取水部の破損とか、道路決壊による

水道管の破損と、同じような被害を受けています。今後も同じ場所での災害が予想されるため、水川簡易水道を他地区簡易水道との連携を早期に図っていただきたいが、いかがですか。

○議長（杉山広充君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　ただいまの御質問についてでございます。

今現在、水川簡易水道につきましては、単独での簡易水道となっている状況でございます。今回、中部簡易水道、高郷と上長尾については一つの浄水場の中で連結がされていたということで、今回は上長尾浄水場のほうから高郷浄水場のほうに給水ができたということで、対応ができた状況でございます。

単独になりますと、やはりそういう連結というのが今現在できない状況でございますので、今後につきましては、隣接しております、例えば徳山の簡易水道等の連結が可能かどうか、その辺については、高低差の関係もございますので、その辺を十分検討しながら、一つの統合についても検討してまいりたいと考えてございます。

また、取水部につきましても、今現在、沢水を取っている状況でございますけど、この水源だけでなく、今回、各町内の水源で、沢水の水源が結構災害で大きく影響された経緯がございますので、そういう面を踏まえますと、やはり新たな取水の対応、例えば井戸とかそういうものについても、今後調査しながら検討していく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君）　　4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君）　　確かにおっしゃるとおりです。水川は高郷と似ていて、非常に苦しい展開があると思います。高郷は恵まれています、上長尾浄水場の明屋沢の取水口が非常に災害に強い。非常に高郷、上長尾地区全体が助けられている。並びに役場本庁もこの水道が壊れなくて、今回の災害対策を万全な体制を取れたと。そういった点では、非常に予備がしっかりしているということで、ただ、水川の場合は単独でありますので、今の話の流れでいきますと、よそとの連携を考えてくれる。それもうまくいかない場合は井戸水にも及ぶというような発言をいただきましたので、来年の大雨シーズン、特にこの川根本町は過去のデータを見ると、7月7日前後の七夕の頃に必ず大雨来ていますので、今回の台風以外は全部7月の頭です。第1週に来ておりますので、その頃までにいろいろ御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、三つ目の項目でございます。

長尾川沿いの町道長松線の道路陥没現場のことですが、台風15号以後、11月1日に仮復旧の仮設道路が完成して、二つの事業者は大変感謝しておりました。しかし、1か月後の11月29日の雨で一部崩落して通行止めのような状態となっております。28日の降り始めから29日の午前中までの15時間で77mmですから、時間雨量10mm程度の雨が少しの時間続いたと思いますが、再崩落した状況を町長はどのようにお考えですか。

○議長（杉山広充君）　　町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） やはり路肩、川の線形ということですね。あそこにやはり水が当たるということは、さらに崩落の危険があったということです。私も林道設計、いろいろやってきて、携わってきて、危ないなと思うところは危ないんですけど、下泉地区のところもそんなんですけど、水が全面的にそこに当たる、カーブの関係で当たるといところは、水川線も同じ。そういったところは線形改良はなかなか難しく、川の流に沿って構造物を造るもんですから。あの辺も含めて今回の設計の対応をちょっと、設計図書見ていないんですけど、どういう設計にしてあるのか、再度崩れたということは、やはり川の線形が悪いという、そういったことだと思います。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 現場は前々から何回か入っていたわけですが、今回はトンパックを幾つか入れて、一応対応して、これでずっといけると私も思っていたもんですから、少々がっかりしたところもありました。

線形という話が、専門的な話で私もしっかりは把握はできませんが、それなりの町長の過去のキャリアでもって、またしっかりこの部分はやっていただければありがたいと思います。

それからもう一つ、同じ3番ですけど、12月13日に国土交通省の災害査定調査が入ったと聞いております。復旧工事の時期はいつ頃になるかお伺いします。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 時期はいつ頃かということで、お答えいたします。

町道長松線の災害工事箇所は、役場本庁舎側から1号箇所と2号箇所がございます。工事箇所は、長尾川に工事車両が通行できる仮設道路を施工して行う工事を予定しております。川の水量の少ない時期、非出水期からの工事となりますので、まず奥の2号箇所を来年の11月からの施工、また、1号箇所を再来年11月の着工を考えております。このために現在崩落している2号箇所がございます。この場所につきまして、現在いろんな工法とか、河川道路を含め、今手段を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 今ちょっと私分りにくかったんですけど、1号箇所、2号箇所ということですね。これは先ほど町長が答弁いただいたところの事業者の直下のところの話をして、一応、本工事にはちょっと調査とかいろいろかかるとは思いますが、仮設でしっかり再度通れるというような形になっていけるのは、どれくらいの時期になるかというようなことでちょっとお聞きしたわけですが、その点どうですかね。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 先ほどもお答えいたしましたが、今その復旧について業者さんといろんな……、あの場所がですね、今の現在の路肩構造物、あそこに土盛りして、それがやはり荷重がかかって、多分このままもう一回土を埋めてまた車を通すようなことをすると、

その路肩構造物自体が崩れるおそれがあると考えております。ですので、それじゃないような新たな方法的なことを今、各業者さんといろいろ検討を模索しているところでございますので、なるべく早い復旧を含めてやりたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 分かりました。場所も確認させてもらって、そうですね。あそこには大変重要な、今現在残っている水道管が見えているような状態で残っていますので、確かに慎重にやっていただければありがたいと思いますので。そこにいる人たちは、安心して通れる仮復旧を望んでおりますので、早期にお願いできればというところであります。よろしくお願いたします。

では、四つ目の項目に入りたいと思います。

プールのポンプ設備は、災害時の補助的役割でしかないが、長尾川沿いの町道長松線の道路陥没現場などで複数箇所の道路の災害を考えれば、これは価値があるんじゃないかと思えますけれども、先ほどの答弁の中に、一度ちょっと試みたが水質的に問題があるということだが、水質にどのような問題があったのかということも含めて、価値のある問題じゃないかと思えますので、お答え願います。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 水質の関連につきましては、やはり農業用の農薬の成分ということで、そういう成分が検出されたという過去の経緯がございます。仮にその成分を除去するには、現在の施設では当然除去ができないということで、化学物質的なものを用いる新たな浄水設備が必要になってくると聞いてございます。

また、今の学校プールに使われている地下水につきましては、農業用水も兼ねて使われているという経緯がございます。前にやはり災害等で給水の関係で、沢の水が取れなかったときに、一時的な補助用水として使用できないかということで協議した経緯がございました。ただ、その時期がちょうど渇水時期に当たった時期でありまして、どうしてもそのときに地下水を取られると農業用水のほうに影響してしまうということがあって、その時点では、その水を使うことができなかったという経緯があったと聞いてございます。

やはり今後に向けましては、利用するに当たっても再度、水質調査等を実施した中で、本当にその水が飲料水として供給できるかどうか、まずその調査が必要かと考えます。また、飲料水として供給できる場合におきましては、再度、農業用水としても使用している関連から、事前にその辺の調整を図れるように関係機関と調整をして検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 農薬が出たということで、確かに茶原が上にあつて、そういった過去があったということはちょっと分からなかったもんですから。保健所なんかの指導ですと、

毎年、地下水は飲料等に使えるかどうかということの検査が法律で義務づけられてはおりますが、こういうところは農業用水とかプールですから、そんな厳しいあれじゃないもんですから、大分、昔農薬が出たということで、茶原もちょっと減ってきているもんで、もう一回、この水をもう一度検査するぐらいのことはわけがないことだと思いますので、もう一度試していただいて、それでも農薬が出るようしたら、しようがないなということで私も諦めませうけど。緊急にとっちゃなかなか都合がいいかなと思ったもんですから、そういった考えを出したまでです。もし水質検査と一緒に、何かほかのとき、毎年水質検査はしていると思いますのでね。そのときにこの水もぜひサンプルとして一度提示していただければと思います。

それから、五つ目の件ですけれども、高郷地区のところなんですけど、くみ上げ式ポンプの設備の設置については、災害対策の重要拠点である役場本庁が断水するわけにはいかない。それから高郷、上長尾、梅高の上長尾地区は、約400世帯1,000人がおります。各簡易水道が連携しているため、災害時の復旧には十分な必要性があると思いますので、この地下水ポンプくみ上げということに対して、今後の対応について伺います。先ほどもちょっと触れてくれてはいますけど、ここの重要性を鑑みて再度、御発言を求めます。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） いずれにしても、議員御指摘のとおりポンプアップ、これが今、桑野山に1個あって、いずれにしろ非常時に、本当にこんな災害になると、あればいいなというのは当たり前の話で。先ほど課長も言ってたんだけど、水質検査も含めて今後の対応の中で、当然、ポンプアップというのは電気量がかかるから、要電も含めて、要電というのは太陽光とかいろんなことも含めて、今後の構造的な造り方、それもちよっと研究していかなきゃいけないかなって、町政懇談会でもポンプアップ、ポンプアップ、私も言っているもんですから。今後の対応の中で、予算にも反映させてやっていかなきゃいけないのかなというような、私の気持ちとしてはあります。

あと、課長、何か答えられるなら答えて。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） ただいま議員の質問について、やはり井戸に関連しては、この地区だけでなく、今回、台風の災害を受けた中では、いろんなところで今後の水源の見直し、そういうものが必要になってくるのかと実感させられたところであります。

ですので今後につきましては、ここだけでなく、町内全体の水源の在り方について再度検討していく中で、有効性については検討した中での整備について、今後対応していきたいと考えます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 確かに町長、町政懇談会のときに予備的にくみ上げ式ポンプの設備を

考えているというような発言もありましたので、今、それと課長も、ここの地区だけじゃなくていろんなところでも必要性を感じる場所があるというようなお考えでしょうから、今後、くらし環境課中心になってこの点に対して対応していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

では次に、大きな項目の2番目、災害を見据えた公共施設周辺環境の見直しと対策というところで、一つ目なんですけれども、中川根中学校は敷地全体を2本の大きな長い水路に取り囲まれています。先ほどもちょっと話はありましたけど、片方の水路は、高郷地区へ入らないように直接長尾川に水を放水する施設というのを、台風時なんかにはまめにやって出すわけです。

しかし、そっちの1本は多少なりとも対応、対策できるんですけれども、特に中央小学校の水路にはテニスコート、グラウンド、高郷区域内、中央小などからの雨水が流れ込むわけですが、60年以上前の水路のため、水路の幅も狭く、砂の堆積などの要因も重なり、今回の台風15号では、体育館への床下浸水や教員駐車場の冠水などがありました。

最近、私が水路の点検に行ったときですけれども、格技場の下も床下浸水をしており、あの一帯、施設周辺全体が冠水していたことも分かりました。昨今の異常気象は今後も続くため、古いままの水路環境と排水溝などの見直しは、急を要する問題となっているのではないかと思います。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

中川根中学校につきましては、以前にも地元業者の方に周辺の調査を依頼したところですが、議員おっしゃるとおり古い施設でございます。体育館裏側にあります集水ますのキャパにも関係することで、大雨が続くと満水となりまして、施設内に排水があふれることも承知をしております。このことは、学校とも情報を共有しております。大雨などのときは常に注意を払い、対応しているところでございます。また、学校周辺の排水溝も古い上に、把握し切れていない古い排水溝も入り組んでいることもありまして、今後におきましては、学校の対応につきましては、子供の安全を最優先に対応を考え、慎重に調査をしながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 高郷地域には中川根中学校、中央小学校そして上長尾駐在所など、重要な公的な施設がございます。また近年は、これまで想定していなかった箇所でも災害も発生しております。

まず、水路につきましては、建設課と協議をしながら現在の水路の状況を調査し、その後の対応を進めてまいります。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 今、総務課長並びに教育総務課長より、あの辺の状況のところですけど、私が台風直下すぐの1週間以内ぐらいですか、お二人がそれぞれ時間帯をずらして現場を見に来ていただいて、水路の切替え盤に関しては速やかにこれは修理が必要だということで、発注のほうもかけてくれてあります。まだ出来上がってはありせんけれども、渇水期ですので、そこの新しい盤ができれば、切替えのところも一生懸命やっていますけれども、全体としては60年以上の水路ですので、十分分かっているというような御発言をいただいていますので、調査をこれから進めていただいていますね。私も高郷へ住んでいるんですけど、あそこの水路の入り組み方がちょっと、末端のところ非常に複雑に組んでいて、調査したら、一度、ここの水路がここへつながっているとか、3本、4本が最後どうなっているか分からないという点がありますので、そこら辺を簡単な見取図でもいいので、町民もほとんど、末端の近所に関しては分からない状況なものですから、一度教えていただければ、調査結果といたしますか、水路のどれがどうなっているということで結構ですので、一度、調査が済み次第、教えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。十分理解していただいているということで、そのように進めていただければ幸いです。

次は、2番目の項目ですけれども、昨年7月の大雨洪水注意報以後、台風15号までの僅か1年2か月ほどの間に道路の崩落が4か所、道路上への土砂崩れが2か所など、平均150mくらいの間隔で災害が発生しております。昨年のごみ収集車を役場に避難させる対応などもあり、公共施設への道路確保の必要性や、災害拠点である役場本庁舎が利用する水路管がこの道路区間に埋設されていることなど、総合的な道路管理が求められるのではないかとこのことですが、先ほど来、町長も川の流れというようなことを発言いただいています。やはりところどころそのように崩れたところには当たるという、水がちょうど当たるような感じになっていますので、よく理解できますけれども、非常に落ちやすい場所、ここは一帯に総合管理が私は必要じゃないかと思っておりますので、その点はいかがですか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 私、先ほど申し上げたように線形とか、特に町政懇談会でも私言っているんですけど、林道の奥に水道のみ口があるという、そういったことに全てなっているものですから、この町は。林道というのは山に沿ってカーブをつくっていくという線形ですので、どうしてもその沢のところへ大きな水が来ると当たってしまっ、そこには当然ヒューム管がこう入りながらあるんですけど。その状況の中で1m一万四、五千円で造っているから、これはなかなか難しいなどは思っているんですけども、その中において今後の対応としては、やはりしっかりした構造物を造り直す。ほとんど護岸側のほうは石積みで上げて、ブロック積みで上げていって、そういう格好になっているものですから。そこの構造上、林道設計の場合だと積算単価も決まってきて、今回の災害復旧で設計をどのぐらい見ているのか、ちょっと私もそこは確認していないところですけど。やはり原状に戻すということが基本ですので、今後の対応の中でどうあるべきか、本当、構造上の問題もあるし、設計の問題もあ

ろうかと思うんですけど、いずれにしてもいつも言っているように、林道の上流部へ行って水道のみ口があって、そこから水を流してくるといふ、その構図はずっと変わらないものだからね。

その辺の構造上をどうこれから違う形の中の設計において取り組むかということが、しばらく復旧後にはそうだと思います。そのためには、さっき言ったような、水の状態を測ってみたり、ポンプアップ、それも考えたり。いろんな状況の中を今後検討してまいりたいと思っていますので。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 複数箇所ということで、工事もなかなか大変ですけれども、専門的なことは分かりませんので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の再質問になりますけれども、本庁舎周辺での台風15号の影響はということで、開発センターの裏山が少し荒れた程度で済みましたが、今回の台風でも。裏山の沢も大丈夫でしたが、そこから僅か100mほど北側にある潤れ沢が氾濫して、土砂崩れによる通行止めが発生したことは、やはり土砂災害特別警戒区域の中に本庁舎があるという、分かりやすいシグナルではないかと思えます。

先ほどの長尾川沿いの町道長松線の総合的道路管理や庁舎の裏山が土砂災害特別警戒区域などについては、上長尾地区はもとより、役場本庁舎のアキレス腱にもなっていると私は感じております。最後に、災害対策の重要拠点である役場本庁舎を守るという強い意識を町長に伺います。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほど冒頭でも申し上げたとおり、私も以前そういった質問は議員時代にさせていただいて、ここが拠点になるところだよという質問をさせていただきました。そういった中で、やはりアキレス腱という言葉も議員、使って、何回も何回も、先ほど高郷の中部簡易水道ですか、あそこも林道が崩れたり、もう山も弱っているからああいうことになるんで、何回も何回も。その中において、先ほど言ったような構造上の問題、これは必ずいろいろ検討しながらやっていかなきゃいけないことで、何回もあると困っちゃうもので、私も。

そんな思いの中で、やはりこの役場庁舎というのは本丸であって、だからいろんなことをやってくれよということはずっと私も言っているんですけど。そういった意味合いの中で先ほど建設課長も答えていただいたんですけど、調査して、ここにはストーンガード、落石防護柵、普通、誰が見ても欲しいわけです、ここね。そういったことも含めて、いろんな意味合いがあって今まで保安林解除もしないできたんだと思うんですけど、課長答弁のとおり、土木と話をしながら、これからもここが災害対策の拠点になりますので、そういったことも含めて必ずしっかりやっていきたい、こんなふうに思っています。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。



○4番（澤西省司君） 災害対策をしっかりとやっていきたいという町長の発言を聞いて、私の今回の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） これで澤西省司君の一般質問を終わります。  
ここでしばらく休憩といたします。再開は11時45分といたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時45分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、石山貴美夫君、発言を許します。5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 5番、石山貴美夫です。通告に従い、質問をさせていただきます。

今回、9月の災害に関連する質問をさせていただくのにあたり、改めて被災された町民の方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、対応に当たられた町長をはじめ町職員の皆様、関係の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

今回、災害関連の質問が各議員からあり、重なることは省かせていただくつもりですが、同じ質問で同じようなお答えというような質問をしてしまいましたらお許してください。また、質問はあくまで、あしたにもまた起こるかもしれない災害に対し十二分な準備、対策をし、私たち町民の命、財産、安心の生活を守るため、町民により優しい心で町の防災対策をお考えいただくためにさせていただくもので、どなたかを非難、批判、誹謗するようなものではありませんので、最初に申し上げておきます。

それでは、質問させていただきます。

質問1、町民にやさしい防災対策について伺います。

9月23、24日の台風15号による集中豪雨は、県内に大きな災害をもたらしました。町内でも各所で人的被害、住宅被害、大小の沢の押し出し土砂による道路、水道施設、農地、林道、大井川鐵道など、前例のない被害となりました。この豪雨による被害状況を検証し、町民にとってこれからもっと優しい町となるために、災害に対する今後の対応策等について伺います。

- ①この災害時の危機管理対応の経過をお伺いします。
- ②町民への情報提供の対応について伺います。
- ③町の情報を町民はどうか捉えたと承知したか伺います。
- ④町内各区の災害対応の検証について伺います。
- ⑤断水被害の状況と対策について伺います。
- ⑥観光、経済への影響と対策について伺います。
- ⑦今後の災害対策の再検討、見直しについて伺います。

質問の2、より現実を見据えたまちづくりについて伺います。

毎年確実に人口が減少し、高齢化していく町の現実から目をそらさず、未来のまちづくりのために今やるべきことは何かを伺います。

①町の生活インフラについて伺う。

②高齢化する町の土台である各区の運営について伺う。

③各区の課題は何か、その対応について伺う。

以上、壇上からの質問をお願いいたします。

○議長（杉山広充君） ただいまの石山貴美夫君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、質問事項1番目の一つ目、危機管理の対応経過についてお答えさせていただきます。

9月23日午後7時39分、大雨警報が発表され、町は第1次配備態勢を取りました。その後、午後9時25分に土砂災害警戒情報の発表を受け、第2次配備態勢と同時に、災害対策本部を設置しました。私は、午後9時45分に登庁し、災害対策本部の指揮を執り、災害対策本部は10月14日午後5時の閉鎖まで24時間対応を取っております。

次に、二つ目です。町民への情報についてお答えします。

土砂災害警戒情報の発表を受け、避難指示等の発令準備に取りかかりました。登庁した午後9時45分には、高齢者避難情報の発令を判断しました。既に深夜の時間帯でありましたので、混乱を防ぐため、全区長に電話にて、高齢者避難情報の発令と、必要であれば避難所の開設をお願いしました。全区長への連絡、確認が完了した午後10時50分に、かわねフォンを使って高齢者避難情報を発令しました。その後、町の公式LINEからも発信しております。

三つ目の、その状況下で町民の皆さんがどう捉えたかということですが、深夜の時間帯での発令でしたが、町民の皆様を守るため、災害対策本部として必要な措置だったと考えています。

四つ目の町内各区の災害対応の検証についてお答えします。

12月13日に開催した区長連絡会において、自助、共助、公助について説明し、今回の災害における反省点を含め、御意見を伺ったところです。また、現在開かれている町政懇談会の中でも災害対応に関する御質問や御意見を伺っております。

その中で、町と自主防災会や消防団における災害時の役割分担を明確にするよう、防災担当に指示したところです。

五つ目の断水については、徳山地区、水川地区、高郷地区、梅高地区、下泉地区、瀬平地区など最大で1,251世帯で発生しました。中でも水川地区においては1週間にわたる長期的な断水となり、大変御迷惑をおかけしました。現在は仮復旧により回復していますが、本復旧については、水源までの道路復旧工事に合わせて進めていく計画です。

また、災害に対する水源確保や統合についても検討するとともに、各簡易水道の運営と合

わせて、先ほども申し上げましたが、計画的に進める考えでおります。

6番目の観光施設については、夢のつり橋のほか、キャンプ場2施設が被災しました。それに加えて、大井川鐵道の運休により、観光入り込み客数が例年と比較し大幅に減少しており、直接被災しなかった観光事業者にとっても厳しい状況となっています。そのような状況から、これまで以上に集客事業を展開していく必要があると考えていますが、単に集客を図るのではなく、今後も観光の目的地として選択されるような魅力ある施策を実施していく必要があると考えています。

経済面では、台風15号災害で落ち込んだ地域振興対策として、12月から電子クーポン事業やプレミアム用途別商品券事業を実施し、町内の事業者の支援と消費喚起を図っていきます。

七つ目の今後の災害対策の検討、見直しについては、本年度末までに災害対応マニュアルの見直しが完了するよう指示したところです。各自主防災会の会長である区長の皆様、自主防災委員、そして消防団から、今回の災害対応についての反省や今後への要望を聞き取り、見直しに生かしていきます。

次に、質問事項、大きい二つ目の1番目です。町的生活インフラについてお答えします。

住民生活に欠かせない施設として、斎場、し尿処理施設、ごみ処理施設があります。現在、各地区にて町政懇談会を開催しており、その中で町が取り組む施策の成果や今後のまちづくりの方針を説明しています。今後、整備しなければならないインフラとして、学校再編、斎場の整備、し尿処理施設について説明しています。

斎場については、現在、本川根斎場、中川根斎場の2か所を運営していますが、それぞれ建設から30年以上が経過し、老朽化が進んでいます。老朽化に伴う修繕費用の増加など、維持管理費の負担が大きくなることを考慮し、新たに1か所に集約する形で整備を進めたいと考えています。

し尿処理施設については、現施設を60年間にわたり受け入れてこられた地元からの強い要望もあり、また、同施設の運用も20年間の運転スパンで施設更新がされてきていることから、運営委員会において協議し、外部での委託処理を検討すべきとの答申が出されました。町としては、委員会の答申を受け、外部委託処理をする方向でインフラ整備を検討しているところであります。

また、ごみ処理関係につきましては、現在、各地域にごみステーションを設けて定期的に収集し、島田市の田代環境プラザで処分業務をお願いしています。

生活していく上で欠かせない施設です。整備に要する経費については、合併特例債や過疎債といった有利な地方債を有効に活用し、未来に大きな財政負担とならないよう進めたいと考えています。御理解と御協力をお願いいたします。

二つ目の、各区の運営と課題ですが、総括して答えます。

各区の運営についての御質問にお答えします。

各区の規模や年齢構成等により、それぞれが抱えている課題は異なります。今後も区長連

絡会を通して、そうした課題の解決に向け、協議していくとともに、町の補助事業である河川美化、道路愛護などの作業については、担当部署と相談していただきながら役割分担していきたいと思います。

以上です。

○議長（杉山広充君） ここでしばらく休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問を許します。5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） それでは、町民に優しい防災対策、①のところから、この災害時の危機管理対応ということについて質問させていただきます。

23日から祝日で土日と3連休でした。19時39分に大雨警報が発令され、1次配備態勢になったと。それから2時間経過した後、夜の21時25分、土砂災害警報情報が出され、2次配備態勢から3次配備態勢に移行していったというお話で、課長から町長、副町長にお電話をされ、災害対策本部を設置され、総務課長は夜の9時、21時35分、町長は21時45分に本部に入ったということですが、実際にこのとき、本部機能として、3次、すなわち全職員が登庁のわけですけれども、町外から通勤の方もおられる中で、職員はそろったのか、本部の体制としては万全であったのか、会議とか業務など、どんな状況であったのか、その辺のあたりをお伺いします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、町長が登庁しました23日午後9時45分、職員全員は登庁してはおりません。この災害対策本部の設置については、事前に決められている手順に従いまして、土砂災害警戒情報の発表をもって、設置のほうを決めております。

また、御質問にありました災害対策本部会議であります。これは応急措置が一段落しました9月27日に第1回目をやりまして、その後、対策本部を閉鎖する10月14日まで、ほぼ毎日開催しております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） なるほど。災害対策本部ができたということ、もうほとんど全態勢が整っているかのように私は理解してしまいましたけれども、そういうことではないということですよ。

初動として、やはりちょっとその流れが遅く感じるんですよ。島田市は夜の7時、19時50分、焼津市が20時50分、川根本庁は21時25分ということで、島田市と比べると1時間半ぐ

らい遅いということになって、そこで職員の方々みんな集まって情報を共有し対応していくということになってくると、5分、10分という、危機管理という観点から、23日の夕方からの気象情報が次々と発表されている中で、そうした時間に招集するという判断をどなたがして、一刻を争う防災対応だとするならちょっと遅いんじゃないかなというふうな、素人なものですから感覚的なものですが、危機管理能力という観点からそのあたりはどう検証されるのか、お伺いします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、当町が大雨警報が発令されたのは午後7時39分です。石山議員おっしゃられた、例えば島田市とか、ここより南側といいますか、海側に近い地域につきましては、今回の大雨の原因が線状降水帯によるものでしたので、そちらの海岸沿いから徐々に雨が降り始めてきたのではないかと考えております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 分かりました。

2番目の町民への情報提供というところについて伺いますけれども、町民から役場に災害関連の電話が多分、その日の夕方から入っていったと思うんですけど、普通は守衛さんが、休みの日ですから対応されると思うんですけども、本部の職員とか、職員の方が直接電話が取れる状況となった時点で、町民に状況の急変や緊急災害の情報などを役場で受け付けていますと、町民にそういうことを報告してあげることによって、町民は自分の家の周りで起こったことを役場のほうにどうしたらいいということで相談ができるし、非常に安心感があると思うんですけども、町もそのほうが情報を早く、どこで何が起こっているかを取得できると思うんで、その辺の情報を先に提供するほうがいいんじゃないかと思ったんですけど、どうでしょう。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 今回の災害で町が情報収集体制を取ったのが大雨洪水警報が発表されました19時39分、ここで第1次配備態勢が取られまして、情報収集要員を参集しました。そこから雨が止んだ午後2時頃まで、災害対策本部に寄せられた情報は約25件くらいであります。その3分の1くらいは、現場を確認に行きました町の職員からの情報であります。

この時点で、雨が降っている状況もありまして、町民の皆様からちょっと情報を受け取れる状態ではありませんでした。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 大変混乱した中だったと思うんですけども、是非これからマニュアルをつくっていく中においては、一刻も早く災害本部が1次配備、2次配備となった時点で、ぜひ町民からの情報を受け付ける場所をつくっていただきたいと思うんで、よろしく願いいたします。

それで、次に、町長は本部に入られて1時間後、22時50分、かわねフォンで警戒レベル3、

高齢者避難情報が発令されました。雨はその頃から最もすごい状況で、連続豪雨で到底、外に出ることは危険を感じるような雨でした。高齢者など、いわゆる弱者といたしますか、そういった方が、先ほどの中澤さんの質問にもありましたが、あの時点で避難をと考えたのはどのような判断の根拠で、その警戒レベル3、避難指示というものを出したのかお伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、気象庁からの情報で、町内全域を対象に土砂災害警戒情報が発表されたことを受けまして、そこから準備に取りかかりました。その後、深夜の時間帯であっても、町民の皆様には危険を周知する意味も含めまして、この避難情報を発令いたしました。町民の皆様の命を守るためには必要な措置だったと考えております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ある区では、町から電話をいただいたときは、必ずしも避難所の開設はしなくてもいいと解釈できるような内容の電話だったと。暗く、豪雨だったために、これじゃ一般の町民は避難は難しいだろうと判断し、避難所は開設しないという決定をしていたところ、22時50分、今のかわねフォンでレベル3の緊急放送が放送されまして、その内容を聞いてしまうと、避難者が実際には来るんじゃないかというふうに考えが変わったそうあります。それで急遽、役員全員で集会所に集まって避難所を開設したというのがその流れだったということで、実際は避難者はゼロであったんですけども、あの状況で避難は無理だったと多くの方は感じたと聞いております。

あの時間帯には、避難所までの道そのものが、沢があふれていたり、非常に危険で、行くまでの行程が非常に危険だったというところも複数あったとお伺いしております。避難を案内する以上、町内各区の避難所は、経路も含めて確実に安全で可能だと確認はしているのでしょうか、伺います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、高齢者等を含めました避難につきましては、例えばそれぞれの健康状態でありますとか、一人一人の確認が必要になります。まず、各区長様にお渡ししている避難行動要支援者をリスト化しまして、民生委員、自主防災会と共有していますので、特定者を優先して避難誘導を促すことは可能であります。また、自助、共助から、地域で確認していただくことが大切だと考えております。

また、確実に高齢者等の避難が安全に可能だということは、それぞれの状況によりまして、例えば今回、南部地域が非常に災害が発生しておりました。また、北部地域はそれほどとは言いませんが、南部地域よりはまだまだ安全な状態であったと考えております。そのときの状況にもよりますので、今回の場合、そこまではちょっと確認できておりませんでした。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 非常に難しいというのはよく分かるんですが、レベル3の高齢者等

避難という意味がいま一つ、何ていうんですか、不明瞭というか、ぴんと来ないというか。藤枝市は23時37分に災害本部が立ち上がり避難指示を考えたが、暗闇の中で、あのすさまじい豪雨では2次災害を招いてしまうと考え、避難指示を出さなかったと議会で答弁されています。また島田市も同様に、暗く危険な豪雨で、2次災害をやはり予想して、避難指示は出さなかったと。それで指定避難所の開設もしなかったと。11時41分に市長のメッセージで、それぞれが身の安全を守るようにという訴えをしたということで、議会で答弁されています。

我が町も同じ判断でよかったのではないかなと、後からの私の感想で申し訳ないんですけども、そういうふうに私は感じました。我が町では、事実、区に連絡し、避難所を開設したことから、現実には悲惨な2次災害を導いてしまったと言えます。なぜ他の市は2次災害を予想したのにと感じてしまうんです。この判断はどうだったのか、どう検証されたか、お伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 今回の高齢者避難情報の発令と避難所の開設の依頼に関しまして、その時点での状況から適当であったものと考えているところです。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 町民がその情報をどういうふうに捉えたかという4番目に入りますけれども、警戒レベル3、高齢者避難命令というのは、どういう意味に町民が捉えたかと承知されているのでしょうか。その後の文面の中でも、避難に時間のかかる方は身の安全を確保してくださいというふうにも言っているんですね。これの意味が何かいまいち、私は、町民にどうしろと言っているのかよく分かりにくいものですから、その辺をちょっと説明していただけますか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） これも例えば町の広報紙でありますとか、そちらのほうでも何回か御説明はしているんですが、まず、避難に時間のかかる方は身の安全を確保してくださいという意味から御説明します。

こちらについては、避難所へ避難するのに、例えば危険であるとか、そういった場合には、裏山をしょっているといいますか、斜面の場合には、その斜面から離れた部屋に移動してくださいと。そして、浸水等の被害が予想される場合には、1階よりも、もし2階があるのであれば、2階に上がってくださいと、そういう意味であります。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 言われてみればそうなのかなと思うんですが、町民が実際、あのときにどうすりゃいいんだということで、やはりもう少し聞く側、受ける側に立って、具体的に分かりやすくちょっと内容を改善していただきたいなと思います。緊急の状況での放送であればあるほど、単純で明快な言い方じゃないと伝わらないし、行動に移れないものですから、告知文をもう少し町民目線で易しく明確にしていきたいと思うんですが、いかがで

すか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） これからもそういった情報につきまして皆様に周知していくとともに、避難行動についての情報を区長連絡会でありますとか自主防災委員の皆様が集まった機会であるとか、そういった機会を広めていきたいと考えます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

24日の夜、土曜日の夜が明けてから災害関連の情報が今度はないんだという声が寄せられました。町内の災害の状況、島田、静岡への道路のアクセス、そういった状況がまるで分からない状況で、一日中ほぼ過ごしたんですけれども、連続的に情報を流していただいたのは、もう1日、2日してからは連続、朝から晩まで情報を流していただいたんですが、あの大雨が去ったすぐにですね、難しいかもしれないんですけど、何とかして皆さんにもっと早い生の情報を収集し、広報することができないでしょうか、お伺いします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 石山議員言われたとおり、災害対策本部としても情報発信に努めておりました。ただし、職員が直接現場に出向いて現地を確認、そして情報収集を始めたのが24日の早朝からです。夜が明けてからということですから。また、町外へのアクセスについては、島田土木事務所に確認する必要がありましたので、関係機関との情報共有に少し時間がかかったことは事実であります。

ただ、町の公式LINEにつきましては、道路状況の第1報は、24日の午前1時13分に広報してございます。また、かわねフォンについては、24日の午後5時50分に、まず最初の情報は広報いたしました。その時点で確認されている情報のみであります。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

本当に、島田へ行けるのかなとかという、身近な情報なんですけど、ぜひそういったのを何とか工夫していただいて、地名の人とかですね、うまく情報を取るようなことをぜひ今後考えていただければなと思います。ありがとうございます。

町内各区の災害対応の検証ということに入らせていただきますが、区役員に、区民から土砂が出たとか水が家に入ってきたとか、区民の周りの不安な状況が寄せられて、区長に見に来てほしいとか、次々と要望があったということです。先ほど役場で受けてほしいと申し上げましたけれども、区の役員としては、もう顔が見える関係ですので、無視できません。それで、対応せざるを得ないということになってしまいます。区長さんは、指示するのに、担当の方に言ってくれていうのに本当にちゅうちょしたと言われました。こうした場合、区としてはどこまで対応したらいいのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。



○総務課長（山田貴之君） 先ほどの町長答弁にもありましたが、対策本部、自主防災会、消防団など、まずそれぞれの役割分担を明確にしていく必要があると考えております。先日の区長連絡会におきましても、自助、共助、公助について理解していただけるよう周知したところであります。まず自らの身の安全を守ることが第一優先にしまして、危険を冒してまで行動する必要はないということを十分理解していただくところから始めたいと思います。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

ぜひその辺のところ非常に微妙で、顔の見える関係でふだん付き合うもんですから、区長さん方、本当に苦慮されたと思いますんで、ぜひその辺をもう少し突っ込んで考えていただけるとありがたいと思います。

12月11日の新聞によりますと、被災された方は町内で5世帯9人のみと。22時50分の高齢者避難された方、それは5世帯で9人だったと。22時50分の高齢者避難発令で、当該区では、南部地区の区では、避難所開設指示の連絡を受けたが、雨が激しく開設を断念したと。もっと早く夕方に呼びかけがあれば開設できたというふうに書かれていました。また記事では、避難所開設は各自治会に委ねられているので、指示はなくとも開設はできるというようなこともお答えになられたということで、そうしますと、町からの指示というのは一体何なんだということにも解釈の仕方になってしまうもんですからね。これは、こういった意味はどういうふうに解釈したらいいのか、お伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） この避難所開設につきましても、先日の区長連絡会で議題になったところでもあります。そこでは、自主避難ということについてお話をしまして、そこでは自主避難については自主防の判断で行うことができるということをお伝えしました。

また、各区長の皆様からは、それぞれが置かれている状況から各地区での判断は異なってくると。今後は空振りでも構わないので、自らの判断で避難所の開設を行うべきだという、積極的な御意見も出されております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 今回は空振りも覚悟でという意見が出たというのは、まさにそうだろうなと思います。やはり先ほどから、課長も自助、共助、公助ということを盛んに言われますけれども、その新聞に出ていた区では、区長さんは行政からの避難情報を待っているのは遅いと。命は自分たちで守る覚悟で災害に備えたいと強調したと書かれていました。

あくまでも区の自助努力は重要ですが、行政本部の情報収集能力、専門的な知識、全体を見ての判断、こういったことに各区は期待をしているわけです。期待に答えていただきたいんですね。私はその裏返しの言葉のように聞こえました。ただ一刻も早い判断を要望しているんですけども、そのあたりをどうお考えでしょうか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 今、町のほうでも今回の災害の反省を踏まえまして、いろんな行動のマニュアルを見直しております。その中でいろいろな御意見を聞きながら対応してまいりたいと思います。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 何件か区の役員さんにお聞きしたんですが、避難所を開設し待機されていて、そのまま解散ということはできないと。各それぞれの持ち場の区内を巡回して、災害状況を確認したというふうに言われていました。その行動というのは、町の指示なんですか。夜中2時頃に雨が上がり、その後で巡回、または朝まで待機して、朝巡回したという地区もあります。このあたりの行動マニュアルというのはあったのかどうなのか、独自の判断でされたのか。その辺をきちんと行動を決めるべきだと考えますが、どうでしょう。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、自主防災組織が結成されてから数十年が経過していると思っております。その間、それぞれの組織におきまして決められている行動の手順があると思います。今回の災害の反省を含めまして、まず各自主防災組織ごとに話し合いをしていただき、それぞれの行動マニュアルを決めていただければと思います。そこで町の職員の出席等を希望するのであれば、その話し合いに参加させていただきます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ぜひそのあたりの行動マニュアルをしっかりと、町の専門の方も加わって決めていっていただきたいと考えます。

今、自治会のほうでは保険のことが言われますけれども、活動参加区民もいわゆる保険というものが必要だと思うんですが、それはマムシに食われたとかいろんなことがありますので。自主防災活動などのスタッフになる役員ですね、区の。区長さんとかそういう役員さん方、こういった方は、やはり準備から一層危険が高いものですから、別の保険が必要じゃないかなと思います。区が各自掛けるのではなくて、区の自主防災と連動で災害防止の研修などと同時に、安心して区の活動がやっていけるように、区によって差が出ないように、町がしっかりとした統一した保険を掛けるべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 石山議員が今言われている保険が、町が加入を勧めている自治会保険のことをおっしゃっているんだと思います。こちらは、保険の対象となる者が各自治会が自ら決められた活動、これをその自治会の定められた規約等に記載をしていただく、そうしたことで、そこに記載された活動が保険の対象になってまいりますので、その辺の説明につきましては、これからも十分にしていきたいと思います。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

内閣府の防災エキスパートの岩田という先生がこの間、新聞に出ていましたけど、災害対

策基本法第5条に、市町村の責務として、住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、計画を立て実施する責務を負っているというふうに言われています。区に全てを委ねるということではできないということでもあります。町の責任ということについてどう考えますか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、今回の災害に対しての町の判断とかそういったことでありますが、まず自助、共助、公助、先ほども何回もというような御発言でありましたが、それぞれの役割があります。先ほど避難情報の発令の御質問にお答えしましたとおり、今回のそういう避難情報の発令等を含めまして、町民の命を守る必要があると判断しまして、これまで行動してまいりました。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 行政は逃げられないという部分ではあります。南部地区の災害についてですけれども、私は24日の朝、周辺地区を見回っている間に一報を聞きまして、現場に駆けつけたんですが、あの日は、県警や機動隊、消防、区民、家族、親戚、知人、大勢集合されていて、警察、副区長の指示で、手分けして川の周辺の捜査をされたりしたんですが、町のほうの現場での連絡所や情報を提示するようなところは、拠点が設置されていませんでした。町の消防団の方も、職員の方の姿もそのときは見ませんでした。私は翌25日にも現場におりましたが、やはり地区の副区長さんが警察のアドバイスを受けて、区民、知人が動くという状況でした。

この2日間は四、五十人、いやもっと大勢の方が現場周辺にいたと思うんですが、町の防災計画の16節を見ますと、遺体の捜査ということなんですが、その計画の中には、行方不明、既に亡くなられているというようなことが推定される者の捜査は、町の職員により、消防団、自衛隊、地元関係者の協力により行うというふうなことが記載されております。

また、あの人災とも言う初動の時期に、皆さん本当に苦しんでおられました。どうしたらいいのかということで、町と町の消防団の方はどのような対応をあのときされていたのか、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） その現場につきましては、発生当初から、警察主導の現場対応としまして、町の職員におきまして、現場の立入りについては制限をされておりました。町の職員は、道路管理者として捜索現場の外で立会いをしていたところでありまして。消防団については、区からの要請で消防団長の指示により、24日から捜索活動を行っておりました。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 人災ということで、情報一つとっても、現場には本当に確たるものがなくて、区民の皆さんとか、そういうところでどこからも情報が入ってこないものですから、区の役員さんや関係者の方々は非常に不安な状況であったんです。町の災害応急対策計画によりますと、災害の状況により災害対策本部を設置するとあるんですけれども、あそこ

の上流の地区も、家屋の崩壊や孤立化、キャンプ場も流れちゃったりということで、あの辺一帯が非常に大きな災害が起こっていたわけで、せめて職員の方がつなぎで1名でもいてくれればなと現場で感じました。

現地対策本部を設置しなかった理由は何だったんだということで、私はもう一議員でどうすることもできませんでしたけれども、その辺のところをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 課長が説明したとおり、人命もあったということ、警察主体が主だったということもあります。そこに現地対策本部つくればいい。うちの職員もその後の対応は毎日行ってやっておりますので、私自身もそこへ行って、あまり、正直な話、行っていいのかどうなのか。体制、現場を動かそう、そう思ったのは私で、県警との話の中でいろんなことがあって、ああいう状況で、たまたま延びてしまったんだけど。もともとはやはり県警主導であったということ。それが一つ原因なのかなと思っています。その後の対応というのは、我々職員をはじめ、みんなが動いていた。それだけは分かってください。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 状況は分かりますが、やはり警察の方は警察の組織として動いていて、島田消防の方も島田消防として動いていて、何か現場の区の関係の方々だけ孤立しているような感じで、情報も入らない、何したらいいんだろうというようなことで、もう非常にその不安だけがあの場であったなというふうに今思います。ああいう場合の対応というのも、ぜひ今後考えていただきたいと思います。

区長、副区長というのは、町の最先端で住民と接する役割であります。しかも今回は、防災という役目上からの被災でありました。私的な行動でなく、あくまでも区民や観光客の安全の確認の目的で、区長、副区長そろって公的な役目中の被災でありました。あの頃、火災現場で亡くなられた県の中中部地区の自治体を挙げてお送りした消防士の方、公務中の災害の重大性ということが非常に問われました。ちょうど防災対応で区長と同乗した区内の巡回中に亡くなられた副区長さん、けがをされて入院された区長さん、私は同じじゃないかなというふうに感じます。区の役員として、区民、町民、観光客の安全を心配され、徹夜で防災対応をされた役員さんです。これは周辺の市町さんは予想されていた2次災害ですよ。何とか考えられる全ての救済策を模索していただきたいんですけれども、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 後ほどの御質問もありますが、お答えいたしますと、町で実際に対応できるものは、やはり災害の弔慰金でありますとか、災害の義援金の配分などがあります。これ以外に、先ほど石山議員もおっしゃいました自治会保険で対応していただくように今、調整を進めているところです。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） その日の夜ですね、あの日の夜、雨が収まったという流れの中で区

内を巡回するというのは、それぞれの区によっても違ったと思うんですが、責任がある区長さん、副区長さんとしては、まず納得できる対応だったと私は思います。町として、このたびの2次的な災害ですけれども、区の人的な災害発生の原因というものは何だと検証されるんでしょうか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、今回の事故につきましての直接的な原因ではありますが、やはり異常な雨量でありますとか河川の増水等、いろいろな原因が重なっていると考えております。区長連絡会におきましても各区長の皆様にお伝えしましたが、まず、以前から言われていますとおり、身の危険を伴う行動はまず控えていただくということをお伝えしたところでもあります。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 町の消防団の非常災害対策規程によりますと、第3条で、町内に非常災害が発生し、又はそのおそれを予知したときには、本部員は役場に登庁し災害活動をされる云々という規程があります。また、第5条では現地での対応が出てきます。この規程にも鑑みて、このたびの人災現場地区、また、全庁的な緊急災害時の対応、捜査協力などはどんな対応であったのか、お伺いしておきます。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 町の消防団の出動についてではありますが、団長判断によるものがあります。町のほうで把握している範囲でお答えいたします。

まず、9月23日24時に消防団長から各被災箇所の団員に出動要請をかけて出動しています。本部役員についても、本庁舎と支所へ参集しておりました。各分団については、団長から地区の巡回、土のう積み等、自治会と連携して作業を行うよう指示したと聞いております。

また捜索活動についても、24日から10月2日まで延べ127名が捜索活動を実施しております。島田市の大井川河口付近まで捜索しております。

今回の台風での総出動人数は201名であります。昨今、団員が減少している中で、地域のために団員は活動を行っておりました。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。いろいろとお世話いただいたことはよく分かりました。

被災された区長、それと副区長に対する町の対応というのは、高齢化していく中で、今後の区長、副区長、役員などの成り手の確保というところに大きな影響が出てきます。町の職員の方も定年退職されて地元に戻りますと、すぐ戻ってくる役割なんですね。私は、地区の方々を思いやり、責任感、郷土愛からの行動、被災であったと考えます。同じ町民で望まれるのは、寄り添う温かな対応だと思います。皆さんが納得される温かな心ある対応を強く望むんですけれども、先ほどお伺いしましたが、もう一度その辺についてお伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 今回も含めてそうなんですけど、区の仕事というのは私はボランティアだと思っている。ずっと地域で生きてきて、それで順番を踏んでいろんな組長をやったり、副区長をやったり、区長になっていく。その中において地域を愛する心、それだから区というものは保たれておるといことです。これから先も、誰がこれをやれ、あれは誰が分担、そういうことじゃなくて、地区の中で愛を求めてやっていていただきたい。それが地域社会だと。今回、災害のことも含めていろいろ復旧、復興、本当にお世話になった方、私がもうちょっと落ち着いたら、本当に皆さんのところへ行って、いろんなお礼も言いたいし、そんな意味込めて。

だから、区というのは自分の生まれたところで、それから育ててもらったところ。それで皆さん、60定年して帰ってくる人も多いけども、自分は24年頃帰ってきて地域で育てられたから、やはり地域のことは大事にしたい。そう思って地域愛をずっと私、当時、上長尾だけれども。何でも、自分みたいなところでも相談してくれるし、いろんなことがあればそこで自分も行くし、そういった地域愛をやはり大事にしてもらいたいということ。今回の災害もそうだけど、てんでに分かれていっちゃったら何もできないから、消防団だって同じこと。消防団はもっと地域に溶け込んでもらいたい。ちょっと今、消防団の組織のことも、自分らの頃と違って地域へ溶け込んでいかないから。それはなぜかといったら、消防の出初へ行ったら、自分らのところはタカハリというものがあってその後、ポンプはじき、7時には。そうやって地域に携わっていたんだ、消防団も。その中において、こういったご時世もあったり、消防へ入る、入らんという人もいたり、そのまま過ごしてきちゃった人もいる。そういった中で地域の愛っていうのはどう生まれていくかなって。自分ら消防団から地域の愛が生まれてきたから。そういった意味も含めて、ちょっと今、ご時世も違うのかもしれないけど。だから役場対応、役場対応ということになってくるんだけど。それも重々承知しているけど、やはり地域の方の地域防災、地域愛、こういったものをもっともっと地域間でつなげてやっていきたい、そんなふうな思いもありますので、回答になるかならんか分かんなんですけど、とにかく本当に復興対応に協力していただいた方に改めて私もお礼に行きたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひお気持ちをお伝えいただきたいと思います。みんなのことを心配してくれた方への感謝の気持ちが伝わるといことで癒されるということはありません。

広報12月号には、関連記事は残念ながらありませんでした。一方、県警から町内業者には、この捜査への協力に対する感謝状が贈られたということで、テレビ、新聞で報道されました。本当に危険な作業をしてくださったことは、そういった業者の方にももちろん心から感謝いたします。

そういうことなんですね。肝腎な当事者、役を全うして責任持って行動され亡くなられた副区長さん、けがをされた区長さん、御本人、御遺族、さらにまた共助の精神で連日10日間以上も活動された地元の皆さん、さらに、たまたま現地で事件に遭遇し、区長を救助し、さらに私有地を開放して県警や地区住民や知人での捜査の拠点として御提供いただいた一企業の社長さん、こうした方への我々町民の感謝の気持ちというのは、どなたがどうお伝えいただけるのか、町民の感謝の思いをお伝えいただきたいと私は心から思うんですけども、もう一度、その辺について。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 本当に下泉地区には、ある会社の社長さんにお世話になって、あそこを借りて地元の方もそこにいて、社長さんにも私はお礼は言っているんですけど、時々私もお邪魔するときもあるもんですから。そういった意味も含めて、本当に今回いろんな方にお世話になり、当然、地元の土木工事の皆さんもそうだし、そのほかにも様々な方がおられます。そんな意味も含めて私も、先ほど言ったんですけども、お礼がてら、機会があれば必ずお邪魔しますので。また、議員も、こんなこと言っていたよ町長、とか、そういったのは私もそこへお邪魔しますし、いろんなことでまた声がけしていただければ、必ず出向いてお礼はさせていただきます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ぜひタイミングを見て、そのお気持ちを何かの形に残して、私たちの町民の仲間ですので、本当に永遠にですね、この何ていうんですか、栄光というか、本当に災害と戦って亡くなったわけですから、そのことを忘れないためにも、県警のほうではああやって業者さんに感謝状を贈っていますので、そうしたタイミングを見て、またその辺をお考えいただきたいと思います。

次に、断水関係のことなんですけど、先ほど澤西議員から話がありましたが、旧中川根の施設ばかりが災害を受けてしまいましたけど、水は。これどういうわけか教えてください。

○議長（杉山広充君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） 今回の災害につきましては、線状降水帯の影響により、旧中川根地域が短時間に大雨が降ったことが要因かと考えられます。同じ雨量にしましても、今回の場合、旧の本川根のほうがやはり雨量が少なく、通常台風程度の災害であったというのも事実でございます。ですので、そういう面から見ますと、今回、こちらの地域にかなりの短時間での集中的な豪雨が今回災害をもたらした要因かと考えております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） そういうことだと、今度、水道は企業会計ということになってくるわけですが、今回の災害を踏まえて、今、課題をどんなことをお考えかお伺いいたします。

○議長（杉山広充君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） 今回の災害を踏まえまして、先ほども質問にございました

ように、今回かなり水源のほうが被害があったというのが実情でございますので、そういう面につきましては、企業会計に移行する、しないにかかわらず、あくまでもこれは水道事業としまして、前向きに状況を把握しながら検討のほうを進めて、計画的な対応をしていきたいと考えてございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

旧本川根側は非常に水道事業、ほとんど完璧な状況になっているものですから、中川根側がちょっと遅れているかなというふうには感じております。

それで、次に観光関連なんですけど、今非常にお客さんが減っちゃってまして、新聞にも出ていましたけども、寸又峡は通常の年の2割しか人が来ていないという状況なんですけど、そんなことで、根本的観光対策というのをもう一気に今やらないと、もう本当に忘れ去られてしまうと思うんです。それについてどうでしょう、何かお考えですか。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 議員おっしゃいますように、10月から11月、観光シーズンにおきまして、マイカー等の入り込みを見ますと、例年に比べ大幅に減少している状況でございます。寸又峡にとりましても、このような状況を見ますと、夢のつり橋等、大きな観光資源の一つであると、地元、また町も改めて認識したところでございます。

今後につきましてはですけども、このような状況を見ますと、既存の観光資源に頼るだけではなく、民間企業等による新たな観光資源開発やブラッシュアップ、また、さらなる情報発信の強化を図りながら、観光の目的地として選択されるような施策を、関係機関また地元と連携しながら実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ぜひお願いいたします。

今後の7番の災害対策の再検討、見直しということについてですけども、これからまた梅雨がやってきますけれども、各区による状況も加味して、最適な現実的な対策を取るべきだと思います。区の役員さんは基本、素人さんなものですから、毎年、役員は替わっていきますものですから、ぜひ町民、住民の目線で避難等のマニュアルを根本的に作り直し、配布し、それに対する研修というものもぜひ毎年やっていただくとことを考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほども言いましたように、職員のマニュアル、あと地域と我々のマニュアルというか、役場から地域へのマニュアル、また地域自体もマニュアルを、やはりそこにつくっていただく。そういった関係の中で、どうしても今、防災訓練はマンネリ化しているから、いろんな意味で地域間ごとの防災訓練、こういった災害が起こったから余計にい



ろんな意味合いで1年間1回、区長さんとの連絡の中で、区長会の中でいろんな話合いはこれから持たれると思う。経験の中からまた積み上げてくるものがあるから、そういったものの中で今後の防災体制、私は先ほどからもう1回やり直すよということを言っています。そういった中で、今回経験したことを生かして、区との連携をしっかりとしていきたいなと思っています。

全て、先ほど申し上げましたけど、区があつて、町があつて、消防団もある。いつも言っているのは、町の根っこは消防団だと。動きやすいのは、やはり若い人が動かなきゃいけないということ。そこの区も連携をしっかりと取ってやっていていただきたいというのが私の本音ですよ。だから、区の防災マニュアルももう一回つくり直してほしい。それと、今、私、町政懇談会へ行っていてよく分かるんですけど、ハザードマップ、危険な地域、なかなか区のほうで貼ってあるところにもない。この前行った上岸にはいろいろ貼ってあった。危険なところはここです、ここですと。ああしっかりしているなと思って、区の連絡会もきつとやっているだろうと。だから時々、区のほうもそういった区の役員会、この頃コロナで班の常例会みたいなもの、なかなか集まることなくなっちゃったんだけど。そういった中で例えば防災訓練の見直しとか、やはり区長さん中心になっていろいろやってもらおう。

先ほど、それで職員を呼んできてほしいというなら職員も必ず行かせますので、対応の中で。今回これから区の常会、そういったものの中においては、やはり災害対応の問題が、来年度区長さんちも出てくると思うから。そんな中で対応していきたい、役場の体制のほうも整えながらやっていきたいと思っています。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

ぜひ区のほうの現場でも、出先は区なもんですからね。その区のほうのこともしっかりやっていかないとどうしようもないなということで、2番のほうの質問に移るんですが、区のほうの仕事そのものも非常に河川美化からいろんなことがあるもんですから、スリム化して、本当に必要なことだけに絞り込んでいくことが必要じゃないかと。町との役割分担、先ほど町長も言われましたが、その辺もしっかりと区分けをして、町のほうでも負っていただくような部分を増やしていかないと、これから区の業務は大変になってくると思います。その辺についてどうでしょうか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず災害対策につきましては、ここまでお答えしてきたとおり、町と自主防災会との間で役割分担をしていきたいと。そのために区長連絡会等で協議をしてまいります。

そして、河川美化とか道路愛護といった各区の事業につきましては、作業が危険な箇所については事前に担当課と相談するなどして対応してまいりたいと思います。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 本当に区が人数的にも大変少ないところも多くなってきているもの  
ですからね、もう一回全体を見直していただきたいなと思います。

生涯学習については、今どんな課題があるとお考えですか。

○議長（杉山広充君） 社会教育課長、大村泰子君。

○社会教育課長（大村泰子君） 現在、各地区で地区推進の方に事業を計画して、高齢者から  
子供までが参加できる事業を行っていただいております。

しかしながら、従来から地域づくりに関わってくれております地域人材の高齢化が進む一  
方で、地域行政への若い世代の参画が不足しております。地域人材の固定化や、これからの  
地域づくりを支える担い手の不足が顕在化してきた、そのような地域の課題があると考えて  
おります。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

区をまたぐ形での連携で生涯学習をやっていくのがいいんじゃないかなと私は思うんです  
けれども、その辺はどうでしょう。

○議長（杉山広充君） 社会教育課長、大村泰子君。

○社会教育課長（大村泰子君） 各地区の状況を考慮しまして、ここ近年、地域人材が固定化  
してきている地区や地域づくりを支える担い手不足の地区におきましては、ほかの地区と合  
同で事業の推進を図っている地区もございます。その中で新たなコミュニケーション等も生  
まれ、活性化してきていると思われまます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

そういったコミュニケーションによって、また防災のほうにも生かされてくるというふう  
に考えますので、ぜひうまくやっていただきたいと思います。

このたびの災害は、現役の副区長さんが防災活動中に尊い命を区民、町民のためにささげ  
られ、公に奉仕された災害として町の歴史に残して、忘れてはならない、そして防災対策の  
根幹に生かし続けなくてはならない、町史に残すべき災害でありました。高齢化する町、同  
時に高齢化する地区の役員、この町の現実をしっかりと受け止めて、もっと住民や町民の暮  
らしやすい町になっていきますようお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。あ  
りがとうございました。

○議長（杉山広充君） これで石山貴美夫君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は午後2時5分といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、野口直次君、発言を許します。7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） こんにちは。寒くなりました。7番、野口直次です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。ちょっと早口でごめんなさい。

9月23日の深夜、町内を襲った台風15号、豪雨災害は多くの人々が被災され、現在に至っています。お悔やみ申し上げます。

町をはじめ関係者が、復旧・復興に日々活動されています。大変感謝申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。

冒頭の質問の前に、水川地区で行ったアンケートを紹介させていただきます。

台風15号による被害、断水、土砂流出等に対するアンケートです。内容は、四つからなっています。

①今回の被害で体験して思ったこと。

線状降水帯の瞬間的な雨の降り方はすごい。短時間の間に起こったこと。いつもは考えていなかったが、毎日たくさんの水を使っていたことを痛感した。お水のありがたさを知りました。蛇口をひねれば当たり前に出てくることに感謝。水道の断水で予想もしなかった経験をした。大変でしたが、よい勉強になった。断水後、すぐに飲料水がお店になくなったので、配給してもらって非常に助かった。給水車の飲料水配付も助かりました。今回、断水だけで済んだが、電気も止まったらと思うとぞっとする。お風呂は温泉施設を無料にしてもらったことは非常に助かった。治山治水の重要性。夜間の緊急連絡は通じない、できない。避難指示が出れば、すぐに集会所の準備ができていいるルールがあれば。避難指示が明るいうちでないと避難は無理。指示が出てからでは、避難が大雨と暗闇で危険だった。被害状況などがすぐ分かると思う。集会所前に伝言板みたいなものがあれば、区民に情報が伝わりやすいと思う。地区消防団第6分団第2部と地区との役割、協力関係がよく分からない。今回のような台風15号の豪雨災害の場合には、緊急夜間、分団の招集は区長ができるのか、消防本部の指示で分団は動くのか、現場の状況の分かる区長から指示が出せるのか、早急に確認してください。表には出ないかもしれないが、一部の団員は状況を見かねて個人の判断でボランティアの気持ちで地区の警備に当たったと聞きます。天気予報で予測できない天候の変化で、大きな災害が起こることが分かった。自衛隊が来てから素早い対応には、大変ありがたかったです。

②今後の災害に備えて個人で用意したいと思っているもの、思っていること。

1週間分の食料、飲み水、お茶、カップヌードル、缶詰、ポリタンク、水の入れ物、燃料などの備蓄、バケツ、発電機、お風呂の湯は流さずにとっておくこと。山の元の水道の復活、

水タンク用のポンプ、非常用のトイレ、今以上にキャンプの用品の充実などです。

③今後の災害に備えて、水川区として今後の準備、用意はどのようなものが必要か。

水の貯水、水源が複数あればよいと思いました。長期保存の利く食べ物、パン等の配布をしてほしい。弁当は腐りやすい。常設浄水貯水槽、井戸水の設備、仮設トイレ、今以上に避難所の停電のときの電源の確保、情報網の充実、いつでも誰にも届くように、区内に。災害時、家にいるまだまだ動ける人たちが、それぞれできる範囲での協力、お手伝いの活用も今後検討も必要。災害時における区役員の対応対策と、今後必ず起きる二次災害に対する役員のそれぞれ自分の役割分担、よい意味で自覚も必要。町も今回の災害に対しては、マニュアルどおりいかなかった。町同様に区も災害の検証と反省をしながら、今後に生かす必要があると思います。炊き出し等、万が一に備え女性部の在り方も検討すべきではないか。災害状況をもう一度、地区内を巡回し、町に要望書を作成して、お願いをすること。町も細部も含め現状が把握できていない気がするから。集会所が使用できない場合には、避難所の検討。二次避難所の中中には行けないことが分かった。

④今後、災害に備えて川根本町に期待することは。

今まで水川地区には長期にわたり急傾斜地事業を町として行っていただいているが、急傾斜地などの土木事業の促進、区の要望も入れて実施をお願いする。土砂流出箇所等の危険箇所の防災工事。相互間の情報網の充実。災害マップ見直し等も今回被害があった場所を入れた危険災害場所をマップに追加していただきたい。第一に、災害時の職員の人員が確保できるのか、今回必要な人員はすぐ集められたのか、予知できる台風でもマニュアルどおりはいかなかったし、災害対策本部の立ち上げも遅かったと聞く。台風でもこの状態。東南海地震ではどうしようもない。いかに各地区の自主防に負担がかかるのではないか。また、総合的な台風15号の検証、検討も求めます。

ここからちょっと辛口になります。

災害時、職員の質も問われた。今回の災害対応はピンからキリまでで、スキルアップを町行政に強く要望をお願いしたい。緊急時の対応への職員の接遇マナー研修の見直し等も検討されたい。本庁・支所間の災害現場に行ったよ、場所は知らんけど。緊急時派遣された部下の居場所及び移動場所の時間把握は当たり前、民間ではあり得ない。地区ごととは言わないが、町から区に災害対応を住民を守るために状況判断も含め、連絡員等を置いてほしい。夜間少し雨が小降りになったから早く帰路に着こうとする観光客が強引に道路状況を知りたがり、危険を顧みず島田方面を目指し、警備に当たった区民を困らせた。当時の交通規制はどのようなになっていたのか。二次災害の危険も含め、今後大きな課題と思われれます。川根本町の公式LINEはかなり活用できた。防災機能をさらに拡充してほしい。メディアの川根本町の被害の報道が遅かった。被害の正確な情報が世間に伝わることも大事、重要。地元の区長は、今後実情に合った区の防災マニュアルを作成していきたいという考えと、水川地区が町に提出した要望書等を注視しながら、今後町と話し合いを続けていきたい。

長くなりまして申し訳ありません。被災した地域の人の声も必要かと思い、違った角度、目線でお話を聞いてもらいました。ありがとうございます。

水川区のアンケートにも絡みますが、本題に入ります。

最初に1として、台風15号の検証と今後の復旧・復興の取組について、2番目としては、農産物の出口対策をはじめとした産業振興についてです。

①災害対策等の検証委員会等の検討をされているか、されるのかをお聞きします。

②台風豪雨の防災マニュアル等の見直し等を行う必要があるが、どのように進めていくつもりか、考えをお伺いいたします。

③今後において、災害時の各自主防災会との連携・強化を図る対策が今まで以上に必要と考える。住民を含め、早急に方向性を見出してほしい。考えをお伺いいたします。

④さきの臨時議会で出された災害補償制度に関わる提案を理解・承認したが、この案件は、公務災害並みの補償等も考えられると思う。見解をお伺いいたします。

4番と関係しますが、5番目としまして、現在加入している各自治会の活動保障制度は、風水害と自然災害による損害は補償の対象範囲になるのかをお伺いいたします。

⑥といたしまして、大井川鐵道の全線再開に向け、現状と今後の見通しをお伺いします。

大きい2番、農産物の出口対策をはじめとした産業振興について。

①6月議会において、町長は、茶の出口対策が重要で、重点政策で取り組んでいく方向性を示している。それから半年が経過し、令和5年度の事業計画の時期を迎え、この議会においても役場に機構改革も提案されていることから、もう少し踏み込んだ町長の考えをお聞きする時期だと思いますので、伺います。

②町長は、機構改革を行う中、役場の仕事のやり方を変化させようとしているのであるから、ある程度具体的な方向性を持っているのではないか。実際に行動するのは関係団体や販売農家、商工業者だとしても、町としての施策を展開する重要な時期と思われる。再度考えを伺います。

③いつもお話をしているが、長年の茶業界を変えようとしても難しいことは町長も理解しているが、今の時期なら変えられる信念を持っておられる。川根茶の振興は待ったなしで、町政懇談会でも、主要産業の活性化の推進を示してくれました。町民が期待している中、具体的な内容も含めて展望を示していただきたい。決意と実行においても新しい課に期待したい。考えをお伺いいたします。

壇上からは以上です。

○議長（杉山広充君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、野口議員にお答えしたいと思います。

まず、質問事項1－①検証委員会の設置についてお答えをさせていただきます。

現時点では委員会の設置を考えておりません。今回の災害対応については、これまで県と

市町との間で2回、意見交換会が開催されています。

課題とされている県と市町間の情報伝達、情報共有については、大規模風水害発生時にも県から各市町に先遣隊が派遣されることとなりました。今回の台風15号災害を受け、これまで地震災害のときだけ派遣していた先遣隊が、大規模風水害においても派遣されることとなったものです。

町内においては、12月13日に開催した区長連絡会において、自主防災会と町対策本部との役割分担について協議を始めたところです。今後は、消防団も加え、それぞれの災害時の対応について検討してまいります。

今後のチェック体制ですけれども、私考えているに、目視できる場所、目視できない危険箇所のチェックがさらに必要になるということを感じました。関係機関と話し合いたいと思っております。

次に、2番目の、先ほども申し上げましたけれども、防災マニュアルについてです。

主に災害対策本部員となる町職員の役割分担について記載したものです。防災マニュアルのことです。町では、11月中旬から各職員に今回の災害対応における反省点、改善点について聞き取り調査を行いました。12月3日の地域防災訓練では、これまでの本部運営訓練を取りやめ、配備態勢や対策班ごとの役割分担における見直し点について、検討を行ったところです。今後は、マニュアルの最上位計画である地域防災計画の修正に向けて進めていきます。

3番目です。自主防災会との連携・強化についてお答えします。

自主防災会との連携・強化を図る対策についても、まずは、それぞれの役割分担を整理し、その中で、誰が何にどう対応していくのか、検討してまいります。

4番目です。先ほど石山議員の中にもありましたけれども、今回の災害によりお亡くなりになられた方への補償については、災害弔慰金の支給及び災害義援金の配分が、現在、町として実行できる全てです。これに加えて、町としては、今回の災害における事故が、次の質問にもつながるんですけれども、自治会が加入していた自治会保険の対象となるよう、保険会社と協議し、現在、支給に向けた手続が行われております。

5つ目です。ほかの自治会も同様の取扱いが可能となるよう、区長連絡会を通して、各自治会が事前に規約の中で防災活動を明記するよう周知してまいりたいと思っております。

6番目の大井川鐵道の被害状況ですが、全線において、崩土、沢からの土砂押し出し、線路の洗掘など20か所近くの被害があったことを、皆さんにもお写真は見せましたけれども、町としましても、一日でも早く全線の復旧を望んでいるところであり、10月25日に、大井川鐵道本社を訪れ、鈴木社長へ直接要望書を手渡しました。また、11月18日には、県知事に対し、早期復旧と運行再開に向けての支援を要請し、12月6日には、国土交通省に対しても、全線復旧に向けた支援をお願いしてまいりました。

これらを受けまして、11月の県知事定例記者会見の中で、大井川鐵道の全線復旧と今後の対応について、協議の場を設けて検討していくと県知事から発言があり、静岡県が事務局と

なり、12月5日に、国や流域市町、中部電力株式会社、大井川鐵道株式会社による意見交換会が開かれ、全線復旧と今後の対応について検討を始めております。

質問事項2番目ですが、質問事項①、②、③全て総括して答えさせていただきます。出口対策、機構改革、展望実行をはじめとした産業振興についてお答えします。

今回の組織改編は、これまでの農林業振興策が生産中心であったことを課題と考え、流通・販売までを視野に入れた取組として、一体化することを目的としたものとなっております。具体的には、農業者が自ら生産物を販売するだけでなく、商工業者が、町内で生産された高品質な素材を加工し、魅力的な商材として提供する。農業と商工業が連動した産業振興を展開していくことを目指しています。課に、私は活力を求めたいと思っています。

茶の状況について、煎茶に関しましては、当町は、先人と今の茶業者の努力による産地銘柄としての認知度がありながら、国内消費量の減少や他産地の台頭など、販売環境の変化に対応し切れていない状況にあります。また、近年の市場では、世界的な抹茶の消費拡大に呼応し、輸出対応を中心とした有機碾茶、抹茶の生産・販売が拡大しています。

こうした中で、伝統のある高品質煎茶と確固たる流通体制が整っている有機碾茶、抹茶、この両方を展開できる茶生産体制を当町の強みと捉え、この二つを両輪に据えた取組として、国庫補助制度を活用した農地基盤整備や産地パワーアップ事業などの生産施設整備を展開してまいります。

また、当町には優れた観光資源が豊富にあり、これまで多くの企業や団体等に来訪いただいています。こうした団体等へ積極的にトップセールスという形でアプローチし、流通・販売面の強化を図ってまいります。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 私がこの台風15号の話をしたけど、非常に澤西さんとか石山さん、ほかの議員も話して、非常に私がもう言うこともないし、答えも大体私が思っているぐらい引き出させてもらって、私ももうちょっと勉強していればほかの方法で攻めたっけだけが、どうも攻めれんもんで、同じようなことをまた総務課長とか皆さん、町長に質問しますけど、懲りずに答弁をいただきたいと思いますので、すみません。いつものように順序も脱線するかもしれないですが、お許してください。

今、検証委員会等は設置しないという答弁がありましたが、やはり各議員も質問、指摘していますけど、その検討見直しの中で今、町長も冒頭の答弁で、時間をかけながらいろいろ県とか話をしていくよということは分かったんですが、私はこの検証委員会という言葉すらよく分からなかったが、やっぱり自分たちがこんなに一生懸命やっているんだよということ、検証委員会という形で住民に知らせるのも一つじゃないかなと思ったものですから。やり方はいろいろありますので、その辺ちょっとお聞きいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 町長答弁にもありましたとおり、防災マニュアルについては、主

に災害対策本部員となる町の職員の役割分担について記載したものです。今後、見直すに当たって、災害の発生が予測される時点での参集体制、また災害発生の初期段階における対応、情報収集及び発信体制などを中心に見直したいと思っております。

野口議員が言われます検証につきましては、その見直しした結果を、例えば来年度において県の関係の皆様へ御意見を聞きながら、その見直しが正しかったのかどうか、それを確認してまいりたいと思っております。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 内容は分かりました。その中でやはりある程度、町民というのは勝手なもので、町とか議員はあまり信用しないところもあるもので、落ち着いたら、今、総務課長が言っていたように、第三者というか、そういう人たちの知識をいただくということも大事だと思います。ぜひやっていただきたいと思っております。

その中で、やっぱり一番私がこの質問の中で、全体の台風の中で気になったのは、町は一生懸命やっているよといって、私らもいろいろな面を見て、本当に夜も寝ずにやっていただいて頑張っているし、これから地区防災とも一生懸命やるよということはあるけど、町民の見る目というのはなかなか厳しいものですから、そこら辺を含めて検証を将来に役立ててほしいなと思っておりますので、その辺、もしまた何かお話があったらお答え願いたいと思っております。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、町長答弁にもありました地域防災計画の修正を令和5年3月末までに、それは完成をさせます。それに伴いまして先ほど言った防災マニュアルのほうの見直しを行いまして、野口議員おっしゃられたとおり、その見直し、修正が、第三者の目を通して有効であるかどうかも含めて確認してまいります。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

私が②の中の質問の中で、3か月経過したけど、防災マニュアル等は今後どんなふうにするか、改善はということで今、質問しようと思ったんですが、今までの議員とか、今の状態で大変流れは分かっていますのでちょっと飛ばしますが。やはり私が一番心配しているのは、区長会に連絡して、その区長が区民というのか住民に伝えていただくこと、それぞれ34の区があるんですか、やはりそこら辺をある程度思いを伝えるためには、広報もいいんですけど、何かしら共通したことを伝える情報、それをひとつ検討していただきたいと思っております。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） やはり野口議員も心配されているとおり、各区の区長の皆様、例えば、1年とか2年で交代されてまいります。そこで、町のほうでも野口議員が言われた広報ですね、広報紙でありますとか防災訓練時の資料として様々な形で情報を周知していく必要があると思っております。



○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

私と、また私ばかりじゃないと思うんだけど、この災害というのが、今まで合併して以来経験したこともないもんで混乱をしていた中で、やはり3か月、その間、臨時区長会等は開かれなかったんですが、今月の13日に、区長会でその辺について、各区長から何か御意見はあったでしょうか、そこら辺をお聞きいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） これは以前から行っていたことですが、区長連絡会が開催する一月くらい前に一度役員会というものを開きまして、開催の時期等について協議をいたします。その時点で、既に今回は町政懇談会も始まっておりまして、臨時的な区長連絡会の開催については、そういった意見も出されずに、12月13日に開催したということになります。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 大変内容分かりましたので、ありがとうございます。

今までの議員の質問の中にもあったんですが、やっぱり各地区のそれぞれの地域状況に合わせた防災マニュアルの作成、また見直し等を含めて重要ということを私も痛感いたしました。やはり町としても各地区の現状を確認しながら、必要とあれば一緒に資料作成に当たってほしいと考えていますが、先ほども答弁があったんですが、ちょっと重複ですが、お答えください。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 今回の災害を教訓に、各地区におかれまして災害時の対応について打合せ会等を行い、その場合に町の職員の参加を求められれば積極的に参加をいたします。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） またこれも繰り返しになりますが、今回を含め災害時に特に深夜、職員の数人がまならないときに、一方通行にならないためにも情報の伝達の中で無線連絡等の方法は幾つぐらいあるのですか。また、区消防及び町との連絡に当たり連携が取れ、最終的には役場内で共有一元化されているシステムになっているのかを、今回の真夜中の災害時に町民に対する情報発信等をされたかということを知りたいんですが、またこれも重複だな。いいですか、お願いします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 現在使用している無線は、一般には行政無線と呼ばれております。この無線機を町、自主防災会、消防団が共有しております。今回の災害においても、発災当初における文沢地区との通信手段は、この無線によって行われております。また、この無線を使った通信によりまして現地の情報を聞き取り、災害対策本部内での共有のシステムに入力し、本部全体で情報の共有を行いました。

先ほどからお答えしております高齢者避難情報は、かわねフォンを使いまして深夜の時間

帯での発令となりました。それ以外にも町の公式LINE、また町の公式ホームページを使って情報発信を行っております。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 4と5が今度関連する再質問をいたしますけども、石山議員もおっしゃっていた中で、ちょっと私も発言をさせていただきます、質問を。

私自身も気持ちを言葉にうまく表現できないでいますが、まだまだ現実を受け入れられない被災者及び御遺族の心情を重んじ、寄り添う気持ちが私は大切だと考えます。地区を守るため、公の責務において起きた不幸な出来事を全町民が理解し、決して忘れてはならない事案であると思います。被災者、関係者みんながそれぞれ前に進むためにも、町はさらに何かしら考える必要があると思います。頑張って職務を遂行していただいた本人を思うと、全町民みんな同じだと思いますが、本当につらいことです。町も誠意を持ってこれからの事に当たってほしい。

また、御遺族の気持ちが一番大事ですけれども、必要であれば、何かしらここで頑張ったよというような形とかいろいろなことが考えられると思いますけど、あくまでも御遺族の気持ちを重んじてというか、察して、これからやっていただきたいと思うんですが、もう一度町長にお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 私もそれは議員と同じ気持ち。本当に寂しくてしょうがない、まだ。私ごとで私のことをいろいろ手伝ってもらったり、もう昔から寄り添ってくれた方なものですから、いろいろな思いがあります。

ただ、町としての対応は先ほど申し上げたとおりに、やれることはやってる。災害弔慰金、そのほか災害義援金、それで今、自治会保険、石山さんのときもそんな話。その辺も今、保険会社と協議して、支給に向けた手続を行っているところです。そのほかに本当に御家族の方も私のところに来てくれたり、御親戚の方も私のところに来てくれたり、余りある言葉を私に言ってくれたり、いろんなことがあるんですけども、そういったことも本当に私自身も思っていますので、まだいまだに忘れられないところもあったり、いろいろあるんですけど。できることを町としてもやっていきますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

本当に前向きに頑張っていくように、お互いにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今の関連ですが、今、町長もお話ししてくれましたが、自治会活動で自治会保険の契約の仕組みとかを教えてくださいということを行ったんですが、いろいろ答弁がありましたが、やはりある程度町が御指導していただくことが大事だと思いますので、そこら辺をちょっとお話をお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 自治会保険ですが、町は自治会に対して加入を勧める立場です。

この保険の賠償責任の支払限度額は1億円となっておりまして、1世帯当たりの掛金、年間434円となっております。毎年、区長連絡会において説明をしまして、道路愛護や河川美化活動時のけが等の補償に役立ててもらっております。

保険の補償の対象とするには、事前に自治会の規約を作成していただき、この規約の中に補償を希望とする活動、今回のことでは自主防災活動とか、そういった記載が必要になるものです。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） いろんな努力していただいて、今の案件にも保険が出てくれればいいなと思います。

続きまして、6番目として、町がもう一度大井川鐵道の位置づけを再確認をして、次世代の人々が、あの災害のときによく鉄道を残してくれたっけ、ありがたいっけと言われるためにも、運行再開を臨む今が大事な時期です。鉄道事業者はもちろん、国・県・町・関係団体が住民の足、また観光客への安心・安全のためにもそれぞれが知恵を出し、少しずつでも復興支援に動き出していることを、先ほどの冒頭でも町長が答弁してくれました。動き出していることは聞いているが、町長には重ねて、慌てずに、本質を見極めて前に進んでいただきたい。国・静岡県・大井川流域市町には、広域の支援をお願いしながら協議し、将来のためにしっかりと対応をしてほしい。考えをもう一度伺います。お願いします。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほど申し上げたとおり、各関係機関と話し合いをしながら進めてまいりたいと思っています。ただ、ここは本当に皆さんに言っているとおり、大井川鐵道自体が株式会社だという。川根本町大井川鐵道ではありませんので、その辺がこれからの問題。福島の只見線、皆さんも御存じだと思うんだけど、あそこも災害でやられて、あそこはJRが上物、その連携市町がしたものを経費を補充するという形の中で今動いているわけですけども。

今回、大井川鐵道の関連に関しては、知事のお答えもあったし、いろんな関係方面の中で慎重に関わっていかなきゃならん問題だと思います。今回、補正のほうで3本ぐらい増やしていただいて、皆さんにも採決をしていただいた。当然議員の皆さんもこの地域におられて、大井川鐵道というものを分かっている。私だけの考えではなかなかいけない。全体を取っかかってやっていかないといけない。同じ考えでやっていかなきゃいけない。その辺が、夢のようなことを考えてもらっても困るし、自分自身が現実、今こういう問題があって、皆さんに提示してる。相手が株式会社だよということ。それもずっと長い間来ていて、野口議員もおっしゃるとおり、エクリプスでしたっけ、北海道。野口さん、呈茶も行ったんだよね、あのときに。あのときに会社が替わるとき、いろんなことで関わられたでしょう。

だから、その辺がすごい難しいところもあるということ。野口議員、それを分かっていると思いますよ。

その中において、これから先、交渉。交渉じゃない、ちょっと難しいんだよね。川根本町と大井川鐵道の交渉じゃないから、なかなか。県が入って、国も入って、中部電力さんも島田市さんもいろんな方々が入って、これから連携を結んでやっていかなきゃいけないという中でどういう着地点があるかな、その話し合いだと思います。たまたま家山まで行った、島田市の力とかそういうこともあるのかもしれないけども、福用でああいう碎石があっっていて、その流れの中でこうしたこともあるのかもしれない。家山から千頭、どうしてもやはりここを開けて、SL、トーマス、どうしてもやっぱり必要な機関車だし、そこを私どもの売り物にしているところもあるし、そういった意味の中でこれからもそこをしっかりと皆さんと問題提起しながら、いい方向へ行ければと思っています。議員の皆さんもその辺は御協力いただいて、進めていただけたらなと思っています。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

次に、農産物の出口対策をはじめとする産業振興についてお伺いいたします。

近年、急速に拡大している鹿児島において、有機碾茶の生産、販売が急拡大していると聞きます。当町においても12月の補正予算で措置するなど、有機碾茶の生産が拡大している。

この点について町長の考えをお伺いします。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほども伝統のある高品質煎茶、確固たる流通体制が整っている有機碾茶、抹茶という話をさせていただきました。

その中において、国の体制、これももう海外向けシフトというか有機栽培シフト、みどりの食料システム戦略というものがあるんですけども、その中において抹茶工場、私どもの町もおとしですか、10億かけてSOMAがあそこへ完成しました。その中においても今でもお茶が足りないぐらいだそうで、フル稼働ということで海外向け、いろんなことで今取りかかっております。そんな国際情勢も考えてみて、農業経済環境の中で有機碾茶を生産を選択するということは悪いことじゃなくて、進んだことでして、高級茶もあり抹茶もあり、そういう体制の中でやっていく。

それからまた個人的なお茶の関わり合いもある。今日、傍聴席にも益井さんおられるけども、自分らで自分らのお茶を作り上げていく、そういった方々もおられるということ。そういったものを全て取り入れながら、お茶駄目だよ、駄目だよじゃなくて、農林課を産業振興課にした、さっき言ったような意味合いを含めています。全てを取り組んで、まだまだできるという。自分らの頃は本当に、野口さんもそうだけど、私らが帰ってくる頃は、キロ9,000円から1万円くらいで始まっている。今、私はお茶をこの頃やっていないんだけど、4,000円から入ってくるから、この差の中で随分変わっちゃったということ。

我々生産家のほうだけど、ただお茶を買ってきてもめばいいんじゃないかなって思ったものだから。いかにみるいやつをいかに丸くもむか。だからそういう人のお茶は売れる、今でも。お茶屋さんは待っているから、個人工場でもそう、私の知り合いも。自分がやっている頃は、自分のお茶は買ってくれんもんで、市場へ全部行っちゃうんだけど。だからJAの買取りあっせん、あれは反対したんだ、私だって、あの頃。だけど組織がそうだからしょうがない。あの頃、随分私言われましたよ、理事でいて。

だから、そうやって生産体系というのは変わってきているから、いろんな意味で今あること、高級茶もそうだし、抹茶も、いろんなものをひっくるめていろんなやり方をやっていきたい。その中に先ほど言った課の名前だけで変わるものじゃないけども、活力を持たせたい、振興課に。そういうことも含めて、ちょっと余分なことを言いましたけども、すみません。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） それこそ、今町長から私がこれから質問するやつを濃縮して、上手に答弁してくれたようなところもありますが、大変ありがたく思いつつ、質問が難しくなったと思うもんで、そこら辺はあれしていただきたいと思います。

本当に今も大規模な抹茶工場のSOMAがあって、やはり密接なサプライチェーンで、安定価格と安定の流通が実現されているということも町長の言うとおりで、私も同じ考えでございます。

ただ、やはり先ほども言ったように、一方、煎茶はやはり旧来の流通体系の中でJAと産地茶商が流通販売に取り組んでいて、流通量も販売価格も不安定、低下傾向とも言えます。この煎茶の流通の特徴を踏まえて、町の対応方針をお伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 当町における煎茶、それから碾茶、それぞれの流通販売の特性があります。それは野口議員のおっしゃるとおりという認識、これは農林課としても共通認識を持っております。

煎茶においては、高価格茶の生産、販売に尽きる、そういうことでありますけれども、これまでは生産、販売とも生産側を主体として展開をしてきております。今後においては、需要側の意向に沿った生産販売、これをつくっていくことが重要であると考えております。

荒茶につきましては、需要側との情報交換を今以上に密にして、需要側が求める茶を提供していく、そういう方法になります。

仕上げ茶については、これまでの商流にはない新しい需要先を開拓していくことが一つの手段になっております。例えば、最近増加している日本茶を提供する飲食店、ホテル、そういったところにメニュー化を提案しながら開拓をしていくというような手順になります。

行政においては、生産面ではJAの営農指導員、県の普及員、そういった方々の指導を求めまして、販売面では商工会、関係団体、茶業組合ですよね、そういったところと実質的な指導を求めながら、きめ細やかな需要開拓を行っていけるよう、支援をしていく所存でございます。

います。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） すごい視点を持っていただいているし、また、それが最終的には生産者側にも返ってくるんじゃないかと期待しておりますので、どうか需要の改革をお願いしたいと思います。

次に、今日は令和4年度補正予算で茶振協事業としてティーバッグの展開を行った。私は何をおいてもやることをやっていただくことが一番大事と考えております。令和4年度が終了していないのに、この事業の成果について把握されていないかもしれんが、手応えをお伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 令和4年度でコロナ対策事業で実施をしている、茶業振興協議会の高品質茶葉を使用した個包装ティーバッグの配付、この取組でありますけれども、川根茶の高級感をアピールポイントとした需要創出が目的でございます。また、併せてアンケートにより消費動向を把握する、そういった作業もしてございます。

このアンケートの中間集計でありますけれども、例えば、複数回答ができるふだんのお茶の飲み方としましては、急須58%、ティーバッグ47%、ペットボトル56%ということで、静岡県民が多いせいか、このような結果となっております。

また自由記載欄が用意してございまして、こちらでは例えば、消費者は高品質のティーバッグになじみがない、そういったことが分かっております。そして、今回のティーバッグの品質に満足しているという言及もありました。ティーバッグでアウトドアの状況でお茶を入れる機会が提供できていると、そういったことも分かってきております。

配付は1万5,000、やっているわけですけども、主な配付先であるキャンプ場では手応えを感じていたようで、これを機に川根茶の購買にもつながった例も伺っております。

このアンケートの最終結果は、J A、茶業組合に情報共有して、今後の需要開拓にしていくための商品開発、このようなことに役立てていただきたいと考えております。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 今の課長のお話を聞くと、やはりこうなったらこうなると、いろいろと長い目で考えながらやっていただくということ、それがこれからの産業振興課にもつながってくると思います。ぜひこの事業をやっていただきたいと思います。

それと関連するんですが、今後を含めて町内外から期待されつつある茶茗館の施設の在り方、町の考え方を伺います。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） フォーレなかかわね茶茗館についてであります。

川根茶の情報発信拠点として、道の駅ではありますけれども、そこで川根時間でありまして、直営でやっている茶茗館プロジェクトチームの事業、こうした中で販売農家あるいは

販売事業者が直接消費者と交流する機会を強化してきております。特にここ数年です。

有料呈茶数ですけれども、令和4年度1万2,000程度になるだろうと見込んでおります。動向としましては、道の駅として利用した一見のお客様がリピートする場合、それから先ほど申したようなイベントから川根茶の品質、そういったものを感じていただいた方、それから販売農家などと直接交流したこと、そういったことから来ていただいている方が安定してきているというふうに捉えております。

ですので、川根茶をはじめとしたこの川根本町に多くの方が親しんでいただけるよう、運営の工夫をしてみたいというふうに、スタッフ共々考えているところでございます。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 茶茗館のこと議員から御指摘あったものですから、本当、茶茗館のプロジェクトチームに入らせていただいている議員の皆さんもおられます。いろんな方の御意見、もっともっと聞いて、本当考えられることは呈茶業務とかそういうことなんだけど、やはり実施しているイベント、ここが意味があるんじゃないかと私は思っていますので、プロジェクトチームでどんどん意見を出し合って、いろんなことを我々のほうへ提示していただければ、またそこから始まるのが幾つもあると思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 大変うれしいことです。実は、私、長年この茶茗館に携わっているんですが、今年の茶農家のイベントに川根茶業組合の理事長さんがお見えになったことが、今年一番私はうれしいかなと思っているんです。やはり今、課長も町長も言ったが、試行錯誤してもう30年かかったんだけども、30年なんて私は短いもんだと思うもんで、今後も頑張っ

てやっていただきたいと思います。

続いて、ちょっと具体的になりますが、川根茶の流通販売量、特に煎茶の流通販売量を増やす、荒茶価格が安定する、上向くことが、我々茶農家の願いであります。さきにも述べたが、事業者、農家、JA、茶商、それぞれの分野で頑張ることが、それを実現するということは重々承知していますし、努力も必要だということは分かっておりますが、事業者がどのように動いていくのがよいのか、町としてアイデア、方向性があったら教えてください。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） ただいま野口議員から御指摘がありましたとおり、農家、それから販売する事業者の皆さんがそれぞれ工夫をしていくというのが重要であります。

近年の荒茶動向は低下傾向。付加価値、利益率も考えますと、農家、事業者共々、卸売よりも自販、直販、そういった方向に行くことが有利な手段ということになります。小売においては、店舗あるいは通販に関係なく、消費者が手にしたくなる商品を開発、消費者の生活様式に適合した商品開発が有効な手だてだというふうに考えておまして、先ほどのティーバッグもその一つであります。

消費者の趣向は多種多様であります。ヘビーユーザーの方もいれば、ライトユーザーの方

もおられ、商材は大きく異なります。需要の希望、期待に合わせた素材生産、事業者それぞれの特性に合わせたターゲットを選んで、そうした想定したペルソナに合わせた商品開発、これが重要だというふうに思っております。

ただ、小売に関しましては、利益率は高いけれども、それぞれ茶農家、茶商が中心となってきます。それぞれのブランドを支えるのが川根茶という産地銘柄でありまして、都市部の流通販売、問屋さんであり、茶商さん、都市部の消費地問屋、消費者等、この方々との関係も維持しながらという形で、これが両輪というふうになります。特に問屋機能を今でも維持している方々には、ぜひとも産地銘柄、川根茶をしっかりと訴えていっていただける、そういった活動に期待をしているところであります。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 今、その工夫とかターゲット、確かに川根茶は幅広い対応はできると思いますが、そこら辺を産地の強みということも、自分たちが思うよりブランドはあると思えますので、私もこの間の質問のときは5年ばかり頑張ると言ったが、ちょっと自信がないもので、二、三年は私も頑張っていきたいと思えますので、ぜひまた御指導をいただきたいと思えます。

今の関連と、課長が言ったことに大変なことを質問するだけえが、お許してください。

荒茶の流通販売の強化が急務で、やはり私も川根茶の銘柄として特色ある販売施策を展開する重要な時期と思われる。そこで、町としてはどのような施策を示すか、ヒントを含めて。今が大体お答えだけがね、何か教えてくれるのがあったら教えてください。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 荒茶に関しましては、全体の消費動向に非常に左右される商材ということで、直販とは商流が違いますので、そういった意味で今、野口議員がおっしゃられたように、共同茶工場、生葉販売、賃もみからの荒茶、そういったことが多いわけですので、私も気にしているところがあります。荒茶は、作れば売れる時代ではなくなっている。これはもう誰しも分かっていることでありますけれども、販売先である茶商と早い段階、できれば今時分からという感じなんですけれども、生産から販売、そういった協議を重ねていくことよりほかに手だてはないというふうに考えます。

実際に、茶商とそういった協議を強化している荒茶工場ありますけれども、相場の動向で成果を上げるに苦心しているという情報も入っています。

しかしながら、購入者である茶商が納得する荒茶を、我々生産側から提供をしていくということがまず第一の条件になってきておりますので、そこから適正な価格、それが条件でその次のステップとして適正な価格を提示していく、協議していくということができるといふふうに認識をしております。川上から川下に流れるというサプライチェーンにおいては、消費に関する情報が逆に遡上してくるような、そういった取組を強化していただくというふうに期待をしております。



○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 今言っていただいたように、やっぱり茶農家を取り巻く環境はかつてないほど厳しい中で、生産コストの急上昇は、来年経営が農家によってはままならない状態と推測しますが、今回のようにやっぱり販売、出口対策ということが非常に大切になってくると思いますので、踏ん張りの中でまたさらに質問を続けさせていただきます。

静岡県は、令和4年度から5年間、静岡県茶業振興計画を策定している。その中で、産業振興の視点として新たな価値と需要の創出、産地の構造改革、海外販路拡大、この三つを掲げています。当町でも町長がおっしゃっていただいたように、もう既に取り組んでおります。下泉原地区や西地名地区の農地集積基盤事業及び有機碾茶の取組が見られる。この中で町として重点的に取り組もうとしているのは、役場の機構改革も実施することであるから、新たな価値と需要の創出ではないかと、私は考えます。

この点について、ハード事業ではなく、長い時間をかけて取り組むべきと思うが、演壇で述べたように、茶農家にしてみれば多少手応えが感じられるようになりたいと思っています。川根産地において、県の計画に即して施策を展開することが重要だと思います。町としての具体的な方向性をもう一度伺います。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） ただいまの野口議員の分析のとおり、国・県の施策、補助制度、活用にも関連しまして、国・県の方針、そういったものを踏まえて茶業振興策を展開しております、町は、国・県の方向性を基軸にして大きな流れをまず捉える。そこに茶産地の特性を加味して、施策を講じていくというところがございます。近年の碾茶、抹茶の施設整備は、まさにそれが具体化しているというところがございます。

野口議員が注目されている新たな価値と需要の創出でありますけれども、まさに農業と商工業が連携して取り組むテーマでございます。まず、高品質な煎茶の生産を継続する、そして茶産地としての需要側の信頼を獲得する、そういったことを基軸としまして、煎茶、有機抹茶、釜炒り茶、川根紅茶など多様性のある産地を目指す、そういったことも考えます。その素材を販売加工の段階で、ティーバッグ、ペットボトルなどの商材としてさらに多様性を加味するという、それらをもって販売店、飲食店、宿泊施設と連携した販売をこの地域でもつくっていくというような事業イメージで考えております。

有機碾茶につきましては、現在のサプライチェーンがかなり機能しておりますので、事業者と連携を密にしなが、行政として協力できることを模索していく、そのように考えております。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

本当に今、課長や町長が言っているが、別に川根茶だって二刀流に三刀流、いろんな方法で生き延びていけばいいと思いますので、ぜひ思いついたら指導と、また事業を

やっていただきたいと思います。そのへんは私らも協力していきます。

続きまして、近年、農林課の職員は確実に育っている気が私はいたします。産業振興課になれば仲間も増え、私たちはさらなる飛躍を期待します。町長も職員を信じて任せて、農工商関係者が気さくに立ち寄れる、風通しのよい課になってもらいたい。当然のこと、経営戦略課、デジタル推進課、観光交流課も茶業振興にはどれ一つ外してもできないことですので、連携を取りながらやっていただきたいと思います。

ですが、そこにはやはりリーダーシップが重要となります。最後になりますが、川根茶に対する町の役割、方向性、出口対策を含め、今後展開の柱となる産業振興全体への町長の思いを、抱負を再度お聞きします。さっきも聞いたが、最後に一生懸命にお願いしたいと思いますので、抱負をよろしくお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） お褒めの言葉を課にいただいたんですけれども、課の人間は、けれども専門職が誰もいない。だから言っている、どうするか。産業振興課、そのためにはいろんな方と会ってもらいたい。そういった課にしていきたい。活力を持たせたいという。ただ農業、林業やっている人だけに会うだけでなく、議員言うように、いろんな方に会って、活性化できているというのはそれなんだけど、もっともっと活性化させたいという意味合いも込めています。

今まで私が言ってきたこと、高級茶、抹茶、これを両方を二つやりながら、あそこに和紅茶もあるけど、いろんなものがあるんだけど、その中に続いていろんなお茶に関する、いや、起業に関する、起業するということ、そういったことも含めて。

きっと皆さん、お茶を始めた頃、起業したいと思った人、何人もいると思う。個人でやっていて、小売というのはその一歩だから、そういった意味のことを込めて個人経営みたいな格好で、今も私の友人もいろいろやっているんだけど。そういった格好の中で起業するという。コラボするという、ほかのものと。そういったことも職員には情報が入ったら提供しながらやっていっていただきたいなと思っています。

だから、基本で社会経済環境というのは日々変わるということは、皆さん御存じ。今はIT企業がいい、来年はどうなるか分かんのですよ。だから、そういった情報もしっかり含めながら各課連携でこれから先やっていただきたい。私の言葉だけじゃなくて、実際に人と会うということ、いろんな人と会って、その中から情報が生まれてくることもあるから。その代わり、生産家の方々というのはいつも頭を働かせてもらいたい。絶えず新しいことの発想、それも大事だろうし、止めてもらっちゃ困るという。そういった意味の中で産業振興課というものを、来年から目玉なんですけど、どれだけやってくれるか。時間かかるかもしれない。そういった意味の中で、しっかりと経済を伸ばしたい、そういった思いで産業振興課、全て各課連携ですけど、それを併せてやっていっていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

私も含め、今までの質問した議員もそうですが、災害にしても、やっぱり今後大きな災害があってはならんけど、それなりにみんなで町を含めて町民、むろん議会もそうですが、少しでも安心・安全のまちづくりのために頑張りたいということで、言葉もいろいろ違う攻め方を皆さんもして、もう私も種もなくなってしまったんだけど、やはりどうかみんなでこれから川根本町を盛り上げていくということは、同じ底辺にあると思いますので、御理解をさせていただきたいと思います。

いつものように前後はするし、はしょってすみませんでしたが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は3時25分といたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時25分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、大竹勝子君、発言を許します。

○6番（大竹勝子君） 6番、日本共産党の大竹勝子です。本日最後となりましたが、通告に従い質問を行います。

本題に入る前に、9月の台風15号に伴う豪雨災害で被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。中でも、強い責任感から任務を果たそうとされる中で、お亡くなりになりました下泉の副区長様と御遺族の皆様にこの場をお借りして心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、質問に入ります。

今回私は大きくって二つの問題について質問したいと思います。

まず、6人中私を含めて5人が取り上げているところですが、さきの豪雨災害の記憶が冷めやらぬ時期に当たっているだけでなく、今なお災害の爪痕が町内各所に残されている今だからこそ、災害に強いまちづくりについて伺います。

最初は、高齢化率が高い本町では、聴力の衰えを来している方が増えてきていると思われます。こうした方々をはじめ、特別警報とか、避難指示など文字どおり生死をも左右するような情報を、それを必要とする全ての住民に漏れなく伝える体制は整っているかという問題です。

緊急放送は屋外支局でも流されますが、暴風雨などの際には、確実に聞き取れる範囲は極

めて限られてきます。難聴の方などの場合にはなおさらです。かわねフォンから音声があれば、相当程度この件は緩和されますが、電源が繋がれておらず、働かない状態になっているお宅も少なからずあると聞きます。また、そもそも設置されていないお宅も残されています。さらに、強度の難聴の方などの場合、この音声による情報伝達は最初から不可能です。

今、例に挙げたような方が、それぞれどの程度おられるのか、把握していますか。また、こうした方々に確実に情報を伝えるために、どんな対策を講じておられますか、あるいは、今後どんな対策を講じようとお考えでしょうか。今後の対策については、いつまでに実施するのかも含めてお答えをお願いします。

次に、災害などの際、孤立するおそれがある地区に衛星携帯電話を配置しているということですが、その配備状況を詳しくお答え願います。また、大きくりの地区レベルでは配備されていても、それが地区の隅々までカバーできているとは言い切れない場合も十分あると思われます。この点についてはどのように代用されていますか。あるいは、対策を講じるお考えでしょうか。あわせて、孤立状態が長期化した場合など、電池切れになるような事態も考えられます。これへの対策はどのようにされていますか。

もう一つ、この問題に関連して、台風15号災害では、何をもって孤立集落というのかという混乱もあったと聞きます。程度の違いによる区分がされるということもあるかもしれませんが、その場合どこで線引きをするのか、それぞれにどんな対応を考えておられるのかも含め、定義をお示し願います。

3点目として、台風15号による災害では、孤立した地区、長時間にわたって停電や断水が続いた地区もあります。断水については、役場の皆さんの敏速な対応によって、ペットボトルの配付や給水車の配置もされましたが、簡易水道については、今なお仮復旧の状態が続いている地区も残されています。水源の複数化や非常時のための井戸を掘っておくなど、対策が必要ではないでしょうか。どう対処されるお考えか伺います。

停電に関しては、地名地区の集会所には、太陽光発電設備と蓄電池が設置されていて、災害時も照明やテレビ、あるいはスマホに充電するための電源など確保することができるということです。太陽光発電と蓄電池を組み合わせると、日照の状態によって左右されるという点はあるにしても、エンジン発電機のように燃料切れの心配もなく、平時には発電した電力を売ること、控えめに見ても設置費用の大半を回収できるなど、極めて魅力的な方策と考えます。

各地区の集会所は、大規模災害の際、多くの場合地域住民の避難所としての役割を果たします。条件の許す限り、各地区の集会所に太陽光発電と蓄電池設備を整えて、避難者の安心・安全、地区の住民や滞在者などの便宜を図る考えはないか伺います。

大きな二つ目の問題として、介護保険制度について伺います。

介護の社会化を掲げて2000年に始まった介護保険制度ですが、度重なる制度改悪によって保険料の引き上げとサービスの切り下げや保険外し、利用料の引き上げが繰り返されてきました。

3年ごとに大きな見直しがされてきていて、次は2024年ですが、政府内では既に見直しの議論が進んでいます。その中身は負担増がめじろ押しです。特に大きな影響があるのではないかとと思われるのは、利用料の原則2割化、ケアプランの有料化、要介護1、2の総合事業への移行の3点です。

介護保険の利用料は、制度開始当初原則1割でした。しかし、介護保険の利用が広がるにつれて、制度の持続可能性を口実に負担割合を増やしてきました。所得上位層には、15年に2割負担を、18年には3割負担を導入しました。そして、原則2割化や3割負担になる対象者の拡大まで狙われています。

また、現在ケアプランの作成には、自己負担はありません。これは、専門知識を持つケアマネジャーによる適切なサービスの利用を保障するため、制度開始から維持されてきました。もし有料化されれば、利用控えや利用を断念される方が増え、本当に必要なサービスが受けられなくなるとか、適切なケアプランの作成が難しくなるのではないかなど、多くの関係者から懸念の声が上がっています。

総合事業は既に要支援1、2の訪問介護、通所介護については移行済みで、政府はさらに要介護1、2のサービスまで対象を広げる検討をしています。露骨な保険外し、給付削減のサービス外しであります。軽度者の重度化も強く危惧されます。

全日本民医連が介護保険の利用者を対象に行った調査では、負担が増やされれば「施設を退所する、もしくは退所を検討する」が13%、居宅サービス利用者では、「サービスの回数を減らす」「時間を減らす」「サービスの利用を中止する」といった人が30%もいました。

介護保険料も年々値上がりしていて、65歳以上の第1号被保険者の保険料はおよそ月額6,000円と、制度開始直後のほぼ2倍になっています。それだけの保険料を支払ってもサービスを受けられない人が多数生まれると予想され、まさに保険あってサービスなしの状況がますます深刻になるのは明らかです。

こうした実情を踏まえて、当町における第8期介護保険事業計画令和3年度から5年度の進捗状況について伺います。

一つ目に、要介護、要支援の認定率はどうなっていますか。

二つ目に、施設サービスの利用が減り、居宅サービスが増えています。その原因をどのように捉えておられますか。

三つ目に、令和3年度末の介護給付準備基金の残高が約1億3,000万円となっています。コロナ禍や、非情とも言うべき物価高騰で、特に高齢者の生活はかつてないほど脅かされています。今こそこの基金を活用して、第9期の第1号被保険者にかかる介護保険料を引き下げることができるはずだし、断行すべきではありませんか。ぜひとも積極的な答弁をお願いします。

四つ目に、介護や医療の現場では、この間コロナ禍で人材不足がさらに深刻になっています。現場を担うスタッフの高齢化も進んでいて、若手スタッフの確保や育成、資格取得への

支援の強化などが緊急に求められていると思います。この問題にどう取り組まれるお考えか伺います。

あわせて、ここまで私が例に挙げたような被保険者負担の増加やサービスの切下げなどは、元を正せば、どれも国庫負担の自然増抑制や、問題によっては負担額そのものの減額などが根本的な原因になっています。

保険料や利用料を高齢者の生活を圧迫しない適正な水準に抑えたり、制度の発足当初に上げられた理念に沿った必要なサービスの受給が権利として保障されるような制度にするために、国庫負担の抜本的な増額をはじめ、国が本来の責任を果たすことがどうしても必要です。

町長は国に対して、国庫負担の増額をはじめとする本来の責任を果たすように求めることがぜひとも必要だと思いますが、その意思がおりか否か、明確にお答え願います。

以上の点について、町長の前向き、かつ町民の切実な願いに応える御答弁をいただけますよう期待して、私の最初の質問とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） ただいまの大竹勝子君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、大竹議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、緊急時の情報伝達についてお答えをさせていただきます。

これまでどおり同報無線やかわねフォンからの音声による放送に加え、この9月からは町の公式LINEの運用開始に伴い、登録者にはスマートフォン等を通じて情報を伝達できるようになりました。これまでに比べて確実にお伝えすることができるようになったと考えております。

かわねフォンの未加入者数やその対応につきましては、後ほど担当課長から答弁します。

二つ目の衛星携帯電話、孤立が想定される地域は、接岨区、大間区、久保尾区、壺町河内区の4か所であり、現在、その全てに衛星携帯電話を配置しています。

今回の台風15号災害では、発災後早い時点で、NTTドコモから衛星携帯電話の貸与の申出があり、活用させていただきました。壺町河内地区に既に配置していた1台に加え、さらに文沢地区、壺町河内地区に各1台を追加で配置し、有効に活用できたと考えております。

衛星携帯電話の配置には、高額な維持管理費が必要です。新たな配置については、経費も含めて検討課題としております。

三つ目です。地区集会所への太陽光発電と蓄電池の設置についてお答えします。

これらについては、他の防災資機材と同様に各自主防災会において検討していただき、必要であれば町補助金等を活用して設置していただきたいと考えております。

質問事項の2の1です。第8期介護保険事業計画についてお答えします。

第8期の介護保険事業計画につきましては、おおむね順調に推移していると考えています。当町は高齢化率が高い町で、現在50.9%であります。高齢者の皆様が介護状態にならず、いつまでもお元気にお過ごしいただくよう、引き続き介護予防や地域包括ケアシステムの充

実に努めてまいります。

それでは、第1号被保険者の認定率についてお答えをさせていただきます。認定率は20.2%になっています。二つ目以降の御質問については、担当課長から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 情報政策課長、坂下誠君。

○情報政策課長（坂下 誠君） 私のほうから、かわねフォンの関係についてお答えをさせていただきます。

かわねフォンの未加入世帯数ですけれども、12月1日現在、2,674世帯に対しまして2,315世帯の方が加入しておりますので、加入率は86.57%となっております。

加入していない世帯への対応ですけれども、現在も町外からの転入者に対しましては、転入手続の際に加入の有無を確認し、加入を希望すれば町負担で設置し、端末の使用料も町負担となっております。

かわねフォンの加入は強制ではありませんが、音声放送に加え、文字による表示もされております。町内に住んでいる方で加入していない世帯の方がいらっしゃった場合には、町の情報を得る手段の一つですので、議員の皆様からも加入の推奨をお願いしたいと思っております。

また、町の公式LINEですけれども、クーポン券の影響もあると思っておりますが、15日現在で4,037名の方に御登録いただいております。災害時等におきましては、このLINEを活用し、プッシュ型で災害情報をお知らせします。今回の台風15号の際も主要道路の情報や給水場所、災害ごみの受入れ情報、復旧支援に関する情報やボランティア情報など災害に関する情報をプッシュ型で提供し、多くの方から大変役に立ったという言葉をいただいております。今後もあらゆる手段を使って情報を提供していきますけれども、町民の皆様には、町からの情報を待っているだけでなく、自分から必要な情報を取りに行くという意識を持っていただくようにしていくことも重要であると感じております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、議員の介護保険の御質問、二つ目以降の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、施設サービスの利用が減り、居宅サービスの利用が増えた原因はという御質問でございますが、施設サービスが減少している原因としましては、近年、在宅でのみとり希望が増えている状況があると考えております。また、居宅サービス、いわゆる在宅サービスが伸びている理由としては、コロナ禍の影響もあり、施設に行くのではなく、自宅でサービスを受けたいという方が増えたからと考えております。給付が伸びているものとしては、訪問介護や訪問入浴介護、訪問リハビリなどがございます。

介護保険の三つ目です。

介護保険給付費準備基金のことをございますけれども、御承知のとおり、介護保険事業計画は3年ごと、その次の3年間のサービスの増減を見込み、それに伴う介護給付費を積算し、介護保険料を算定いたします。

第9期の計画につきましては、今年度アンケート調査を行い、令和5年度中に第9期である令和6年度から8年度の計画を策定いたします。ですので、今の段階で基金があるからということで保険料の議論をするのは、正直時期尚早かと考えます。

四つ目です。

介護人材の育成、支援につきましては、議員のおっしゃるとおり大変重要な課題と考えております。こういった人材がどの程度必要かなどを含め、現在関係機関と協議、調整中でございます。今後具体的な事業になり次第、また報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） かわねフォンが入っていないお宅はどれぐらいありますか。

全員が難聴者とか、難聴者を含む世帯が分かったら教えていただきたいですけども。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 大竹議員の質問にお答えをさせていただきますが、現状において、その家庭、未加入の家庭に難聴者がいるかどうかの情報は把握しておりません。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 衛星携帯についてですけども、今、5地区になりましたけども、その入れた理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 孤立が想定される地域として、接岨区、大間区、久保尾区、壺町河内区の4か所想定していますので、その4区全てに衛星携帯電話を配置しているものです。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 接岨区といいますが、もうちょっと奥の海久保地区とか、梅地地区、長島、平田地区と細かいところがあるんですけども、そちらのところにはどういう形が入っているのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 孤立が想定される区単位で1台を設置しておりまして、区内の連絡等につきましては、それぞれの自主防災会で、例えば簡易的な無線機でありますとか、そういったものを自主防災組織のほうで例えば整備をされて、その地区内の連絡は取られているのではないかと考えます。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） その場合、区長さんが大体持っておられるということですか。それか



ら、何か集会所のほうに置いてあるということはないのですか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） それは、各区におきまして決められておまして、例えば集会所に置かれるのが一番使い勝手がいいのであれば、そうしておられるでしょうし、管理をしていただく必要がありますので、そちらは各区の判断にお任せしております。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） その方々は時々連絡訓練というのか、訓練をされているんでしょうか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） もちろん無線機と同じように通信の訓練という形で時々はやっております。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 消防団や地区には、防災行政無線が配置されているということですが、その中でも孤立が考えられる地区はどのぐらいありますか。情報提供どのように行っていますか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 孤立が想定される地域も含めまして、各地区、各自主防災会といましようか、そちらのほうには無線機を全て配備をしております。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 行政無線や衛星携帯も電源が切れれば使えないと思うんですけども、発電機とか何かそういう配備はしてあるんでしょうか。発電機とか、充電器とか。時間的にどのぐらいもちますか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 申し訳ありません、その連続して使用した場合にどの程度、どの時間ぐらいもつかということは、ちょっとまだ確認はしておりません。機器の状態によって多少異なるとは思いますが、通常の場合、満充電といえますか、そういう状態で管理していただくようお願いをしているところです。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 簡易水道のほうに入るんですけども、簡易水道の複数化とか井戸を整備するとかという考えはないでしょうか。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、簡易水道は質問事項に入っておりませんが。質問事項に関わることでお願いをしたいと思います。

○6番（大竹勝子君） すみません、今、断水のこともちょうど入っていたので、簡易水道の複数化とかを聞いたんですけども。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 大変申し訳ございません、今の質問がちょっと聞き取れなかったものですから、もう一度質問内容をいただいでよろしいでしょうか。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 台風15号で長時間の停電や断水が続いた地区が出たということで、その対策として、簡易水道の複数化とか井戸を整備する考えはないかをお聞きしました。

○議長（杉山広充君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） それは施設の統合かということでよろしいでしょうか。

○6番（大竹勝子君） はい。

○くらし環境課長（梶山正幸君） よろしいですか。

施設の統合等につきまして、施設の整備につきましても、先ほど来、澤西議員等の質問にもお答えさせていただいたとおり、今後につきましては、継続的に調査、検討の上に進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 町内の医療機関の停電時の電源対策はどうなっているのか、ちょっと伺いたいと思います、5か所あると思いますけれども。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） すみません、現時点において町内の医療機関における停電時の対応というのは把握できておりませんが、例えば、いやしの里診療所においては、停電時に特に発電機等の設置はされておられませんので、現状はそのような状況と把握しております。

○6番（大竹勝子君） すみません、もう一度お願いします。

議長、すみません。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ちょっと把握していないということは分かったんですけど、いやしの里はどうなっているかをちょっともう一回お願いします。

○議長（杉山広充君） もう一度。

健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） いやしの里診療所においては、特に非常用の発電機等が整備されておられません。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 現に太陽光発電を設置されている御家庭に、大規模災害等にスマートフォンなど近隣住民の方などに便宜を図ってもらうといった協力をあらかじめお願いして、周囲の人たちに周知するなどは考えていませんか。

○議長（杉山広充君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 今現在蓄電池の整備等につきましては、当課のほうのクリーンエネルギーの整備事業ということで、補助金を交付しております。現在、災害に対応に

してのそこまでの充電の、例えば携帯のサービスですとか、そこまでをお願いしたいということでの対応までは進めてございません。それは、先ほど来地区コミュニティーでの共助という形になるかと思っておりますので、そのような形で対応いただければと考えております。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 個人のお宅でも太陽光発電を設置しやすいように、補助だけではなくて、設備にもお金がかかるので、その設備費の無利子の貸付けなど新設して、個人宅でも太陽光発電が広がるような取組をされる考えはありませんか。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 大変申し訳ありませんけど、今のところそこまでの検討をしておりません。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 地名地区では、年間80万円の売電をされているということで、区長さんからお聞きしたんですけれども、その半分以下ですけれども、維持費というか、設備のための貯金に回しているよという話でした。

それと、学校も災害時は避難所に指定されていると思うんですけれども、そういうところでも太陽光発電の設備と蓄電池を設置する考えはないか伺います。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 発電機のほうは体育館に設置をしてあるという記憶がございます。ただ、太陽光については、現在設置はしていない状況です。

以上です。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 設置する考えはありませんか。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 災害時想定して、避難所として発電機を設置してありますので、そちらのほうで対応していくということで、また御意見等がありましたら、検討することが必要かと思っておりますが、現在のところ、それで対応するというところで考えております。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 昨日の新聞ですけれども、「公共施設広がる再エネルギー」ということで、「脱炭素災害時も活用」ということで記事があったんですけれども、環境省では、避難所となる公共施設や災害時に司令塔機能を果たす役場への太陽光パネルなどの再生可能エネルギーの導入を進めているということで、ぜひともやっていただきたいと思っておりますけれども。

2020年に始められた設置費用が補助事業ですけれども、昨年末で26自治体の計114施設で利用されているようですけれども、事業は太陽光パネルや蓄電池のほか地中熱や温泉熱といった未利用のエネルギー活用設備などを導入する自治体には費用の一部を補助するということが書いてあったので、ぜひとも利用させていただいたらどうかと思いますけれども、いかが

でしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 以前からバイオマス等いろんな温泉の熱利用したり、いろんなところ、島田市もやっているんですけども、ソーラー、蓄電池まで兼ねた、国のほうでそういった方針もあるんだろうと思うけど、今の施設状況考えて、うちの場合はソーラー、そこに置いてあるんだけど、役場は。

これからの対応の中で、補助対応、また、よければ、そういった意味で避難所施設等にはやっぱりいろんなことの中で、また考えていけばいいなと思っています。

とにかくうちの町も本当に前の議員さんもいるんだけど、木を使っていないから、燃料とか、昔からいろいろ言っている方も、いろいろで、なかなか供給ができないから、なかなかできなかったのかなといろいろ思ったりして。

いろいろ国のほうからの補助、どっちにしても脱炭素、カーボンニュートラルの関係でそういった燃料、そういった電気をということで進めていることは間違いなことですので、SDGs、持続可能なことはやはりまた考えて、いい補助金の使い道の中で考えてまいりたいと思っています。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 次の介護保険のほうですけれども、これも昨日の新聞記事なんですけれども、全国にある特別養護老人ホーム、特養など高齢者向けの施設の60%が介護職員の確保が難しくなったということで、高齢者向け施設の施設長らでつくる21世紀老人福祉の向上を目指す施設連絡会というところで調査した結果ですけれども、人材確保に有効と思うことを尋ねると、1,577施設で介護職員の所得の増加を上げたということです。団体の担当者は、本来は職員の処遇改善などに使われるべき費用が、職員募集の広告や人材紹介会社に流れており、目的に使われないのは問題だと訴えたことが載っていました。

しかし、当町の介護施設の状況を見ると、人材確保の最大の原因は、人手不足、時間外労働の下で誇りを持って仕事ができない、また、低賃金等の不満がたくさん寄せられています。処遇改善に向けた町の調査や資格取得の支援など、もっともっと進める必要があると思いますが、町長の前向きな答弁をお願いします。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 議員おっしゃっているのは、ベースアップ加算も介護保険制度の中でございますし、実際に人材がお金のことだけで、要は待遇面だけでこの町が、じゃ、改善できるのか、介護職が確保できるのかという問題でもないように考えてございます。それも含めて、今後、関係機関にお話を伺いながら、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 国に対して、今回進めようとしている介護保険料や利用料の値上げや

サービスの切捨てなどを中止するように要望して、さらに進んで、国庫負担の思い切った増額を求めるような、国へ時々行ったださっているのです、そのようなお願いはできないでしょうか。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 申し訳ありません、先ほども申し上げましたけれども、先ほど議員がおっしゃった事柄、例えばケアプランの有料化とか、介護保険の給付を介護度2以上にするとかというのが決まっておりますので、今の段階で、それをこういう場で議論するのはちょっと難しいかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 介護負担のことは、新聞報道でも上がるというのか、そういうことを狙っていますよということは言っているので、多分そういうふうなことになるんじゃないかと思うんですけども、そういうところで対策を今から考えておいたらどうかしらと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 申し訳ありません、現段階でそういう国から文書等が来ているわけではございませんので、すみません、お答えがなかなかできないのが現状なので、ご容赦いただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） それも理解はできるんですけども、これからはやっぱり言っていかなければ、そのまま通ってしまうのではないと思われるので、ぜひとも下がるように、ぜひぜひお願いしたいですけれども。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） この介護保険というのは、ある程度見切りのところから始めたところもあると思うんですけども、やはり上位の中で整えて、国全体を考えて、こういった保険制度もつくったということ。国民健康保険も最後のとりで、介護保険もこの頃は最後のとりでかなと、こんなことも私も思っています。こうやって介護受ける方が増えてきて、若者が減って、それで今、介護する人もいなくなって。

不思議と、国が成長をしているときって、割と介護をやる人少ない。国がある程度経済が安定していないと増えるという、これ松岡先生に聞いたんだけど。要はそういった意味も含めて、やっぱり国中心にいろんなことを考えてやっている保険制度ですので、それに倣って、私が国へ陳情へ行って安くしてくれと、そういったものじゃない。

だから、いろんな意味含めて、これからの対応の中で、国に倣えじゃないですけど、国のお達しも来るだろうし、その中で、町も整えてやっていきたいと思っています。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 若いスタッフの確保のために育成していくとか、資格取得への取組などは考えておられませんか。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 実を言いますと今年度2回ほど介護事業者の皆さんにお集まりをいただきまして、御承知のとおり、介護に関わる資格といってもいろいろございます。生活援助従事者に始まり、初任者、実務者、その上が介護福祉士、その一番上が認定介護福祉士というのがあるんですが、じゃ、どの職種がどのぐらい欲しいのか、各事業所さんに伺ってきております。そういったものを含めまして、来年度事業化できるかどうか、関係機関と調整をしております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ありがとうございます。

今回の台風15号で私たちはふだん何げなく私たちの町は大丈夫かなと思っていたのが、もっともっと注意を広げていかなくてはと考えるようになりました。

今回受けた被害を十分に検証して、二度と再び災害時犠牲者を出すことのないよう、また、河川への土砂堆積やのり面崩落などの災害となるようなことがないように強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（杉山広充君） これで大竹勝子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は4時25分といたします。

休憩 午後 4時14分

再開 午後 4時25分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第2 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

◎日程第3 議案第53号 川根本町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（杉山広充君） 日程第2、議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、及び日程第3、議案第53号、川根本町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを一括議題とします。

第1常任委員長から報告を求めます。第1常任委員長、澤西省司君。

○第1常任委員長（澤西省司君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月1日の本会議において、議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、及び議案第53号、川根本町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、以上2議案について第1常任委員会が付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

令和4年12月2日金曜日、午前9時から10時15分まで審査を実施いたしました。審査の場所は川根本町役場本庁3階大会議室、出席者は私を含め第1常任委員会委員6名全員、傍聴者は第2常任委員会の委員1名と一般の傍聴者1名でした。説明員として秋元副町長、山田総務課長、和田行政庶務室長、芹澤主幹が出席しました。

議案第52号及び議案第53号は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるに当たり、関係する条例を整備するものです。

審査は、担当課から詳細説明を受け、それに対する質疑応答という形で進めました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。委員会審査報告書のページを御覧ください。

質疑。60歳以後の働き方については、職員個々の状況により対応が違うと思うが、いかがか。

答弁。職員の体調や家族の状況により短時間勤務制度等の選択も可能である。

質疑。定年年齢の引上げにより、本来退職するはずだった職員が残ることになるから、若い職員が採用されないのではないか。

答弁。一時的に職員数が増えることを想定しているが、毎年一定の職員補充は組織として必要不可欠である。一定数の職員を採用しても、令和11年度をピークに以後の職員数は減少していく見込みである。

質疑。年齢到達時において、対象となる職員にはどのように説明していくのか。

答弁。59歳に達する年度内に定年延長制度や60歳以後の給料や各種手当などの情報を説明し、60歳以後の勤務の意思確認を行っていく。

質疑。60歳以後の職員の給料は、これまでの再任用職員と比較して増えるのか。

答弁。給料は説明のとおり、前年度末給料月額の7割水準となる。賞与は、一般職と同様の扱いであり、これまでの再任用職員とは異なる。

質疑。当町では、早期退職優遇制度はあるか。

答弁。早期退職優遇の制度はない。

以上であります。

質疑の後、それぞれの議案について討論、採決を行いました。2議案とも討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第52号及び議案第53号の、委員会付託に関する第1常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第52号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第53号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案に賛成の方は起立を願います。



(賛成者起立)

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、川根本町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第54号 川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

◎日程第5 議案第55号 川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例について

◎日程第6 議案第56号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

◎日程第7 議案第57号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第54号、川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、日程第7、議案第57号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題といたします。

簡易水道事業会計特別委員長から報告を求めます。簡易水道事業会計特別委員長、中原緑君。

○簡易水道事業会計特別委員長（中原 緑君） それでは、本定例会で簡易水道事業会計特別委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月1日の本会議において、議案第54号、川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、議案第57号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまでの4議案の付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

令和4年12月2日金曜日、午後1時から午後1時55分まで審査を実施いたしました。審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室。出席者は私を含め委員11名で、オブザーバーとして杉山議長に御出席いただきました。傍聴者は、一般の傍聴者2名でした。説明員として、山田総務課長、梶山くらし環境課長、神谷生活環境室長、小林主幹が出席しました。

議案第54号から議案第57号は、総務大臣通知公営企業会計の適用のさらなる推進により、当町におきましても公営企業会計移行に当たり、地方公営企業法の規定に基づき条例の制定及び一部改正を行うものです。

審査は、担当課から詳細説明を受け、それに対する質疑応答という形で進めていきました。主たる内容を抜粋して報告いたします。委員会審査報告書を御覧ください。

質疑。水道事業の公営企業会計への移行は必ずしなければならないのか。罰則があるのか。  
答弁。平成27年、総務大臣通知、地方企業会計の適用の推進等により移行を進めてきた。会計制度が変更することになるが、基本は今までと同様である。3万人未満の簡易水道事業においても移行が必要となるが、罰則はない。

質疑。減価償却における資産価値は行ったのか。

答弁。手続上処理はしている。

質疑。法の適用区分において、今後全部適用しなければならないか確認したい。

答弁。現況は一部適用として対応していくが、現状では全部適用までの要請はない。

質疑。一般会計の繰入金について確認したい。

答弁。移行後も人件費50%、工事費10%、災害費100%の、現行どおりである。

質疑。今後の水道料金について確認したい。

答弁。令和3年度に改正を行っており、3年を目安に収入や将来の状況を加味しながら見直しについて検討していく。次回は令和6年度に予定している。

質疑。安定した供給ができるよう、水源地の整備は早急に対応してほしい。

答弁。担当としても水源地整備の必要性は感じている。安定して供給できるよう水源の見直しも含めて検討していきたい。

以上であります。

質疑の後、それぞれの議案について討論、採決を行いました。4議案とも討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第54号から議案第57号までの委員会付託に関する特別委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（杉山広充君） 委員長報告が終わりました。

ここで申し上げます。

本日の会議時間は、議事進行の都合によりあらかじめ延長をいたします。

御了承ください。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第54号の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、日本共産党の大竹勝子です。ただいま議題となっております議

案第54号、川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてに対して、反対の立場から討論を行います。

去る2日に開かれた簡易水道事業会計特別委員会における審査の折にただしたところ、くらし環境課長より、この移行が料金の値上げに直結するものではない旨の答弁がなされたため、私は閉会後の全協の説明を受けた翌日の委員会審査ということでもあり、十分な調べができていないこともあり、委員会採決では賛成しましたが、その後、同様の移行を済ませている島田市の議員より移行後の状況を聞いたところ、料金の値上げが繰り返され、住民から批判の声が絶えないとの話を聞きました。インターネットで見ても多くの自治体で料金値上げが繰り返されていることを知りました。

このことは当町においてもかつて公会計化も控えており、管路等の老朽化も進んでいて、今後徐々に料金引上げを図る必要がある旨の考えが示されていることから、今回課長より値上げにつながるものではないとの答弁がされたことを確実に裏づけできる手だてを示していただく必要があったとの思いが強く、そのための唯一の方法であると考え一般会計からの繰入率の引上げについて、何らかの約束を得ないまま賛成したことに強い不安を感じていたものです。

本案は、町が設置している簡易水道事業について、これまで町が行ってきた特別会計の形での運営を地方公営企業としての運営に切り替えるとするものです。予算も決算も現行の歳入歳出予算並びに決算という形から、公営企業会計の方式に移行して、現行の単式簿記から複式簿記に変更されます。これに伴って、歳入歳出の金額だけでなく、資産、負債の額や増減等についても明示され、現金主義による記帳から発生主義による記帳となると説明されています。この点に限れば、現行の仕組みと比較して、内容を読み取るのに、これまでにない知識や技術を必要とするといった点はあるとしても、より経営の全体像を把握しやすくなるのは疑いありません。

このことが、私たち町民の立場からすると公営企業会計の移行によって経営の企業化が強まり、これまでに増して独立採算の原則が重視され、結果的に給水料金の引上げなどにつながるのではないかといった懸念が拭い切れないのも確かです。これまでも当町の簡易水道施設の老朽化は著しく、毎年改修工事費はかさむ一方です。

また、当町は、都市部と違って人口密度が低く、管路などを敷設するにも同じ給水人口への施設を整備するのに、より多額の経費が必要です。維持管理の修繕料や工事費については、現在10%しかない一般会計からの繰入率を今のまま変えないとすれば、値上げは避けられず、ただでさえ所得水準が低い当町においては町民にとって耐え難い負担となるのは火を見るより明らかです。

独り暮らしのお年寄りや国民年金以外に収入が見込めない弱い立場の高齢者、零細業者や子育て世帯など、この町を支えておられる住民にとって住みにくい町となり、人口減少に拍車をかけることにもなりかねません。一般会計からの繰入れについては、日本共産党として

県の担当者に確認したところ、一律に完全な独立採算を義務づけるものではなく、一般会計からの繰入を禁ずるものではないという回答を得ています。

公営企業会計への移行に伴い、住民負担を増やさず、健全な会計運営を確立するためにも、命の水を確実に提供する責務を負う自治体として、多額に上ると予測される管路や浄水設備などの整備に要する工事費については、広範な国土を少数住民で懸命に守り、大井川下流域への豊富な水の供給源になっているなど、過疎地域の住民が担ってきている役割や過疎地域の課題などを国に示し、施設の維持管理費への国庫補助率の増額や国土強靱化の一環をなすと考えられる管路の耐震化等には、一層高率な国庫補助率を求めるとともに、町も過疎債など可能な限り財源確保に努めることはもちろん、一般会計からの繰入率をせめて50%に引き上げるなどして、利用者、住民の負担を抑え、健康で文化的な最低限度の生活を支え、命の水を町の責任において守り抜けば、町長が常々強調しておられる安心・安全な町や、安心して住み続けられる町など、魅力あるまちづくりにより人口を増やしていけるのではないのでしょうか。

以上の理由から、委員会における審査の中では賛成の態度を取りましたが、先行して移行した自治体の実情を聞いたり、様々な情報を総合して考え直してみた結果、賛成すべきではないことを考えるに至りました。同時に、町民の多くが抱く懸念や不安を払拭する明確なメッセージを伴わない本案については、残念ながら賛成できないことも申し上げ、本案に対する私の反対討論とします。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 4番、澤西省司です。賛成の立場で討論いたします。

令和5年4月1日から簡易水道事業特別会計が公営企業会計に移行するというものですが、会計方式を適用するもので、水道事業そのものは変わりません。公営企業会計移行後は、事業活動に係る費用と収益及び翌年度以降の事業活動の基となる資産と負債等との関係から、貸借対照表及び損益計算書を作成、分析することで、経営の方向性や水道事業全体像を把握できるようになります。

水道料金は、今後の水道事業を見据えて3年から5年に1回見直しが必要なことは、公営企業会計移行後も変わりません。水道事業を長期的に安定した維持可能なものにしていくための公営企業会計であると判断して、賛成討論といたします。

○議長（杉山広充君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立多数です。

したがって、議案第54号、川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第55号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第56号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第56号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第57号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第57号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第71号 令和4年度川根本町一般会計補正予算(第11号)

○議長(杉山広充君) 日程第8、議案第71号、令和4年度川根本町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 議案第71号について、電車代行バスの3便増発に640万円の補助金を支出することになった経緯と、町として補助金を支出する法的もしくは制度的な根拠と、金額の積算根拠を具体的に説明をお願いします。

2番目に、バスによる代行輸送はあくまでも緊急避難的対応であり、一日も早い鉄道輸送の復旧こそが求められています。大鐵本線、家山一千頭間の被災状況は、実際のところどのようなようになっていて、運行再開の見通しについて会社側からどのような形で説明を受けておられるのか、お答えをお願いします。

3番目に、通勤や通学などで大鐵を利用していた住民などに限れば、代行バスの運行本数が増加することで、運休による不便のかなりの部分は解消されと考えられますが、千頭駅周辺をはじめとする町内の観光入れ込み客は、その少なくない部分は、SLやトーマス号を目当てにしている方々ではないかと考えられます。大鐵本線の一日も早い全線復旧は当町の観光業をも左右する極めて重大な課題と言わなければなりません。町長はこれまでどのよう

な形で早期の復旧を会社側や関係諸機関に働きかけてきたのか、具体的にお答え願います。

4つ目に、この代行バスの運行に対して、補助金を支出するということについて、国や県の財政的支援措置ないしは対応はどのようなになっていますか、具体的に説明をお願いします。

○議長（杉山広充君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　ただいまの質疑に対してお答えいたします。

まず1点目につきましてですが、今回の補正内容につきましては、全協でも御説明させていただいたとおり、当初大鐵のほうから示されました代行案につきましては、8往復16便の計画でございました。その時刻表の中で、鉄道との接続に十分ではない時間帯があったことを踏まえまして、町のほうとしましては、地域住民に対する利便性の向上を目的とし、また観光客にも必要な交通手段の確保を図ることを強く要望した結果、3便増便していただいた結果でございます。その3便につきまして、今回、町独自によります復旧に向けた災害支援も含めた形で対応するものでございます。

また、経費の根拠等につきましては、3便の増幅に係る経費のほうにつきまして大鐵より見積りをいただいている金額でございます。今回の補助金につきましても、事業費に対して2分の1の負担率で予算640万円を計上しているものでございます。

2つ目の質疑でございます。

こちら当然一日も早い復旧を町も望んでいるところでございます。現在の災害状況はどういう状況かといいますと、沢からの土砂の押し出し、また線路等の洗掘などの被害状況があると聞いてございます。現段階では、復旧のめどが立っていないということから、今回家山一千頭間におきましては鉄道の代行バス運行を行うという対応で対応していきたいという旨を大鐵側から聞いているところでございます。

3つ目の関係でございます。

町長がこれまでにどのような対応をしたのかということでございますけれども、先ほども一般質問でお答えさせていただいているように、これまで町としましては10月25日に1日でも早く全線の復旧を望んでいるということで大井川鐵道本社を訪れ、鈴木社長へ直接要望書を手渡しているところでございます。また、11月18日には県知事に対し早期復旧と運行再開に向けての支援要請、12月6日には国土交通省に対して全線復旧に向けた支援をお願いしているところでございます。

4つ目の補助金に対する財政支援ということですが、現段階では国や県の財政支援というのはございません。今回は町費のみでの対応ということでございます。そのうち過疎債のソフト事業分が充てられるということから、それを活用して今回補正財源として充てているものでございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君）　　ほかに質疑はございませんか。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 積算根拠を大鐵より示されたということで今、伺ったんですけれども、要求された金額そのまま、もう少し安くないかというふうなことは言ってはいないんですか。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 現段階では、見積り金額に対しての2分の1補助という形で予算を上げさせていただいてございます。当然、補助するに当たっては、運行経費から収入分を差し引いた残りの金額に対して補助をするという形になりますので、実質的には今の金額よりも下がる状況であるかと思えますけど、積算上のことについては現段階ではもう少し値下げをしようというところまでは求めておりません。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ございませんか。

11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 最初のところで、この増便をした、要望した経緯が、地域住民の利便性と観光客の増加を図るためということなのですけれども、まずその中にSLに連携していくとても重要な代行バスがあるので、そうしますと観光客の立場からすると、やはり家山ではなくて千頭まで来てくださるということに対して、やはりこの3月までの期間においてその予算の費用対効果というか、そういったことを狙っていくとすれば、具体的にやはり観光客の目線で町としてこの3月までをどのように対応していくかというのはお考え、計画などありましたら、伺いたいのですけれども。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） その間の観光対策という御質問かと思えます。

大井川鐵道が全線再開するまでの間、地域振興策として誘客イベント等を実施していく予定でありまして、現在計画を立てているところでございます。今回、大井川鐵道、SLに接続する便をお願いしているということで、地域住民の利便性と併せ、家山駅まで来た観光客の皆様を千頭駅まで来ていただくことを目的としての今回増便ということでございます。

そのような関係で、全線再開するまでの間、誘客イベント等は計画していく予定でございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ただいまの質問に関連しまして、実際に利用されている実態について調査されるかどうか。きちっと調査して3月末まで調査されて、それでその結果を報告していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今回の鉄道の代行バス運行でございます。こちらにつきま



しては、各便ごとの乗車人数、こちらについては大鐵側のほうから報告をいただくように求めているところでございます。ですので、その利用状況を踏まえながら今後の在り方についても検討していく必要があるのかと考えています。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第71号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 発議第3号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償  
等に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて

○議長（杉山広充君） 日程第9、発議第3号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから発議第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 請願第1号 補聴器購入への補助制度の創設を求める請願

◎日程第11 請願第2号 中川根第一小学校の全施設を町民が広く利用できる場所にするを求める請願

○議長(杉山広充君) 日程第10、請願第1号、補聴器購入への補助制度の創設を求める請願及び日程第11、請願第2号、中川根第一小学校の全施設を町民が広く利用できる場所にするを求める請願を一括議題といたします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願2件については、11人の委員で構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査としたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、請願2件については、11人の委員で構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎特別委員の選任

○議長(杉山広充君) 引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました請願審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、請願審査特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定いたしました。

特別委員会の正副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。定例会閉会后に、議場で請願審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。



#### ◎閉 会

○議長(杉山広充君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第4回川根本町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 5時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月19日

議 長 杉 山 広 充

署 名 議 員 佐 々 木 直 也

署 名 議 員 中 野 浩 和